2021 <sub>全肢P連</sub> おおいた

#### 令和3年度 第64回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会 会報 第132号 大分大会特集号



2021 全肢P連 大分大会

#### 発刊に寄せて

#### 



この治安のよい日本で、まさか子どもが学校に行けない事態が起こるとは想像もできなかったような中でも、子どもたちは日々、たくさんのことを感じ、学んでいます。

令和3年9月14日から24日までの11日間、第64回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会・校長会合同研究大会が特設HPのオンデマンド配信により開催されました。「期間中、お好きな場所で・いつでも・何度でも」という、配信の利点を生かした本大会には、全国から多くの保護者、学校関係者の方々がご参加くださり、皆様とともに実りある時間を過ごせたことは本当に貴重な経験となりました。開催にあたり、本会の趣旨にご賛同いただきました日本肢体不自由児協会様をはじめとする協力団体、協賛団体、協賛企業、そして、WEB開催という本会にとって初めての開催形式に試行錯誤する大分大会実行委員会を励まし、支えてくださった九州地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会の皆様のご協力のもとに、本大会を成功へと導くことができましたことを、心より厚く感謝申し上げます。

大会テーマを「新しい風 新しい道 大分から広がる夢の種」に決定した数年前には予想もできなかった感染症の禍難の中においても、配信という新しい道で子どもたちの学びや安心できる学校生活に必要な情報を提供できたことを、全国の皆様に喜んでいただけました。分科会では従来の取り組みに加えて、コロナ禍だからこそ見えてきた新しい視点での取り組みなどの実践的な提案、会員研修では、社会福祉法人 太陽の家 理事長 山下 達夫様より、不安定な世相の中で育児を行う保護者・子どもたちにとって大変励みとなるお話を聴かせていただき、直接会うことはできなくても、一人ではないのだ、今の毎日も明るい未来につながっているのだと実感していただけたのではないかと思っています。

来年度は「過去からつながる 明日へひろげる 北海道から目指す未来のカタチ」北海道での開催です。子どもたちのより良い未来のため、新しい道のさらなる発展と北海道大会のご成功を祈念し、発刊に寄せてのご挨拶とさせていただきます。

令和3年10月

#### 目 次

第1分科会「学校」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	開会式
来資あいさつ       5         基調講演       8         分科会       第1分科会「学校」       58         第2分科会「地域」       69         第3分科会「福祉」       80         第4分科会「進路」       98         第5分科会「医療」       109         第6分科会「機器」       119         会員研修       143         講演「共生の時代~No Charity,but a Chance!」         全体講評       152	
分科会 第1分科会「学校」・・・・・・ 58 第2分科会「地域」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1分科会「学校」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	基調講演
第 2 分科会「地域」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	分科会
第3分科会「福祉」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2000
第4分科会「進路」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5分科会「医療」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6分科会「機器」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
講演「共生の時代~No Charity,but a Chance!」  全体講評・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152	
全体講評	会員研修
	講演「共生の時代~No Charity,but a Chance!」
閉会式	全体講評
	閉会式
	大会宣言文
	開催地校長あいさつ 次年度開催地校長あいさつ

#### 【主催者大分大会あいさつ】

全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会会長 空岡 和代 氏



第 64 回全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会、および PTA•校長会合同研究大会「大分大会」に際しまして、一言ご挨拶させていただきます。

感染症の猛威もあり社会状況が落ち着かない中ではありますが、オンデマンド開催により今回の大会 が開催できることを嬉しく、ありがたく思います。

昨年度、記念誌という形で大会を繋いでくださった「島根大会」関係者の皆様、記念誌が学校に届いた時の喜びを今も思い出します。

今年度は初めてのオンデマンド大会ということで、大分の実行委員会の皆様が、悩みながら、試行錯誤しながら心のこもった丁寧な準備をしてくださいました。

今大会の動画作成にあたって、本来ならば対面でお話ししていただくご協力いただいている皆様にも、 視聴者が見えない所で様々工夫して撮影をしていただきました。

そして何より、今回の大会に興味を持っていただき多くの皆様にお申し込みをいただいたことが、励 みになっています。

皆様、本当にありがとうございます。心より感謝いたします。

ここで、多くの皆様にご協力いただき、会えない中でも大会を開催する意味を2つ挙げさせていただきます。

1 つは、全国の肢体不自由特別支援学校の仲間の今を知るためです。分科会発表校の皆様の発表を視聴し、自分の学校、地域との共通点、違いを知ることができます。そして、思い合うことができます。

もう1つは、これまで諸先輩方が繋いでくださったことを0にしないためです。続けていると、近い 将来会場での開催が再開し社会に向けてアピールできる日が戻った時、すぐに動くことができます。い つでも準備ができている状態でありたいです。

オンデマンド、そして 11 日間という期間があることで、これまで興味があってもなかなか参加する機会のなかった皆様に、各界の先頭でご活躍されている皆様のお話はじっくり、各校の発表も 1 つではなくすべて、ご覧いただくことができます。

日々が落ち着かない時だからこそ一層、学びの時間を贅沢な時間に感じます。今大会での学びが1つでも2つでも、明日からの皆様のパワーの源になることを願っています。

#### 【歓迎のことば】

全肢 P 連「大分大会」実行委員長 大分県立別府支援学校 P T A 会長 舩石 えつ子 氏



大分県へようこそ。

第 64 回全国肢体不自由特別支援学校 P T A 連合会 P T A・校長会合同研究大会 大分大会にご参加の皆様を心より歓迎申し上げます。

私たちは、会いたくても会えない、触れたくても触れられないことの辛さを知っています。NICU のガラス越しに我が子と対面したこと、小さな身体で検査に向かう我が子を送り出したこと、ほんの数 分しか面会が許されない状況を経験しています。

だからこそ、たとえ離れていてもつながっている、触れられなくても思いは伝わるということもよく 知っています。

大分大会はWEB開催です。皆さまに直接お会いできないことは残念でなりませんが、配信を通して 大分から益となる情報と元気をお届けできる機会を得られたことに沸き立ち、実行委員一同心を込めて 準備を進めて参りました。

我が子には支援が必要だと分かった時に救いとなったのは情報でした。そして、同じ境遇で頑張る先輩や仲間によって励まされてきました。

大分大会には、いつものぜんしぴれん全国大会と同じ熱量があります。どうぞ、11日間、リラックスできる環境で有益な情報と、ぜんしぴれんの繋がりをお楽しみください。

#### 【来賓あいさつ】

#### 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 菅野 和彦氏



令和3年度第64回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会、PTA・校長会合同研究大会「大分大会」の開催に当たり、お祝いの言葉を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の対応に当たっては、依然として厳しい状況が続いております。 PTA連合会をはじめ、各学校の皆様方におかれましては、感染拡大防止のために、様々な活動の自粛 や縮小など、感染拡大防止策を講じられていることと思います。特に、肢体不自由特別支援学校におい ては、医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒が多く在籍していることから、教 職員、看護師、保護者との連携のもと、細心の注意を払いながら、教育活動を展開されていますことに 対し、敬意を表します。

文部科学省としては、感染症対策を徹底しつつ、最大限子供たちの健やかな学びを保障するための取組を両輪として、しっかりと進めてまいります。また、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供たち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、教職員の専門性の向上、教育環境の整備の一層の充実等に精力的に取り組んでいるところです。

医療的ケア児への支援については、本年6月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。文部科学省としましては、学校における医療的ケアのための看護師配置の支援を行うとともに、新たに、学校において医療的ケア児を受け入れる際に参考となる支援資料を作成するなど、医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する取組を行っているところであり、本法律の趣旨を踏まえ、引き続き、支援の充実に努めてまいります。

結びに、大会の開催に際し、計画・準備・運営等に御尽力を頂きました関係者の皆様方に感謝を申し上げますともに、新型コロナウイルス感染症による影響の収束を願いつつ、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会の更なる御発展を心から祈念し、お祝いの言葉といたします。

令和3年9月吉日

#### 【来賓あいさつ】

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室障害児支援専門官 鈴木 久 也 氏



皆様、こんにちは。厚生労働省障害児支援専門官の鈴木と申します。

令和3年度第64回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会およびPTA・校長会合同研究 大会「大分大会」の開催にあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

はじめに、日頃からお子様達の思いを受け止め、愛情を込めて支えておられるご家族の皆様、特別 支援学校や地域において支援に携わっておられます関係者の皆様の御尽力に対し、心から敬意を表し ます。

また、現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のために日常生活が様変わりする中で、 肢体不自由のあるお子さんの生活を日々支えておられる御家族の皆様と、支援に携わっている関係者 の皆様に、心から敬意を表します。

本大会が、学校・家庭・地域が一体となって、特別支援教育の諸課題等の実践研究を進めるとともに、 誰もが自分らしく共に生きる社会づくりを目指して行われますことは大変有意義であり、本大会が実り 多き大会になりますことを心からご期待申し上げます。

厚生労働省では、障害のある方々とその御家族を支援するため、近年、様々な制度改正に取り組んでまいりました。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、

- ・ 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援
- ・ 相談支援の質の向上
- ・ 効果的な就労支援
- ・ 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
- ・ 感染症等への対応力の強化

などの課題に対応するための改定を行いました。

また、本年6月には、関係議員の皆様の御尽力により、議員立法で「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立いたしました。この法律を受けて、厚生労働省としても医療的ケアを必要とする障害のあるお子さんやその御家族など、支援が必要な方に必要な支援が行き届くよう、体制の整備に努めてまいります。

引き続き、皆様のご意見を十分にお伺いしながら、ひとつひとつの課題に真摯に向き合い、障害福祉施策の着実な進展に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本大会開催のため、企画から運営までご尽力いただきました、大分大会実行委員長をはじめ実行委員会の皆様、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会および校長会の関係者の皆様方に厚く敬意を表しますとともに、本日ご参会の皆様のご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。本日はまことにおめでとうございます。

令和3年9月吉日

#### 【来賓あいさつ】

#### 大分県教育委員会教育長 岡本 天津男 氏



第64回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会及びPTA・校長会合同研究大会大分大会が全国各地の皆様のご参加のもと、2年ぶりに開催されますことを心からお祝い申し上げます。特に今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Webでの開催にご尽力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、昨年は、全国的な臨時休業の実施、学校教育を含む社会経済活動の停止等、これまでに経験したことのない事態に直面しました。そのような中、社会全体のデジタル化が大きく促進され、学校教育においても、子どもの学びを保障するための遠隔・オンライン教育に大きな注目が集まりました。本県におきましても、学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なものとして環境整備を進めており、今年度は、「GIGAスクール構想」による1人1台端末の本格導入をはじめ、ICT活用が大きく前進する1年と捉えています。

各学校の教育課程の基準となる学習指導要領には、肢体不自由のある幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器を有効に活用して、指導の効果を高める必要があると示されています。大分県教育委員会といたしましても、特別支援学校に対し、ICT活用の一層の推進が図れるよう指導・支援を進めてまいります。

また、大分県教育委員会では、「障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向け、1人1人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす」ことを基本方針とした「第三次大分県特別支援教育推進計画」を平成30年2月に策定しました。本計画は、令和5年3月までの5年間の計画で進めており、現在、計画に則って、『障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備』や『特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上』に取り組んでいるところです。

特に、『教育環境の整備』では、現在、大分地区での知的障がい特別支援学校等の再編整備を進めて おり、生徒の一般就労を目指す新たな高等特別支援学校の令和4年4月の開校に向けて、準備を進めて います。また、肢体不自由である幼児児童生徒に対する教育を行う別府支援学校や別府支援学校鶴見 校のある別府地区では、計画の中間評価や国が策定した特別支援学校設置基準などを踏まえ、現在、再 検討しているところです。

このような変革期に、「肢体不自由のある子どもたち一人一人の生きる力を育むためのPTA活動はどうあればよいか」を主題として、今大会が開催されることは、大変意義深いと考えております。研究協議題を見ると、「自立」「社会参加」「連携」「豊かな生活」などがキーワードとして示されております。Web開催の利点を生かして、充実した取組となることを期待しております。

結びに、特別支援教育を推進し、子どもたちの自立と社会参加の実現のためには、各学校と、家庭や地域が相互に連携し、一人一人の能力や適性に応じたきめ細かな支援が必要です。引き続き、関係各位のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。また、本大会の開催にあたり、ご尽力いただきました関係者の皆様に改めて感謝を申し上げるとともに、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会の益々のご発展をご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

#### 【基調講演】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育調査官 菅野 和彦氏



テーマ「新しい時代の特別支援教育と肢体不自由教育の充実に向けて|

皆さん、こんにちは。文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官の菅野和彦と申します。どうぞよろしくお願い致します。

本日は、スライドにありますように「新しい時代の特別支援教育と肢体不自由教育の充実にむけて」 と題して、国の動向や今後の肢体不自由教育に期待されていることなどについてお話をしていきたいと 思います。それから、各分科会での話題提供にも触れさせていただき、大会研究主題の「新しい風」新 しい道 大分から広がる夢の種」に資するよう話を進めていきたいと思います。それでは、分科会発表 から大切にしたいこと、私が感じたことなどについてお話をしていきたいと思います。まず、はじめに 第1分科会「学校」、第2分科会「地域」についてです。近年、巨大地震をはじめ、気候変動に伴う集中 豪雨や台風の大型化などにより、多くの自然災害が発生し、各地で大きな被害が生じています。自然災 害は日本中、「いつ・どこでも | 発生する可能性があり、より一層防災教育の必要性が増している状況で す。どちらの分科会においても災害を念頭に置き、大変重要な視点からの発表であったと思います。静 岡県立西部特別支援学校では、平成28年から避難所生活を想定した防災サバイバルキャンプの取り組 みが行われ、いざという時に、保護者も子供も学校も落ち着いて行動できることにつながることが考え られ、他の学校の参考となるものと思います。また、兵庫県立和田山特別支援学校では、阪神淡路大震 災の経験から、地域の協力のもと防災体験のプログラムを実施し、自分たちが地域に貢献できることを 基盤としながら、小学校・高等学校・消防・自衛隊などと連携した取り組みが行われております。保護 者の皆様の思いである地域全体に優しい循環が生まれて欲しい、寛容な社会になって欲しいという思い がつまった発表でした。私は、福島県出身です。東日本大震災時には肢体不自由校に勤務していました。 当時を思い返しますと、とにかく冷静に子どもの安全確保を最優先に行動し、保護者の方に引き渡すこ とが初日の大きなミッションでした。ところが、何事も計画どおりにはいかないもので、橋が壊れ、道 路が寸断、連発する巨大な余震、津波の再来、そんな不安などから日を超えて引き渡すことを想定し、 寄宿舎を活用する準備に入ったことなどを思い出します。

そして、近隣の高等学校で避難所の運営も行いました。避難所生活も長期にわたると、いろいろな課題や人それぞれの思いが出てきます。寝ることができない、隣がうるさい、温かいものが食べたい、当たり前の欲求です。また、避難所の日常は、段ボールの敷居からランドセルを背負って小学校に通う子ども、会社に行く保護者の方、他の避難所でしたら、医療的ケアを必要する児童の対応など様々な生活が避難所にはありました。このように様々なことが想定されますが、今後とも両校の発表から取り組みを参考に、できることから始めていくことが大切であることを発表から学びました。

続いて、第3分科会「福祉」第4分科会「進路」についてです。学校在学中は、学校中心の生活とな

りますが、学校外での生活を支える福祉制度の理解、卒業をふまえた進路選択は保護者の皆様方にとっ て大変重要な事柄です。高知県立高知若草特別支援学校ではアンケートをもとに福祉制度の活用につい て発表がありました。今の時代は情報が多種多量にあります。しかしながら、たくさんある情報だから こそ、必要な情報がわからないということにもなります。常に、情報を整理し、共有する取り組みが大 変参考になると思います。今後とも、情報のアップデートを続けていただきたいと思います。長崎県立 佐世保特別支援学校では高等部3年間を見通したスケジュールが視覚化され、わかりやすく示されてい ました。保護者の方にとっては見通しを持ちやすく、卒業後に向けた準備を学校とともにできやすくな ると思いました。小学部段階から子供の成長を共有し、一人ひとりの力が十分に発揮できるようにする ことの大切さを発表して頂いたと思っております。第5分科会「医療」についてです。肢体不自由校で 学ぶ児童生徒は、一人ひとりによって違いはあるものの、医療とのかかわりは大変深いです。特に、医 療的ケアについては、安全・安心な状況下で行われることが重要となります。青森県立八戸第一養護学 校では、安全を確保するための危機管理について発表がありました。現在、全国的に医療的ケアの項目 は多種多様になっており、学校における医療的ケアの実施においては、保護者を中心としながら、主治 医や医療的ケア指導員、看護師、看護研修を受けた教員との連携が極めて重要となっています。また、 医療情報の共有の在り方についての方策等についてもご提案がありました。安心・安全な医療的ケアを 実施するためには、これで十分であるということはないということを改めてご発表いただいたと思いま

次に、第6分科会「機器」についてです。肢体不自由のある児童生徒にとっては、一人一人の困難さの状態により、意思の表出やコミュニケーションを図る上で、ICTを含む支援機器は大変有効なものです。また、これからの学校教育を支える基盤的なツールとしてICTは必要不可欠なものであることを前提に活用していくことが重要となっています。栃木県立わかくさ特別支援学校では、入所している児童生徒が面会制限のある中で、スイッチによる支援機器を個々に合わせて作成し、親子でつながる具体的な事例の発表がありました。そして、学校の授業参観や行事が中止になる中、日頃の授業の様子をタブレット端末を活用して動画で共有するという発表がありました。通信や情報管理の課題、新型コロナウィルスによる感染症による影響がありながらも、保護者も教員も子供を中心にして取り組むことの重要性を示していただいたと思います。そして授業動画を見て、保護者も「やってみたい」という言葉がありました。教員にとっては、ますます「がんばろう」とする原動力になっていると強く感じる発表内容でした。

第1分科会から、第6分科会まで、どの発表からも学ぶことが多い素晴らしい発表だったと思います。 各学校におかれましては、同様のことをPTA活動として行っているかもしれませんが、大会テーマ「新 しい風 新しい道 大分から広がる夢の種」のもと、再度見直すきっかけになること、そして、PTA 活動の更なる活性化を期待しています。

それでは、特別支援学校等の全国的な状況について、肢体不自由校を中心にお話をしていこうと思います。このスライドは特別支援学校等の児童生徒の増加の状況を平成21年度と令和元年度との比較で示したものです。直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は、一割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増となっています。特に、特別支援学級2.1倍、通級による指導2.5倍の増加が顕著になっています。特別支援学校においても、1.2倍の増加となっております。次に、特別支援教育の現状として、特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移を平成19年度から令和元年度までの経年変化で見ていただいています。学校数は令和元年度で1,146校、児童生徒数の在籍者数14,434人となっています。そのうち、肢体不自由教育を担う学校は352校、児童生徒の在籍者

数は31,094人となっております。先ほどの352校の内訳について説明していきます。まず、352校のうち、肢体不自由教育の単独校と言われている学校は122校、それから、肢体不自由教育を行っている複数障害種の対象となっている学校が230校となっております。合わせまして352校です。それから注目していただきたいのは、複数障害種の対象校の総数は259校です。そのうち、肢体不自由教育を行う学校は230校となっていますので、ほとんどの複数障害種の対象校のほとんどは肢体不自由教育を行っているということがわかるかと思います。一方で、経年変化でみてみますと、平成21年度においては、複数障害を対象とする肢体不自由校と肢体不自由教育単独校はだいたい同じ数でしたけれども、この十年の経年変化をみてみますと、平成21年度は150校、令和元年が230校ですから、80校増加。一方で、肢体不自由教育単独校は145校、令和元年が122校ということで23校の減少となっています。このように複数障害種を対象としている学校の増加が全国的にみられていることがわかるかと思います。

こちらのスライドが、設置学級基準による肢体不自由校における学級別在籍者数の推移です。単一障害の学級、肢体不自由という一つの障害で編成している学級で学んでいる児童生徒数は、3,250人、重複障害学級、肢体不自由と例えば知的障害を合わせ有している子どもたちが学んでいる学級で学んでいる児童生徒数は27,844人となっており、全国的に重度重複化の傾向は変わっていません。

こちらのスライドは、特別支援学校に在籍する医療的ケア児の推移です。青い線は幼児児童生徒数で、令和元年は8,392人、黄色線は看護研修を行った教職員数で4,645人、茶色線は看護師数で2,430人となっております。幼児児童生徒数は、ここ5年間は、約8,000人で推移していることがわかるかと思います。

こちらの表は特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数、医療的ケアの項目別に表に表したものとなっております。上段は呼吸器系、中段は栄養系とその他になっています。詳細については、表をご覧ください。

つづいて、幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児等の推移です。この表の見方ですけど、 平成30年度までは公立の小・中学校の数として表しており、令和元年度からは幼稚園・高等学校を含めた数となっています。令和元年の幼児児童生徒数は1,453人、看護師数は1,122人となっており、特別支援学校に比べれば、かなり少なく見えますが、傾向としては、増加傾向にあることがわかるかと思います

こちらのスライドは、幼稚園・小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数 (医療的ケア項目別) の表となっています。詳細はご覧いただきたいと思います。

次に、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、及び「新しい時代の特別支援教育の在り方について」お話を進めていきたいと思います。先ほどの肢体不自由教育を受ける子どもたちの人数とか学級別、医療的ケアを必要とする子どもたちの詳細についてご説明いたしましたが、それらを念頭におきながら聞いていただければと思います。それでは、初等中等教育分科会の全体像について、まずは説明をしていきたいと思います。平成31年4月に諮問された中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育のあり方」特別部会では諮問事項全体にわたって横断的に議論が進められてきました。この中で、特別支援教育の事項については、有識者の意見等を踏まえて深めていく必要があることから、ここにありますように新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議を立ち上げ、全13回にわたってすめられ、本年1月に報告されたところです。また、中央教育審議会初等中等教育における、例えば、外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議、新しい時代の高等学校教育の在り方WG

など、先ほどの有識者会議の報告等をふまえ、それらを総括したものが「令和の日本型学校教育」の構築を目指して全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと共同的な学びの実現として本年1月27日に報告されたところです。

それでは、「令和の日本型学校教育」の構築を目指しての概要について説明をしていきます。まず、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来、新型コロナウィルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」であり、このような予測困難な時代の中においても、新学習指導要領の着実な実施により、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると提言されたところです。新学習指導要領の着実な実施について振り返ってみますと、平成28年の中央教育審議会答申において、社会の変化が加速度を増し、予測困難になっていることが指摘されました。それらをふまえ、学習指導要領が作成され、今私たちが直面している新型コロナウイルス感染拡大はまさしく指摘された社会状況の渦中にあると言えます。そして、学校教育においては、学びを保証する手段としてICTを活用したオンライン授業などが、学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠なものとして示されています。それらをGIGAスクール構想の実現、新学習指導要領の着実な実施などを通して、従来の日本型学校教育を発展させ、令和の日本型学校教育を実現していくことが総論において示されております。

次に、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿について説明をしていきたいと思います。こちらに示されていますように①個別最適な学び、それから②共同的な学び、これらの学びを一体的に充実させ「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をしながら、一人一人の児童生徒の学びを支えていることが示されています。特に①個別最適な学びにおいては「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図る。それから、GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導の充実」を図っていくことなどが示されております。②「協働的な学び」においては、「個別最適な学び」が孤立した学びに陥らないように、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、一人一人のよい点や可能性を生かしていく、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出していくなど、知・徳・体を一体的に育んでいくことが重要であることが示されています。

次に「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方です。

上の方にありますように個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、ICTは必要不可欠なものとして明記されており、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことなどが示されております。

特に、特別支援学校においては、これまで障害による学習上、または生活上の困難を改善、克服し、軽減していくためにコンピューター等機器を適切に使用してきました。これからの「令和の日本型学校教育」においては、これまでの実践を大切にしながらも各教科等においても適切に、そして効果的に活用することが求められております。さらには、個別最適の学びだけではなく、協働的な学びについても、特別支援教育においては大切な要素だと考えております。また、このICTの活用については、ここにありますようにICTの活用と少人数によるきめ細やかな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現とあります。具体的に言えば、例えば、遠隔合同授業など自分の学校以外の学校の児童生徒や社会とのつながりのなかでICTを活用した授業などが今後ますます増えていくことが想定されます。これらの「令和の日本型学校教育」の報告の目次の下にあります各論 1~9 に整理さ

れています。4にあります「新時代の特別支援教育の在り方」について詳細をこれから説明していきたいと思います。

このスライドは、令和元年9月に設置されました新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者 会議の概要版です。趣旨にありますように、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念 の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供 たちの数は増加の一途をたどっております。これらをふまえ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一 人一人のニーズに応じた新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について、全 13回にわたって検討を進めてまいりました。委員等につきましては、このスライドをご確認ください。 それでは、報告の概要について説明をしていきたいと思います。報告においては、I.特別支援教育を巡 る状況と基本的な考え方、Ⅱ.障害のある子供の学びの場の整備、連携強化、Ⅲ.特別支援教育を担う教師 の専門性の向上、IV. I C T 利活用等による特別支援教育の質の向上、V.関係機関の連携強化による切 れ目ない支援の充実、これらの五項目について定義がされています。特に今日は、この赤文字で書かれ てあるところを一つ一つ説明していきたいと思います。まず、Ⅱ.障害のある子供の学びの場の整備・連 携強化については、1.就学前における早期からの相談・支援の充実が報告されています。その中には、 就学相談における保護者への情報提供の充実が十分ではないのではないか、などの指摘がありました。 また、就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料という資料が文部科学省からでているわけ ですが、その内容を充実させる必要があるのではないかという議論が進められました。 3 特別支援学校 における教育環境の整備、そして、学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書(知的障 害者用)の作成についても言及がありました。詳しく説明していきたいと思います。教育支援資料の内 容の充実について説明をしていきます。有識者会議の報告、そして、議論をふまえ、文部科学省におい ては今年の6月に、標題にありますように「障害のある子供の教育支援の手引」として新たに作成し直 しました。このポイントは、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた 「一貫した教育支援」の充実を目指しております。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を 柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが 重要であると、今回の改訂の中で示しております。一貫した教育支援とは、これまでのイメージですと、 幼稚園から小学校というひとつの時期だけでありましたが、就学した後についても、教育相談や支援を 行っていき、そして、一人一人の子供の教育的ニーズの変化に応じて、学びの場を柔軟に見直していく ことなどが大きなポイントです。学びの場の柔軟な見直しについては、例えば特別支援学校で学んでい る児童生徒が、地域の小学校の特別支援学級での交流及び共同学習を通して、その子供さんが小学校で 十分に学べるなど様々な教育的ニーズの変化に応じて柔軟に行っていくことなどが、一つの例として考 えられます。その他にも、特別支援学級から通級による指導、通級による指導から通常の学級など、さ まざまな見直しということを進めていくことなどが重要であることなどが示されています。この他、ポ イントの二つ目は、「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方を整理しました。それから、三つめのポイン トは、市町村教育委員会における総合的判断や決定に向けたプロセスを、実際的なモデルとして再構築 をし直したことです。これらの手引きの構成につきましては、第1編、第2編、第3編となっており、 特に、第3編においては、視覚障害をはじめとする各障害種ごとに丁寧に示されております。障害種ご とに、教育的ニーズを整理するための観点を、障害の状態等、それから特別な指導内容、それから教育 上の合理的配慮を含む必要な支援の内容を具体的に整理するための観点を示したことが大きなポイン トとなります。さらには、手引きのほかに小学校等における医療的ケア実施支援資料として別冊として こちらの資料も作成いたしました。背景としましては、小学校中学校高等学校等においても日常的に「医 療的ケア」を必要とする児童生徒数が年々増加しております。そのような中において、各市区町村教育委員会が、この「医療的ケア」について正しく理解していただくために、今回別冊として作成いたしました。こちらの資料の構成につきましては、第1編「医療的ケアの概要と実施者」第2編「学校における受け入れ体制の構築」第3編「医療的ケア児の状態等に応じた対応」、これらを整理しまして、今般新たに示したところです。詳しくはHP等をご覧いただきたいと思います。また、文部科学省著作教科書につきましては、これまでも国語、算数、音楽については、作成されておりましたけれども、有識者会議の議論の中において、学習指導要領が改訂され、その中において、他の教科についても、教科書の必要性などについて議論が行われました。そこで、現在、文部科学省においては、今後に向けて、これらの教科以外についても作成する方向となっております。次に、ICT利活用等による特別支援教育の質の向上について説明をしていきます。二番目、指導の充実と教師の情報活用能力についてです。有識者会議の議論の中においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、オンライン授業などにおいて自立活動の指導におけるオンライン授業の難しさなどが指摘されたところです。そこで、今回自立活動の実践的研究について、令和3年度から行っていますので、そのことについて説明をしていきたいと思います。それから先ほど申しました文部科学省著作教科書のデジタル化についても説明をしていきたいと思います。

それでは、自立活動の実践的研究についてお話していきたいと思います。先ほど令和の日本型学校教育でもお伝えしましたように、学校教育を支える基盤的なツールとしてICTは必要不可欠なものとして示されたところです。その中において自立活動の効果的な指導の在り方について、今回調査研究として、令和3年の予算に組み込み、現在行われております。特に、感染症対策や地理的な条件等により、対面による指導が難しい際の学びの保障や担当教員に対する指導助言の手法を充実することによって指導の質の向上などの観点からICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を進めているところです。今後これらの研究を進め、特別支援学校で学ぶ児童生徒一人一人の自立活動の効果的な指導について、より一層研究を進めて参りたいと考えております。また、文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究も進めております。先ほどご紹介しました知的障害の各教科も含めてデジタル化を施行し、課題等を抽出することとしています。課題等の中には、例えば、障害種によっては、使いやすい・使いにくい・こういう機能があればもっと使いやすいなど、さまざまな課題が想定されております。これらを含め、今後も継続しながら研究を進めることとしています。

次にV.関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実についてです。2. 在学中の連携・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、3. 卒業後の連携・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有などについて、有識者会議の中において、さまざまなご意見を頂戴したところです。また、先ほどの分科会にもあったように第3分科会「福祉」、第4分科会「進路」とも大いに関係するところだと思います。今後これらの情報共有の在り方や、早期からのキャリア教育については、より一層推進していく必要があると考えております。また、4. 医療的ケアが必要な子供への対応として、二つ事項があがっておりますので、次で説明していきたいと思います。現在、文部科学省においては令和3年度予算の中において、切れ目ない支援体制整備充実事業の中で、II 医療的ケアのための看護師、外部専門家の配置について予算を計上しているところです。今年は、看護師の数を2,100人から2,400人に拡充し、現在医療的ケアのための看護師の配置をしております。また、学校における医療的ケア実施体制充実事業においては、先ほどの有識者会議報告にあった中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について調査研究を進めております。また、医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保について

も取り組んでいるところでございます。このように「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、そして、新しい時代の特別支援教育の在り方について説明をしてきました。これらについて理解をしていただけたらと思っております。

つづいて、肢体不自由教育の充実にむけて、話をしていきたいと思います。先ほども「令和の日本型 学校教育|の構築を目指してでも述べましたように、学習指導要領の着実な実施が重要となります。今 回の学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、各学校における「カリキュ ラム・マネジメント」の実現が大変重要となっております。特に、上の方にありますように「新しい時 代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実」が大変重要となっており、子供たちが「何ができ るようになるか」そして、子供たちはそのためには「何を学ぶか」、そして、それらを「どのように学ぶ か | という考え方のもとに今回の学習指導要領は作成されております。学校教育を支える基盤的なツー ルとして、ICTは必要不可欠なものとして示されたところです。その中において、GIGAスクール 構想の拡充は、大変重要なこととなっております。赤の四角囲みであるように、その中の障害のある児 童生徒のための入出力支援装置整備を現在も行っております。これらについて詳しく説明を行っていき たいと思います。肢体不自由がある児童生徒に対する教育においては、身体の動きや意思の表出の状態 に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピューター等の情報機器などを有効に 活用することが大切となります。今回のGIGAスクール構想による一人一台端末の他に、支援機器と して、例えば、代替キーボード、ジョイスティック、トラックボール、ボタン型のマウス、呼気スイッ チ、音に反応する音センサーなど、さまざまな支援機器を補助しております。また、重度重複の児童生 徒であっても視線を使うことができれば、視線入力装置等を活用して、このように絵を描いたり、文字 を入力したりすることが可能となる場合もあることから、今回の補助において視線入力操置の一式につ いても対象としております。また、GIGAスクール構想においては、遠隔教育の効果的な活用につい ても期待されています。こちらのスライドは、令和2年度文部科学省委託授業における各学校でのすば らしい取り組みをまとめたガイドブックとなっております。ご覧のように体育の授業において、互いの プレーを見て話し合う活動が紹介されております。具体的には、相手校のプレーを見て、それぞれの考 えや意見をお互い述べ合い、意見や考えをふまえて、自分のプレーに活かすなど効果的な学習が進めら れております。また、肢体不自由学校においては、一学級の人数が少ないことから、話し合い活動のデ メリットをメリットに変えるという効果もあります。この他にも、このガイドブックには肢体不自由校 の事例がもう一つ掲載されています。これは、中学部社会科の事例で、筑波大学付属桐ヶ丘特別支援学 校、愛知県立ひいらぎ特別支援学校、青森県立青森第一養護学校の三校で、中学部社会科の学習を遠隔 合同授業で行い、協働的な学びを実現した事例です。このように、全国の肢体不自由特別支援学校が I CTを効果的に活用した取り組みが広がっています。「令和の日本型学校教育」の構築を目指して取り 組むことが、今後ますます期待されています。

まとめです。これまで、肢体不自由教育の現状やSociety5.0の時代の到来、予測困難な時代をふまえた国の動向についてお話をしてきました。その中で、ICTの活用についてのお話が中心でしたが、教育のすべてをICTで対応するということではないことを改めて確認したいと思います。個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、ICTは確かに必要不可欠なものではありますが、豊かな体験活動や豊かな心の育成も大切です。そして、一斉授業か個別学習か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」に陥らず、教育の質の向上のために、障害の状態や、心身の発達の段階、適切な学習場面等を検討しながら、どちらのよさも適切に組み合わせて活かし、教育の質の向上につなげていくことが必要であることをご理解いただけたことだと思います。

さらには、学校だけではなく、保護者や地域住民等と連携・協働し、学校と地域が一体となって子供たちの成長を支えていくことも大変重要な側面となります。

最後にお伝えしたいことがあります。全国肢体不自由教育校長会も全国の学校の選りすぐりの授業実践をまとめ、肢体不自由のある児童生徒に対して、質の高い授業ができるように、そして、教師の授業力向上のために、発刊している書籍があります。このシリーズは、これまでに8冊刊行されています。特に、緑色の書籍は、昨年度のもので「遠隔教育・オンライン学習の実践と工夫」と題し、新しい時代の特別支援教育にふさわしい内容となっています。また、右側の「ミラコン~未来を見通すコンテスト~」校長会主催で、毎年冬に開催しています。今年で4回目をむかえることとなります。この大会のすばらしいことは、第一回目から全国大会をオンラインで行っているということです。このように肢体不自由校の校長先生方が新しい時代に求められる教育を研究され、取り組んでいることを、保護者の皆様に是非、お伝えしたいと思ったところです。

最後になりましたが、肢体不自由がある子供たちの自立と社会参加に向け、学校・保護者・地域の協力連携のもと、PTA連合会の益々のご発展を祈念致します。来年度の大会で是非お目にかかれることを楽しみに講演を閉じたいと思います。ご視聴ありがとうございました。

## 第64回全国肢体不自由特別支援学校 BTA連合会 BTA·校長会合同研究大会「大分大会」

## 肢体不自由教育の充実に向けて 新しい時代の特別支援教育



初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調益 特別支援教育調査官 管野 和彦

## 分科会発表から大切にしたいこと

## 静岡県立西部特別支援学校 第1分科会「学校」

ピンチはチャンス!! つながるPTA活動へ」 「コロナに負けるな

## 兵庫県立和田山特別支援学校 第2分科会「地域」

[防災体験プログラムでつくる地域とのつながり]

## 高知県立高知若草特別支援学校 第3分科会「福祉」

「福祉制度の活用について」

## 長崎県立佐世保特別支援学校 第 4 分科会「進路」

「生徒の実態に合った進路選択の取組

## 第5分科会「医療

医療機関や従事者との連携 **青森県立八戸第一養護学校** 安全の保持のための、医療 「子どもたちの健康

## 2. 特別支援学校等の状況について

## - おがらないでしています。- 一世本の日本を一一の日本の日本を一つに

# 持別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H21→R1)



- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 〇 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.5倍)の増加が顕著。

## 義務教育段階の全児童生徒数

### 特別支援教育を受ける児童生徒数

#### 0.9倍 1,074万人 25.1万人 **2.3%**

973万人

(令和元年度)

平成21年度)

48.6万人

, 部6.

5.0%

#### 校 孙 퐸 字 沼 华

知的障害 病弱·身体虚弱 視覚障害 聴覚障害 肢体不自由

7.5万人 6.2万人

小学校・中学校

特別支援学級

27.8万人

通常の学級(通級による指導)

自閉症・情緒障害

肢体不自由 弱視 難聴

知的障害

身体虚弱 三部障害 言語障害 自閉症 情緒障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 弱視 難聴 学習障害 注意欠陥多動性障害

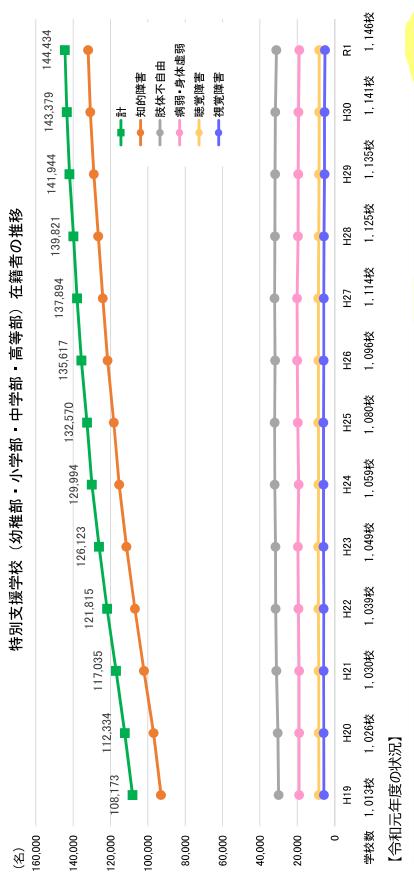
13.3万人

※平成21年度は公立のみ

### 特別支援教育の現状

### 日現在) 各年度5月 特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移

文部科学省



144,434 1,146 盂 病弱 身体虚弱 18,863 151 肢体不自由 31,094 352 知的障害 131,985 98/ 聴覚障害 8,175 118 視覚障害 5,083 82 在籍者数 驴核数

(出典) 学校基本統計

※学校数は、平成19年度より、複数の障害種、なができみまり支援学校制度へも対しため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者ころ、では、それぞれの 障害種工集化及る。この古め、学校数及の注籍者数の障害種別数値の合計は七一致しない。

平成19年度より、複数の障害種はができみ部1対援学体制度、も成めしため、複数の障害を有する者については、障害種のそれで制し集化でいる。このもめ、障害・動いが在 ※在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害事別に力集していむか、複数の障害を有する者こいでは、在籍する学校の障害種少外の障害こんで集化でいた。 籍者数の数値の合計は計一致しない。

#### [国・公・私立計]

## 特別支援学校のうち肢体不自由教育校数

・複数障害種の対象校のうち肢体不自由教育を行う学校は、H21とR1との比較で80校の増加。 ・複数障害種の対象校のうち肢体不自由教育を行う学校の割合は、88.8%を占めている。

年度 種別	H21	H22	H23	H24	H25	Н26	H27	H28	Н29	Н30	R1
肢体不自 由教育校 (A)	145	142	137	136	135	130	131	129	122	121	122
複数障害 種の対象 校 (B)	167	179	202	212	225	236	240	249	255	259	259
(B)のうち、 肢体不自 由教育を 行う学校 (C)	150	154	177	188	199	210	214	220	228	229	230
計 (A) + (C)	295	296	314	324	334	340	345	349	350	350	352

※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育資料」より(各年5/1現在)

## における学級別在籍者数の推移 特別支援学校 (肢体不自由)

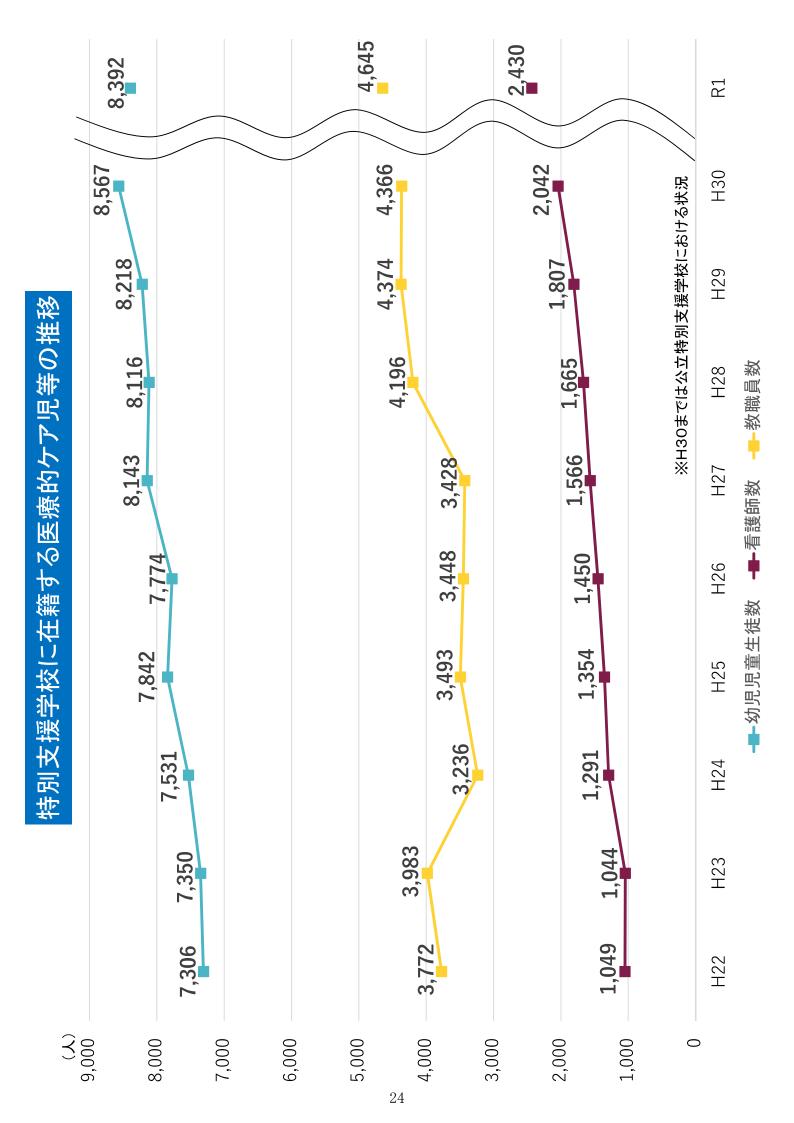
[国・公・私立計]

(設置学級基準)

#### 10.5% 89.5% 一句は、 全在籍者数に対する単一障害学級在籍者数の割合は 全在籍者数に対する重複障害学級在籍者数の割合は

53       45       50       48       53       45         1,376       1,294       1,241       1,309       1,294       1,276       1,2         1,027       972       944       948       983       922       9         1,495       1,555       1,516       1,552       1,478       1,490       1,4         3,951       3,866       3,751       3,867       3,808       3,733       3,6         12,131       12,310       12,398       12,286       12,339       12,286       12,3         6,952       7,138       7,132       7,295       7,328       7,369       7,3         7,917       8,092       8,204       8,467       8,485       8,330       8,6         27,135       27,861       28,150       28,242       28,081       28,4	07U 07U 07U	H30 R1
1,294 1,241 1,309 1,294 1,276 972 944 948 983 922 1,478 1,490 1,555 1,478 1,490 1,555 1,478 1,490 1,231 12,310 12,398 12,286 12,310 12,398 12,286 12,339 12,286 12,310 8,092 8,204 8,467 8,485 8,330 27,664 27,861 28,150 28,242 28,081	45 37 44	32 41 <b>31</b>
972 944 948 983 922 1,555 1,516 1,552 1,478 1,490 3,866 3,751 3,857 3,808 3,733 H22 H23 H24 H25 H26 12,310 12,398 12,286 12,339 12,286 7,138 7,132 7,295 7,328 7,369 8,092 8,204 8,467 8,485 8,330 27,664 27,861 28,150 28,242 28,081	1,222 1,178	1,190 1,169 <b>1,157</b>
1,555 1,516 1,552 1,478 1,490 3,866 3,751 3,857 3,808 3,733 124 127 102 90 96 12,310 12,398 12,286 12,339 12,286 7,138 7,132 7,295 7,328 7,369 8,092 8,204 8,467 8,485 8,330 27,664 27,861 28,150 28,242 28,081	923 886	853 821 <b>823</b>
3,866 3,751 3,857 3,808 3,733 H22 H23 H24 H25 H26 H26 H26 H26 H26 96 96 96 96 12,310 12,398 12,286 12,339 12,286 7,132 7,132 7,295 7,328 7,369 8,092 8,204 8,467 8,485 8,330 27,664 27,861 28,150 28,242 28,081	1,448 1,456	1,390 1,308 <b>1,239</b>
H22       H23       H24       H25       H26         124       127       102       90       96         12,310       12,398       12,286       12,339       12,286         7,138       7,132       7,295       7,328       7,369         8,092       8,204       8,467       8,485       8,330         27,664       27,861       28,150       28,242       28,081         31,530       31,612       32,067       32,050       34,814	3,630 3,564	3,465 3,339 3,250
12,310 12,398 12,286 12,339 12,286 7,138 7,132 7,295 7,328 7,369 8,092 8,204 8,467 8,485 8,330 27,664 27,861 28,150 28,242 28,081		H30 R1
12,310     12,398     12,286     12,339     12,286       7,138     7,132     7,295     7,328     7,369       8,092     8,204     8,467     8,485     8,330       27,664     27,861     28,150     28,242     28,081       31,530     31,612     32,007     32,050     31,814	96 95	<b>89</b> 08 02
7,138       7,132       7,295       7,328       7,369         8,092       8,204       8,467       8,485       8,330         27,664       27,861       28,150       28,242       28,081	86 12,319 12,384 12,388	88 12,297 <b>12,202</b>
8,092 8,204 8,467 8,485 8,330 27,664 27,861 28,150 28,242 28,081	7,393 7,406	7,528 7,468 <b>7,073</b>
27,664     27,861     28,150     28,242     28,081       31,530     31,612     32,007     32,050     31,814	8,652 8,456	8,362 8,492 <b>8,501</b>
31 530 31 612 32 007 32 050 31 814	81 28,459 28,325 28,348	48 28,337 <b>27,844</b>
t 0, 00 00, 20 00, 10 000, 10 0000, 10 000, 10 0000, 10 000, 10 0000, 10 000, 10 0000, 10 0000, 10 0000, 10 0000, 10 0000, 10 0	14 32,089 31,889 31,813	13 31,676 <b>31,094</b>

※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育資料」より(各年5/1現在)



## 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数(医療的ケア項目別)

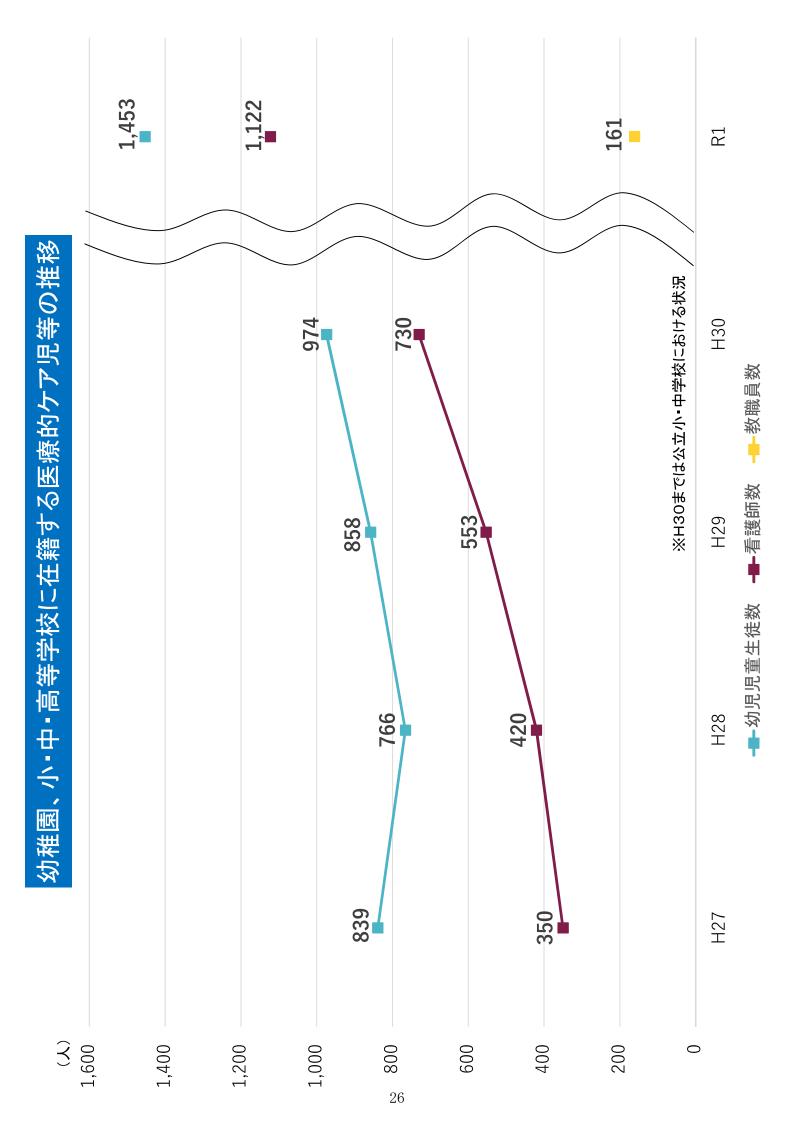
出業	教司問		225		225	-0
排痰補助 置の使用	通学		150		150	375
人口呼吸器の管理	教訪育問		1,027		1,027	1,502
人口 平	通学		475		475	1,5
引部の管	教 育 問		1,760 1,301 475 1,027		1,766 1,301 475 1,027	67
気管切開理	通学	2	1,760	1	1,766	3,067
パルスオキシメー ター	教計育問		754 2,381 1,311		754 2,382 1,311	93
パルスオタ・	通学	1	2,381		2,382	3,693
发素療 大	教詩育問				754	15
在宅酸	通学	_	096		961	1,715
プライ -	教 育問		750		750	38
吸入・ネプライ ザー	通		1,287	1	1,288 750 961	2,038
喀痰吸引 (その他)	教 育 間		160		160	90
略痰 (その	通		400		400	2(
喀痰吸引 気管カニューレ 内部)	教育		1,354		1,354	08
喀痰吸引 (気管カニュ- 内部)	通学	3	1,327   1,750   1,354	1	1,754	3,108
客痰吸引 鼻腔内)	教 育 問		1		1,327	94
喀痰吸引 (鼻腔内)	通学		3,267		3,267	4,594
吸引 [内)	教訪育問		3,507   1,532   3,267		3,510   1,532   3,267   1,327   1,754   1,354	42
喀痰吸引 (口腔内)	選挙	3	3,507		3,510	5,042
医療的ケア項目	通学 訪問教育の別	玉立	公立	私立	+	ш

<b>5</b> 1	問問		149		149	
その他	教恒		_		1	850
	州学		701		701	
血糖値測定・イン スリン注射	教育問問		21		21	14
血糖値湯スリン	州州		93		93	1
引の管理	教計育問		38		38	1
人工肛門の管理	通驴	-	52		53	6
送	楼 言 問		214		214	17
賣	通学	7	455	1	463	677
<b>所栄養</b>	教訪育問		53		53	
中心静脈栄養	通驴		41		41	94
経管栄養(その他)	楼 問 問		11		11	33
6多)	通学		22		22	ε
栄養	教訪育問		518		518	,521
経(検)	通驴		1,002	1	1,003	1,5
栄養 5ラ)	数 育 問		09		09	8:
経管栄養 (腸ろう)	通驴		89		89	128
<b>曽栄養</b>  ろう)	教 問 問		1,317		1,317	55
経管法(胃乙)	潤計	_	3,337 1,317		3,338 1,317	4,655
医療的ケア項目	通学・ 訪問教育の別	五国	公立	私立	7.	ıπ

## 【参考】特別支援学校に在籍する医療的ケア児の傾向

)、②経管栄養(胃ろう)を必要とする医療的ケア児が多かった。 (咽頭より手前) (通学:3,257人、訪問教育:1,170人) ) (通学:3,173人、訪問教育:1,237人) 昨年度同様、①喀痰吸引(口腔内) (昨年度) ⇒①口腔・鼻腔内吸引 ②経管栄養(胃ろう) 0

 「通学する医療的ケア児」より「訪問教育を受けている医療的ケア児」の数の方が多い医療的ケア項目は、①人工呼吸器の管理、②排痰補助装置の使用、③中心静脈栄養の順であった。
 (昨年度)⇒①人工呼吸器の管理(通学:498人、訪問教育:934人)
 (2)喀痰吸引(気管カニューレ内部)(通学:532人、訪問教育:618人) 0



# 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数(医療的ケア項目別)

第	訪問教育					
痰補助装 の使用	特別支援学級		56		26	33
排痰	通常の学級		7	3	7	
器の	訪問教育					
.呼吸器	特別支援学級		63		63	89
ΥI	通常の学級		20	9	26	
部の	訪問教育					
切開管理	特別支援学級		111		111	150
気管	通常の学級		31	8	39	
     	訪問教育					
パルスオ:メーター	特別支援学級		157		157	194
) ) ,	通常の学級		26	11	37	
療法	訪問教育					
宅酸素	特別支援学級		103		103	143
在宅	通常の学級		30	10	40	
74	訪問教育					
吸入・ネプライ ザー	特別支援学級		53		53	92
吸入	通常の学級		14	25	39	
릉! b)	訪問教育					
喀痰吸引 (その他)	特別支援学級		17		21	27
	通常の学級		2	1	9	
気管 内部)	訪問教育					
喀痰吸引(気管 カニューレ内部)	特別支援学級		192		192	304
喀痰 力二-	通常の学級		94	18	112	
를 제)	訪問教育					
喀痰吸引 (鼻腔内)	特別支援学級		110		110	130
	通常の学級		16	4	20	
(5)	訪問教育					
喀痰吸引 (口腔内)	特別支援学級		121		121	148
	通常の学級		19	8	27	
医療的ケア項目	通常の学級 特別支援学級 訪問教育の別	国立	公立	私立	#	<u>-</u>

-Ei	訪問教育					
その他	特別支援学級		46		46	85
-1	通常の学級		25	14	39	
测定• /注射	訪問教育					
血糖値測 インスリン	特別支援学級		35		35	246
量ぐ 数グ	通常の学級	2	138	71	211	
の管	訪問教育					
人工肛門の理	特別支援学級		77		22	52
ΥI	通常の学級		17	9	30	
	訪問教育					
墳	特別支援学級		122		221	397
	通常の学級		147	29	176	
栄養	訪問教育					
中心静脈栄養	特別支援学級		15		15	25
ф Ф	通常の学級		7	3	10	
b)	訪問教育					
経管栄養(その他	特別支援学級		7		7	2
(	通常の学級					
)養	訪問教育					
管 発 軽	特別支援学級		29		22	77
黎	通常の学級		16	4	20	
養 5)	訪問教育					
管米易ろい	特別支援学級		8		8	=
 	通常の学級		3		3	
<b>ド養</b> う)	訪問教育			_	1	
簡言	特別支援学級		177		177	230
楼	通常の学級		43	9	25	
医療的ケア項目	通常の学級 特別支援学級 訪問教育の別	五国	公立	私立	#	ıπ

## 【参考】幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の傾向

昨年度同様、①導尿、②喀痰吸引(気管カニューレ内部)を必要とする医療的ケア児が多かった。(昨年度)⇒①導尿(公立幼稚園、小・中・高等学校:340人)②喀痰吸引(気管カニューレ内部)(公立幼稚園、小・中・高等学校:230人) 0

「通常の学級」より「特別支援学級」に在籍する幼児児童生徒の方が多かった。 いずれの医療的ケア項目も、 0



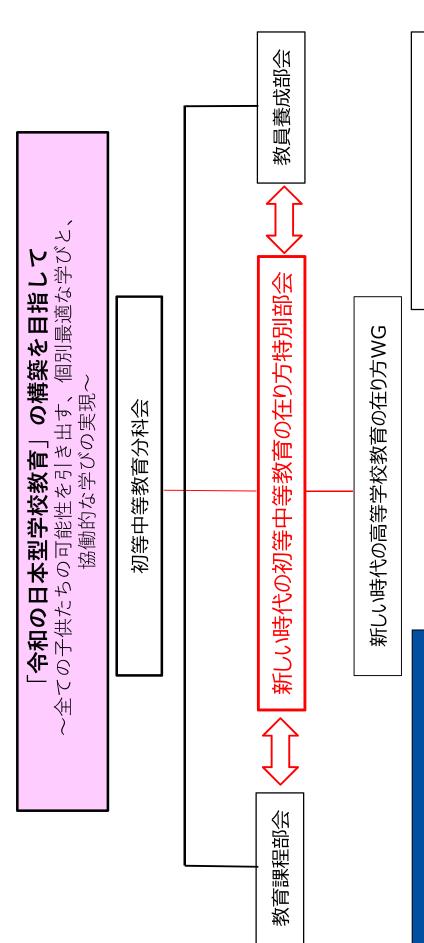
## 及び「新しい時代の特別支援教育の在り方について」 3. 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

## これからの初等中等教育の在り方の検討



## 初等中等教育分科会の検討の進め方

- 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会において、諮問事項全体について横断的に議論する。
- 特別部会の議論を踏まえ、分科会において審議の上、各部会における具体的な検討事項を整理する。
- 分科会の整理に基づき、各部会において更に審議。教育課程部会、教員養成部会の審議結果を特別部会に報告 の上、横断的に議論する。
- 分科会は、特別部会の報告を踏まえ、とりまとめを行う。



新しい時代の特別支援教育の 在り方に関する有識者会議

外国人児童生徒等の教育の 充実に関する有識者会議

## 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

個別最適な学びと,協働的な学びの実現~(答申)[概要] <u>〜全ての子供たちの可能性を引き出す,</u>

#### 第1部 総

## 1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

I C T の活用

一人一人の児童生徒が,自分のよさや可能性を認識するととに,あらゆる他者を価値のある存在として尊重し,多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え,豊かな人生を切り拓き,持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

日会

9

 $\blacksquare$ 

令和3年1

畑

## 2. 日本型学校教育の成り立ちと成果, 直面する課題と新たな動きについて

#### 沿海

- 学校が学習指導のみならず,生徒指導の面でも主要な役割を担い,児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで,子供たちの知・徳・体を一体で 育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い。平価
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的,精神的な健康の保障(安全・安心につながることができる居場所・セーフティネット) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため,全国的に学校の臨時体業措置が取られたことにより再認識された学校の役割

#### 課調

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や,高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方,変化する社会の中で以下の課題に直面

- ●本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化(特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加,貧困,いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等)
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下,教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど,加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化, 人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立,今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念 (自立・協働・創造)の継承

学校における 働き方改革の推進

GIGAスクール構想の 実現

新学習指導要領の 着実な実施





## 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

## ①個別最適な学び(「個に応じた指導」(指導の個別化と学習の個性化)を学習者の視点から整理した概念)

- ◆ 新学習指導要領では,「個に応じた指導」を一層重視し,指導方法や指導体制の工夫改善により,「個に応じた指導」の充実を図るとともに,コンピュータ や情報通信ネットワークなどの**情報手段を活用するために必要な環境を整えること**が示されており,これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要
- GIGAスクール構想の実現による新たな**ICT環境の活用,少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め,「個に応じた指導」を充実していくことが重要** 
  - その際,**「主体的・対話的で深い学び」を実現**し,学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し,**個々の家庭の経済事情** 等に左右されることなく,子供たちに必要な力を育む

#### 指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力 等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため
- ・・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現・特性や学習進度等に応じ,指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

#### 学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・ 能力等を土台として, 子供の興味・関心等に応じ, 一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで, 子供自身が学習が最適となるよう調整する
- 「個別最適な学び」が進められるよう,これまで以上に**子供の成長やつまずき,悩みなどの理解に努め,個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく** 指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる

その際,ICTの活用により,**学習履歴(スタディ・ログ)や生徒指導上のデータ,健康診断情報等を利活用**することや,**教師の負担を軽減**することが重要

### それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

#### 2協働的な学び

- ある存在として尊重し,様々な社会的な変化を乗り越え,持続可能な社会の創り手となることができるよう,必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充 ◆「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう,**探究的な学習や体験活動等を通じ,子供同士で,あるいは多様な他者と恊働**しながら,
- 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう,**一人一人のよい点や可能性を生かすことで,異なる考え方が組み合わさり,よりよい学びを生み出す**
- 知・徳・体を一体的に育むためには,教師と子供,子供同士の関わり合い,自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験,地域社会での体験活動など , 様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が, AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより,異学年間の学びや,ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

## 5.「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ICTは必要不可欠 協働的な学びを実現するためには、 個別最適な学びと, ▶「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、
  - **これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる**ことで,**様々な課題を解決**し,教育の質の向上につなげていくことが必要
- ◆ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し,PDCAサイクルを意識し,効果検証・分析を適切に行うことが重要であるとともに,健康面を含め, ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
- ICTの全面的な活用により, 学校の組織文化, 教師に求められる資質・能力も変わっていく中で, Society5.0時代にふさわしい学校の実現が必要

### (1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- かリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等で育成を目指す資質・能力等を 把握した上で、ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 に生かすとともに、従来は伸ばせなかった資質・能力の育成や、これまでできなか った学習活動の実施、家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前」のこととし,児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備,授業デザイン
- ■ICTの特性を最大限活用した,不登校や病気療養等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援,個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした,個別最適な学びと協働的な学びの実現

### (2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 養成・研修全体を通じ,教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現
- 養成段階において,学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ,ICT 活用指導力の養成やデータリテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析,新時代に対応した教員養成モデルの構築等,教員養成大学・学部,教職大学院のリーダーシップによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上,授業改善に取り組む教師のネットワーク化

#### (3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される1人1台の端末は,クラウドの活用を前提としたものであるため,高速大容量ネットワークを整備し,教育情報セキュリティポリシー等で クラウドの活用を禁止せず,必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
  - 義務教育段階のみならず,多様な実態を踏まえ,高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに,端末の更新に向けて丁寧に検討
    - 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- ICTによる校務効率化 デジタル教科書・教材等の普及促進や,教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備,ICT人材の確保,

#### **各**端 (三次)

- 1. 幼児教育の質の向上について
- 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
- 3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について
- 4. 新時代の特別支援教育の在り方について
- 5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について
- 6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について
- 7. 新時代の学びを支える環境整備について
- 8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について
- 9. Society5,0時代における教師及び教職員組織の在り方について

## (令和元年9月6日設置) 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議



**1)**III 닯

○ 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害 の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴

い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途

(検討事項の具体例) ○ こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に 伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な 支援の重要性がますます向上

一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、そ 医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の 動向等も踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人 の充実のための方策等について検討を行うため、有識者会議を設置

#### [主な検討事項]

(1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方 (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

子供たちへの 指導の充実 障害のある 特別支援教育の 方向柱・バッシン 新しい時代の

教員の専門性の 養成の在り方

特別支援教育の 枠組み

高等学校段階に おける学びの場 幼稚園·

<b>(委員)</b> 朝日 滋也	全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長	第二 主子	金沢大学学校教育系教授
	(~令和2年6月18日)	竹中大三	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	田村 康二朗	東京都立光明学園統括校長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
	武蔵野東小学校中学校統括校長	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	東内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長(令和2年6月19日~)
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長(令和2年4月1日~)	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研引
一六 薫	福岡教育大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長
大出 浩司	学校法人大出学園理事長·若葉高等学園校長		(~令和2年3月31日)
) 岡田 哲也	二松學舍大学教授	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
中国 窓一	岡山県総社市長	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校長
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	真砂 靖	弁護士
川髙 寿賀子	京都府立宇治支援学校長(~令和2年3月31日)	◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授(~令和2年5月31日)	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校長
北村 宏美	香川県教育委員会事務局	山中 ともえ	全国特別支援学級·通級指導教室設置学校長協会長、
	特別支援教育課長(令和2年4月1日~)		東京都調布市立飛田給小学校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	吉藤 健太朗	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター
熊谷 晋一郎	3 東京大学先端科学技術研究センター准教授	© )	(◎:主査、○:主査代理)(令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称

の園研究部長

#### 【オブザーバー】

(令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略) 国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長 厚生労働省社会·援護局障害福祉課障害児·発達障害者支援室長 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事 のり子 羅吾 梅澤 固な

順、敬称略) ニケーター

33

### 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- 障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- 特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
- ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
- ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、 連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

- ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
- ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

### I. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

### 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
  - ・就学相談における保護者への情報提供の充身
- 就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

### 特別支援学校における教育環境の整備

- 実な実施のための文部科学省著作教科書(知的障害者用)の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- 副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- 集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定

### 特別支援学校のセンター的機能(他の学校への支援)の強化

皿, 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

### IV, ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

- 全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくり を研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
  - 特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- 小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

### 2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- 小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位 の修得を推奨
- 特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活 用した担当教師の専門性向上

#### 特別支援学校の教師

- 重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程 の見直し、コアカリキュラムの策定
- 特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、 免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの 踏まえて着実に対応

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- 2. 指導の充実と教師の情報活用能力
- 文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

#### 3. ICT環境の整備と校務のICT化 ・学校におけるICTの利活用体制の整備

特別支援教育の校務のICT化(項目の標準化に向け た参考となる資料の提示)

#### 4. 関係機関の連携と情報の共有

・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

### V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

・個別の教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の

・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立

提供など特別支援教育の充実

4. 高等学校における学びの場の充実

通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備

・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

- 1. 就学前からの連携
- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の 2 在学中の連携

実施、小中学校等と関係機関との連携促進

・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

- 3. 卒業後の連携
- **が等の個別支援計画を活用した一** 体的な情報共有 ・教育、福祉、労
- 4 医療的ケアが必要な子供への対応
- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位 置付けの検討
  - ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置
- 5. 障害のある外国人児童生徒への対応
- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2 年3月)」を踏まえた取組の推進

## 1. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

## 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- 乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- 就学相談における保護者への情報提供の充実
- 就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

## 3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書(知的障害者用
- ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- 副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- 集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
  - 特別支援学校のセンター的機能(他の学校への支援)の強化

## ( 祖 知 「障害のある子供の教育支援の手引」

- 教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援」**の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学び** 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な
  - 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「<mark>教育的ニーズ</mark>」に係る基本的な **現していくこと**が重要。 老え方を整理
- 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

## 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方 第1編

## 3. 今日的な障害の捉えと対応 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 1. 就学に関する新しい支援の方向性

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を示し、市町村教育委員会がそれらを把握 するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

## 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス 第2編

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス(①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し) こ分けて解説

・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、

具体的な見直し事例を提示。

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス (③)

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

~相談担当者の心構えと求められる専門性~

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの

## 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

# 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動 (①)

・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

# 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス (②)

- ・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
- 特別支援学級と通級による指導等との関係について
- 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
- 障害のある外国人について

## 障害の状態等に応じた教育的対応 第3篇

## 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 当該障害のある子供の教育的ニーズ

障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を具体的に提示。 障害種別※に、それぞれの学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

3. 当該障害の理解

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱·身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、**「医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「<mark>個別の教育支援計画」の参考様式</mark>を提示。



詳細はこちら (文部科学省HP) ③

# <u>小学校等における医療的ケア実施支援資料~医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために~</u>

- 学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等(以下「医療的ケア児」という。)は年々増加するとと もに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、<mark>医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある</mark>。
- ○「**学校における医療的ケアの今後の対応について**(平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知)
- → 喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを 実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す
- (国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。) 令和3年6月に**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」が成立

この度、学校における医療的ケアの体制を充実する上で参考となる資料を作成

# 「小学校等における医療的ケア実施支援資料~医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために~」

## 第1編 医療的ケアの概要と実施者

## 医療的ケア及び学校における医療的ケアの実施者について解説

学校における医療的ケアの実施者 医行為と医療的ケアとは 第1章 第2章

## 第2編 学校における受け入れ体制の構築

# 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理

実施体制の整備

市町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築 第2章 第3章

小学校等における組織的な実施体制の構築

## 第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

## 医療的ケア児の就学先の検討や医療的ケア児のニーズの把握の際に参考となるよう 医療的ケアの状況等に応じた対応について、各医療的ケアごとに記載

第1章 喀痰吸引

人工呼吸器による呼吸管理 (酸素療法を含む) 気管切開部の管理

経管栄養

人工肛門 (ストーマ)の管理 

血糖値測定・インスリン注射

の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等について充実して示された「障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた 医療的ケア児のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する相談・支援に際しては、障害のある児童生徒等の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先 学びの充実に向けて~」を参照すること。 \*



# 特別支援学校知的障害者用教科書の改訂





# N. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

# 1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務 改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

# 2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- 文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- 教師のICT活用スキルの向上

# 3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化(項目の標準化に向けた参考となる資料の提示)

# 4. 関係機関の連携と情報の共有

・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

# ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

0.7億円

令和3年度予算額

(新規)

文部科学省

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるい は、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定し と指導・支援が重要になってきている。

# 1. ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

19百万円

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、感染症対

策や地理的な条件等により対面による指導が難しい際の学びの保障や、担当教員に対する指導助言の手法を 充実することによる指導の質の向上などの観点から、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究する。

以下の観点についてICTを活用した実践を行う。

- ①児童生徒の実態把握の在9方
- ②効果的な指導の実践・評価の在り方
- ③在籍学級、外部の専門家、保護者等との連携の在9方

指導事例、対応する際のポイント

留意事項等について整理し、指導 のマニュアルを作成する。

外部専門家 (SV) **(4)** 

(情報共有/ 指導·助言)

(指導)

. . 孙첫



单価、期間 箇所数,

教育委員会、大学

委託先

小·中·高等学校、 特別支援学校

6 箇所、310万円/箇所、 2 年

9百万円

対象経費 数形

(謝金、委員等旅費、人件費、消耗品費等) 研究事業の実施に必要な経費

□ ::

(実習等)

情報共有)

事業所

**企業** 

# 2. ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の 在り方について研究する。 ○PCの基礎スキル、ウェブデザイン、遠隔による接客など、企業等と連携した新たな職域に関する指導の実践 ○新たな職域・働き方を見据えた資質・能力の育成を目指す指導計画や実習計画の開発

○遠隔で行う職場実習(評価の手法についての検討・実践)



実践を踏まえて、新たな職域・働き方に求められる資質・能力、その力を育成するための指導法、 実習事例などをまとめ、他自治体に共有する。

単価、期間 箇所数、 教育委員会

委託先

特別支援学校(高等部)

対対後種

3箇所、300万円/箇所、 2年

(謝金) 対象経費

委員等旅費、人件費、消耗品費等) 研究事業の実施に必要な経費

就労機関

# 3. 文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究

2 0 百万円

(特別支援学校用) について、障害の特性に応じた効果的な指導に 求められる機能を踏まえたデジタル化を試行し、課題等を抽出する。 文部科学省著作教科書

(国語、算数・数学、音楽) ○知的障害





おんがくななな

〇 聴覚障害 (言語指導·言語) 

ころしゃっ 紙の教科書

(人件費、委員等旅費、謝金等)

研究事業の実施に必要な経費

# 4. 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

4箇所、500万円/箇所、 1年

単価、期間

民間団体

委託先

小・中学校の義務教育段階に比べ、これまで十分な教育機会の確保や復学支援がなされてこなかった、高 等学校段階における病気療養中等の生徒(※)に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方 法等の研究を実施。

長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療継続のため通学が困難で自宅療養をせざるを得ない生徒等

- 病気療養中の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査 (ICT機器の整備状況、通信環境等)  $\Theta$
- 保護者・医療機関・教育機関等の連携による遠隔教育の教育環境整備に関する研究

ŧ

情報共有·助言)

遠隔授業)

学習支援員· ICT支援員

ŧ.

医療機関

連携コーディネーター

(連携を主導)

行政機関

2 0 百万円

· ·

: U

- 遠隔教育時の教師の派遣や学習支援員の配置等による遠隔教育の効果的な活用方法に関する研究  $\omega \omega \Phi$ 
  - 学習状況の確認方法、単位認定及び評価等に関する研究



調査研究事業の実績を踏まえ、優良事例集やマニュアルを作成し、他自治体に周知する。

5箇所、400万円/箇所、 2年

数託

(謝金、委員等旅費、消耗品費等) 研究事業の実施に必要な経費

教育委員会 委託先

高等学校、 特別支援学校(高等部)

拉 校 薩

単価、期間

対象経費

保護者

**(4)** 

病気療養中 の生徒

# 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

## 1. 就学前からの連携

・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

## 2. 在学中の連携

・ **就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、**小中学校等と関係機関との連携促進

## 3. 卒業後の連携

・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

## 4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

# 2. 障害のある外国人児童生徒への対応

・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

# 切れ目ない支援体制整備充実事業

令和3年度予算額

2 4 億円 19億円 前年度予算額



# 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップ※1を支援

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備

⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

## 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり

⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築

3. 連携支援コーディネーターの配置 教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進

⇒ 早期支援、発達障害支援、学校·病院連携、合理的配慮、就労支援

4. 普及啓発 市民や他の自治体への普及啓発

※1 交付初年度から3年を限りとする。

# 〇 インクルーシブ教育システムを構築する上では、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、 [参考] 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会

広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効であり、既に各都道府県レベルでは、県全域を見通した「広域 特別支援連携協議会」が設けられると ともに、「障害保健福祉圏域」や教育事務所単位での支援地域の設定などが行われている。それら支援地域内の有機的なネットワークを十分機能させるためには、保護者支援 を行うこと、連絡協議会を設置すること、個別の教育支援計画を相互に連携して作成・活用することが重要である。

インクルーシブ教育システムの構築に当たり、障害のある子どもの地域における生活を支援する観点から、地域における社会福祉施策や障害者雇用施策と特別支援教育と の一層の連携強化に取り組む必要がある。また、卒業後の就労・自立・社会参加も含めた共生社会の構築を考える必要がある。

# 医療的ケアのための看護師、外部専門家の配置

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等 による看護師配置※2を支援2,100人⇒2,400人[拡充] (参考)学校における医療的ケアの今後の対応について (初等中等教育局長通知)

[参考]特別支援学校幼稚部教育要領、小学部·中学部·高等部学習指導要領

児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の

第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

固別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態

等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法

士、言語聴覚士などの専門家配置を支援

348

継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に 学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、 

※2 校外学習や登下校時の送迎車両に同乗する看護師の配置を含む。

対象 校種

義務教育学校、 中等教育学校、特別支援学校 中学校、 幼稚園、小学校、 高等学校、

会議費など 人件費、

補助対象

終 費

都道府県、市区町村 计体

特別支援学校等を設置する学校法人

田

補助 副

2/3 都道府県·市区町村·学校法人

# 学校における医療的ケア実施体制充実事業

文部科学省

0.3億円) 0.4億円

前年度予算額 令和3年度予算額

# 1 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後に、引き続き、人工呼吸器を使用したり、たんの吸引や経管栄養 などの医療的ケアが日常的に必要な子供(以下「医療的ケア児」という。)が増加傾向にある。

こうした傾向は特別支援学校のみならず、地域の小・中学校等でも見られるようになってきた。

中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校等で 医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方を調査研究

[参考1]過去5年間の医療的ケア児の推移

(公立特別支援学校) H27:8,143人 ⇒ R1:8,377人 (234人増) 公立小·中学校)H27:839人 ⇒ R1:1,146人(307人増)

【参考2】新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議「これまでの議論の整理」 (R2,7,17)

医療的ケアを必要とする子供が増加傾向にあることを踏まえ、例えば、中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設 けるなどして、地域の小中学校で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について早急に検討する必要が

学校選択制により A小へ就学 [例2] 実施拠点校 Bさん [例1] 看護師による 巡回など 実施拠点校 <u>}</u>

# 医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保

原因の一つとなり、人材確保が課題となっている。また、学校配置の看護師の専門性の向上を図るため、最新の医療や看護技術、医療機器に **看護師は医療現場で働くことを前提としたトレーニングを受けていることから、学校現場での立ち位置や専門性に戸惑うことが多く、早期離職の** 関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保する必要がある。

①導入・基礎知識の習得、②より実践的な知識・技術の習得 ⇑ 医療的ケアのための看護師に対する系統的な研修体制の整備

対象 校種

幼稚園、小・中高等学校、特別支援学校等 公立の小・中学校等

1,000万円/箇所1年 500万円/箇所

対象経費 数託

人件費、会議費、研修費など

小・中学校等の設置者である市町村等

法人格を有する団体

委託先

単価 期間

500万円/箇所 1年 箇所 箇所

44

# 4. 肢体不自由教育の充実に向けて

## 学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実 学びを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる 思考力・判断力・表現力等の育成

## 何ができるようになるか

社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有「

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

## 何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた数科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共 (仮称)」の新設など 各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を 構造的に示す

## 学習内容の削減は行わない\*\*

※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

## どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び(「アクティブ・ラーニング」)の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成知識の力を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善



## GIGAスクール構想の拡充

※「通信環境の円滑化」は学校施設環境改善交付金の内数 令和2年度第3次補正予算額

文部科学省 209億円

# Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実 現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき 次世代の

教育現場

個別に最適で効果的な学びや支援~個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有~ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ~遠隔・オンライン教育の実施~

プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ~文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現~

学びの知見の共有や生成 ~教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)~ 校務の効率化~学校における事務を迅速かつ便利、効率的に~

クラウド **熱密性の高い** 高速大容量













## 1人1台端末

1,951億円

令和元年度 令和2年度1次

## GIGAスクールサポーターの配置

急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の 対象:国・公・私立の小・中・高・特支等 配置経費を支援

令和2年度1次 105億円 国立:定額 公立、私立: 1/2

## 緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整/

○ 家庭学習のための通信機器整備支援

令和2年度1次 11億円

令和2年度3次

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる

障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

対象:国・公・私立の小・中・高・特支等

国立、公立:定額 私立:1/2

障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

令和2年度1次 147億円 Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通** 令和2年度3次 **信環境(モバイルルータ)の整備を支援** 対象:国・公・私立の小・中・高・特支等

国立、公立:定額(上限1万円)私立:1/2(上限1万円)

学校からの遠隔学習機能の強化

令和2年度1次 6億円 臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、 学校側が使 用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

令和2年度1次 71億円

1,296億円

令和元年度

○ 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援

対象:国・公・私立の小・中・高・特支等

国立:定額

公立、私立:1/2

加えて電源キャビネット整備の支援

学校ネットワーク環境の全校整

対象:国・公・私立の小・中・高・特支等 公立、私立:1/2(上限3.5万円) 国立:定額(上限3.5万円)

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な<u>オンライン学習システ</u> 令和2年度1次 オンライン学習システム (CBTシステム) の導入  $\bigcirc$ 

4 (CBTシステム) の全国展開等

47

○ 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に 学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

学校施設環境改善交付金の内数 対して、学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改める ための整備を支援

公立: 1/3 対象: 公立の小・中・高・特支等

◆国公私立の高等学校段階の**低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備**を支援

対象:国・公・私立の高・特支等 国立、公立:定額(上限4.5万円)

私立:原則1/2 (上限4.5万円)

◆国公私立の小・中・特支等義務教育段階の**児童生徒が使用するPC端末**整備

児童生徒の端末整備支援

○ [1人1台端末]の実現

対象:国・公・私立の小・中・特支等

国立、公立:定額(上限4.5万円)

私立:1/2(上限4.5万円)

令和2年度3次 161億円

# 肢体不自由者である児童生徒に対する教育

<u>コンピュータ等の情報機器などを有効に活用</u>し、指導の効果を高 児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて,適切な補助具や補助的手段を めるようにすること。 、大するとともに、

肢体不自由の児童生徒に対しては、

メ身体機能の状態や体調の変化などに応じて、意思の表出を補助し、他者との触れ合う機会

補助具等の活用く代替キーボード、キーガード、入出力支援機器> A



## キーボードやマウスの入力装置の代替

→画面上に表示されるスクリーンキーボードなど文字入力を支援する機器など

→ジョイスティックやトラックボール, ボタン型のマウスなどマウス操作を支援する機器など →身体の状況に応じ、機能の一部をスイッチで機能を支援する機器など

曲げる ・通常のスイッチ、音に反応する音センサー,光を遮ると動作する光センサー と動作する屈曲センサー,息を吹き込むことで動作する呼気センサーなど

支援する機器を利用しやすいように固定する支持機器などの周辺の機器など

遠隔合同授業へ他者とのふれあい>

表現活動の広がりく視線入力装置>



視線入力装置等を かすことで、文字や絵 動を充実させることが 等をかくなど、表現活 活用して、視線を動

ることで 37回肢体不自由児・者の

少人数集団での学び 習により、多様な考え 司授業による協働学 地域を越えた遠隔合 や意見に触れ、自分 の考えを確立していく のデメリットを学校や



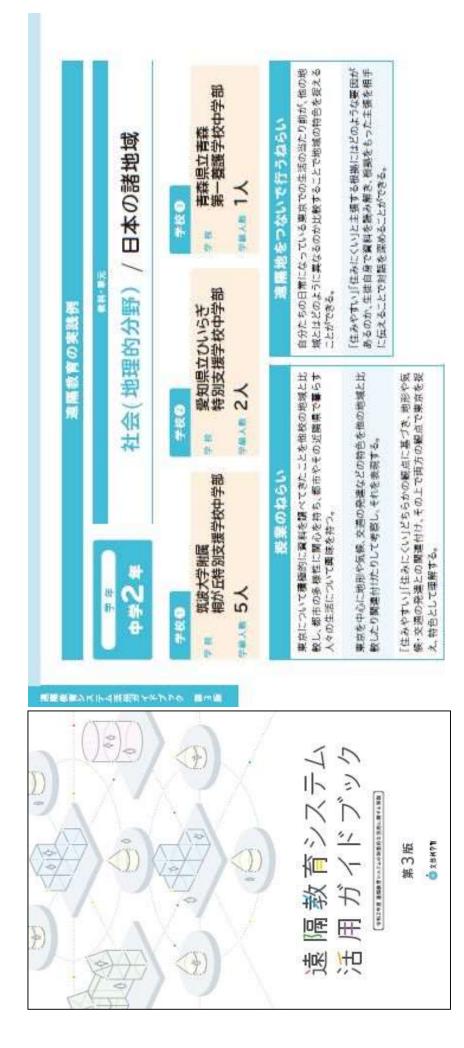
## 令和2年度文部科学省委託

「遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証」

# 遠隔教育システム活用ガイドブック第 3 版

https://www.mext.go.jp/content/20210601-mxt\_jogai01-000010043\_002.pdf





制器の複雑では粗手校との気候の違いや実情の違いを直接置くことができ、教科書の中だけの影響でな 種段の授業では、教員とのやり取りが多く、あまり発言することが少ない生徒が、ディベートの際に反馈し 伝えたい相手がいることで、より比較して物事を考えたり、闘へたりという生徒の姿を見ることができた。 く、その土物の方の生活に問いる者はることにしながった。 げしどうし紅花もが出てまたことに複乗を願いた。 

教員同士も今回の遠陽板業を通じて、社会数の寂寞についてのやり取りをすることができ、自分の指導に

**却しての粉脂や腐務を乗けることができ、耐寒安華の推わが表点にしながった。** 

## まてめ

# ~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現~ 「令和の日本型学校教育]の構築を目指して

# 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

## GIGAスクール構想の拡充

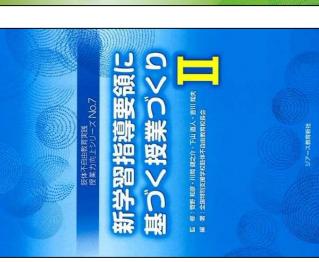
か適 ・一斉授業か個別学習か、デジタルかアナログか、遠隔・オンライン対面・オフラインかといった「二項対立」に陥らず、どちらの良さも切に組み合わせて生かし、教育の質の向上につなげていくことが重要

**学校と 地域が** 保護者や地域住民等と連携・協働し、 ・学校だけでなく、保護者や地域住民等と連携・協働一体となって子供たちの成長を支えていくことも重要

# 肢体不自由教育校長会編著

肢体不自由教育実践授業カシリーズ









# 全国肢体不自由教育の充実・発展

## **参**书 <u>简</u>料

## 学校の感染症対策等支援



334億円

24億円

幼稚園において、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な

幼稚園の感染症対策支援

Ħ

256億円

経費、消毒液やペーパータオル等の保健衛生用品等の購入費を支援

補助対象経費:感染症対策の徹底に必要な経費、

◆補助対象:幼稚園、幼稚園型認定こども園

保健衛生用品等の購入費

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが見込まれる中、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に おいて教育活動を継続していく上で必要な感染症対策等を行い、子供の健やかな学びを保障するため、必要な支援を実施する。

## 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業

学校の感染症対策等を徹底しながら、コロナ禍に対応するための教職員 の資質向上を図りつつ、学校教育活動を円滑に継続するために必要な事 業を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、国が緊急的 な措置として支援

- ◆補助対象:小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ◆1校当たりの上限額:80万円~240万円程度

## 学校における感染症対策への支援

- 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- 教室における3密対策として換気を徹底するためのサーキュレーターやCO<sub>2</sub>モニター 等の購入経費
- 教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費

## コロナ対策等に資する教職員研修等支援

- 感染症対策等に貧する研修に必要な経費
- ・オンライン学習等に資する ICT 研修に必要な経費
- その他自己研鑽、能力開発研修等に必要な経費

※受講料、旅費、謝金、図書購入費、会議費等を支援

◆補助率:公立・私立1/2、国立10/10





## m 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業

(定員規模に応じて、1 施設当たり 30万円~50万円)

53億円

から換気が行いにくく、3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療 特別支援学校のスクールバスについては、幼児児童生徒の安全上の観点 的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスクの低減を図る取組の強化

を図るため、支援を実施



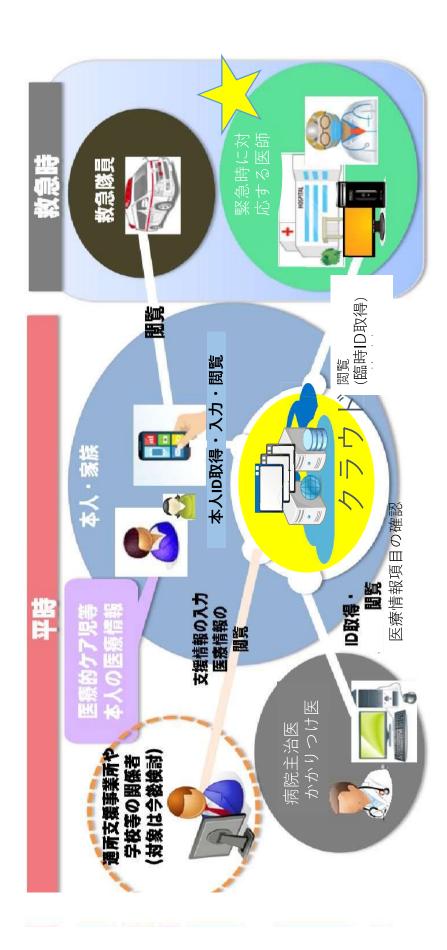
- ◆補助対象:特別支援学校
- ◆補助対象経費:スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬 スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組

・通常時運行のスクールバスに加え、スクールバスの増便やジャンボタケシーの借り上げなど スクールバスに乗車する医療的ケア児等の罹患を防ぐための福祉タクシー等借り上げ

◆補助率:公立·私立1/2、国立10/10

# 医療的ケア児等医療情報共有システム (MEIS) について

- 医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、<mark>全国の医師・医療機関(特に、救急医)が</mark> **迅速に必要な患者情報を共有**できるようにするためのシステム。
- 要があることから、平成28年度に調査研究を開始(検討会構成員:東京大学大学院医学系研究科教授、小児救急科医長、 医療的ケア児等は、原疾患や心身の状態が様々であり、遠方で緊急搬送等された際にも速やかに医療情報の共有を図る必 重症心身障害児保護者団体会長等)。令和元年度~システム開発、令和2年5月1日からプレ運用を開始。 (※) 6月末日現在、医療的ケア児等約137名、医師118名がプレ運用に登録している。
  - プレ運用の結果を踏まえて、可能な範囲での改修を行い、 令和2年7月29日に本格運用を開始。



MEIS:Medical Emergency Information Shareの略称

## MEISの特徴

## クラウドを使い全国どこでも共有

## 教急医療情報の共有





政府セキュリティ統一基準に適応した、安全な情報共有を可能とする AIを活用し世界から来る標的型セキュリティ攻撃を防御するなど、 暗号化通信により、共有される情報は暗号化され、

## 医師・患者がデータを共有

# ● 医師(代理入力も可能)、患者家族が相互に情報を入力

- 血液型、緊急連絡先のほか、アレルギー、患者家族の願い・意向等は患者家族が記載
- ※医師が記載できない場合、患者家族が記載し、医師が確認 人工呼吸器の詳細情報などの医療情報は医師が記載 処方薬、
- ※医療に係る情報は医師の確認の有無を表示

## 検査画像を共有

## ■画像やケア情報も共有

- 検査やケアの様子や発作時の状態などの画像の取り込みも可能
- 取り入れてほしい姿勢などのケア情報も記入可能(⇒入院時のケアにも有効)

## 利用の流れ

## ① 中 請 中 (1)

主治医に、利用希望を伝え、 申込み書に、主治医情報を 書いていただく

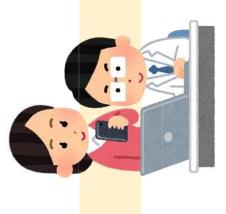
## ③診療情報登録

## 4数急サマリー作成

主治医やかかりつけ医と相談し、 基本情報や診療情報から 救急サマリーを作成する









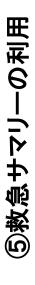






本人情報、緊急連絡先、 障害の状態、常用薬などの、 基本情報や、日々のケア記録を入力

②基本情報、ケア記録登録



救急時に、救急サマリーを 確認し、適切な治療を行う

## 【第1分科会「学校」発表資料】

## 「コロナに負けるな! ピンチはチャンス!! つながるPTA活動へ」

〈キーワード〉校内連携 地域連携 保護者間のつながり 新たな取組

学校名 静岡県立西部特別支援学校 発表者 PTA会長 大山 智弘

## 1 学校の概要

静岡県には、県立の特別支援学校が39教場(分校、分教室を含む)あり、そのうち肢体不自由の特別支援学校は4教場、肢体不自由と知的障害の併置が12教場ある。

本校は、静岡県の西部地区に位置する「浜松市」に所在する肢体不自由の県立特別支援学校である。昭和38年に浜松療護園開園と同時に、近隣の小中学校の特殊学級として、療護園の一部と食堂において授業が開始された。昭和39年に静岡県立静岡養護学校西部分校として開校。昭和40年にはスクールバスの運行が開始され、昭和49年に静岡県立西部養護学校として独立した。昭和58年に高等部が新たに設置され、平成20年に静岡県立西部特別



支援学校に名称を変更、平成 26 年には創立 50 周年を迎えた。校舎の老朽化に伴い、平成 29 年 に旧校舎から約 4 km離れた現在地に移転し、5 年目となる。これまで本校を巣立った卒業生は、700 人を超え、現在各方面で活躍している。



今年度は、小学部 73 人・中学部 41 人・高等部 29 人(うち訪問教育 30 人)の計 143 人の児童生徒が在籍している。(令和3年5月1日現在)スクールバスは、2 台運行しており、通学生の約 35%が利用している。その他、大部分の児童生徒が保護者による送迎により通学している。

教育目標「豊かで明るく健やかな子」=「自ら学び自ら表現し、自立と社会参加を実現できる人」とし、具体的な姿を次の三つの視点から教育活動を進めている。

- ・豊かな自分の夢の実現に向けて主体的に学習する【知】
- ・明るく仲良く、相手の立場を尊重した生活をする【徳】
- ・健やかな心と体をつくり、生活習慣を整える【体】



- 1 児童生徒が学校や地域で安全・安心な生活ができる学校
- 2 児童生徒が主体的に学べる学校
- 3 保護者、地域、関係機関とともに歩む学校
- 4 充実した授業、行事が実践される学校

校章は、同市内の静岡県立浜松工業高等学校の工業部デザインクラブの生徒と共同制作したものである。中央のTは特別支援、Wは西部をデザイン化、背景は三方原の松の緑をイメージしている。



50周年記念キャラクター「SeiBoo」



## 2 本校の特色

新築された校舎は、廊下の幅やエレベーター、食堂、トイレ、プールなど、校内はゆったりした広さを確保しており、全教室に冷暖房を完備している。また、教室や体育館などに県産木材を多く使用し温かみのある校舎となっており、太陽光発電設備やLED照明を備え人にも環境にも優しい施設となっている。また、地域に向けて本校の存在を発信するため、県道沿いに大きな校名看板を設置している。



校舎



廊下



エレベーター (2基)



食堂



体育館



プール (25m)

静岡県が推進している「共生・共育」の理念のもと、小学部及び中学部に在籍する児童生徒は、児童生徒の居住する地域にある小学校又は中学校に「交流籍」を置き、特別活動や各教科の指導などを通して交流及び共同学習を行っている。その他、近隣の学校との学校間における交流及び共同学習も行っている。

訪問教育も実施しており、訪問教育は、週3回、小・中学部は 1回80分、高等部は100分の授業を行っている。施設や家庭な どの限られた環境の中で、楽しく心地良いと感じる、五感に訴え る教材教具を使った活動を行っている。

今年度の医療的ケア対象児童生徒は29人で、研修を受けた教員と医療的ケアの充実のために配置されている非常勤講師(看護師)6人が医療的ケアに当たっている。今年度から、医療的ケア体制の充実を図るため、看護師資格を有した自立活動教諭が配置されている。



教 室



昇降口

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、児童生徒にとって安全・安心な教育環境を整えることがこれまで以上に求められている中、校内の衛生面への対応として、新型コロナウイルス対策業務スタッフが3人配置されている。常時、学校内の施設や教材・教具の消毒が行われることで、安心して教育活動を行うことができている。

## 3 取組の内容

ここでは、旧校舎の最終年である平成28年以降の歩みを紹介する。

## (1) 令和3年度のPTA役員構成

今年度は、表1の組織でPTA活動を推進している。平成28年以降は、学校内組織の改編に伴い、学校委員が増えているが、その他の役職については従来から変更はない。

(Z) / / / / / / / / / / / / / / / / / / /							
役 職	人数	備考					
会 長	1人						
副会長	6人	校長を含む					
学年委員	12 人	各学年1人ずつ					
監 事	2人	前年度・前々年度会計係					
学校委員	9人	管理職、部主事、総務課					

<表 1> PTA 役員構成

## (2) 係、委員会、専門委員会の変遷

各係、委員会、専門委員会が学校と連携しながら、様々な活動を進めてきた。表2のように その都度、よりよいPTA活動内容を探りつつ、必要に応じて組織の見直しをしてきている。

校舎移転の平成29年に、係を一部見直し、学校支援ボランティア係を位置付けた。学校支援ボランティアとは、平成20年頃に保護者有志からの申し出で始まったもので、校門・校庭の花壇や卒業式用プランターに花を植えたり、除草作業を行ったりする「緑花ボランティア」と、青藍祭(学習発表会)の衣装、クッションチェアカバー、雑巾など教員の依頼を受けて製作する「製作ボランティア」がある。現在は、新型コロナウイルス感染症のため、活動休止中である。平成30年には専門委員会のあり方を見直し、福祉委員会と保健委員会を統合し、厚生委員会と改めた。平成31年には、夏祭りの実施を取りやめ、PTAバザーの実施方法を見直したことで、PTAバザーを委員会として立ち上げた。

→ スペン FIA 植椒の変定									
年	∼H 2 8	H 2 9	Н30	Н31	R 2	R 3			
校舎	旧校舎 (移転前)	新校舎(移転後)							
係	会 計	숲 카							
	地区会	地区会							
	スクールハ゛ス委員	スクールバス委員							
		学校支援ボランティア							
委員会	選考委員会	選考委員会							
	夏祭り実行委員会	夏祭り実行委員会		PTAバザー委員会					
市	広報委員会	広報委員会							
専門委員会	進路委員会	進路委員会							
	福祉委員会	福祉委員会	厚生委員会						
	保健委員会	保健委員会							

<表2> PTA組織の変遷

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による主なPTA事業の実施状況 平成31年度までと、令和2年度以降のPTA事業の実施状況は、表3のとおりである。

<表3> 主なPTA事業の実施状況

月	平成 31 年度	令和2年度		令和3年度	
4月	新旧役員会	新旧役員会	中止	新旧役員会	実施
	PTA 総会	PTA 総会	書面開催	PTA 総会	書面開催
5月	第1回役員会	第1回役員会	開催(6月)	第1回役員会	実施
	PTAバザー実行委員会	PTA バザー実行委員会	中止	← 今年度は計画なし	
	PTA 奉仕作業	PTA 奉仕作業	中止	PTA 奉仕作業	実施
	PTA 進路学習会	PTA 進路学習会	中止	PTA 進路学習会	中止
6月	PTA だよりの発行	PTA だよりの発行	発行	PTA だよりの発行	発行
	PTA 奉仕作業	PTA 奉仕作業	中止	PTA 奉仕作業	実施
	第2回役員会	第2回役員会	開催(9月)	第2回役員会	中止
	PTA バザー実行委員会	PTA バザー実行委員会	中止	← 今年度は計画なし	
7月	PTA 地区会	PTA 地区会	中止	← 今年度は計画なし	
0.8	第3回役員会	第2回役員会を9月に実施		第3回役員会	
9月	PTAバザー実行委員会	PTA バザー実行委員会	中止	← 今年度は計画な	L
10 月	PTA 進路学習会	PTA 進路学習会	中止	PTA 進路学習会	
	PTA 奉仕作業	PTA 奉仕作業	開催	PTA 奉仕作業	
	PTA 奉仕作業	PTA 奉仕作業	開催	PTA 奉仕作業	
11月	青藍祭(学習発表会)バザー	青藍祭 (バザー)	中止	← バザーは計画なし	
	第4回役員会	第3回役員会	開催	第4回役員会	
	役員選考委員会	役員選考委員会	開催	役員選考委員会	
12月	PTA 進路学習会	PTA 進路学習会	中止	PTA 進路学習会	
	PTA だよりの発行	PTA だよりの発行	開催	PTA だよりの発行	
2月	第5回役員会	第4回役員会	開催	第5回役員会	
3月	PTA だよりの発行	PTA だよりの発行	発行	PTA だよりの発行	

## (4) 平成28年度から平成31年度までの取組

平成 28 年度 地区会係 【防災サバイバルキャンプ】

9月24日(土)午前11時。早目の昼食を終えて一息ついていたそのとき、巨大地震が発生!! 我が家は半壊状態です。余震が起きるので、このまま自宅にいるのは危険です。でも、幸いなことに家族にけがはありません。水・電気・ガスは止まっていますが、道路は使えそうです。

さあ、必要な物を車に乗せて、我が家から西部特別支援学校に避難しましょう。

上記の想定のもと、2日間の防災サバイバルキャンプを行った。

1日目、昼に学校の体育館に集合。全員で会場設営・健康チェックを行った後、一息入れておやつタイム。その後、「子どもも大人も助からなきゃ!」をテーマにワークショップを実施。持参した夕食を食べた後は、座談会(大人)・レクリエーション(子ども)を行った。21時には体育館で就寝。2日目は、炊き出しによる朝食、振り返り(大人)・レクリエーション(子ども)を行い、解散。学校職員、みらいTALKや学生ボランティアと一緒に避難所運営のお手伝いとして運営に関わった。参加者からは「楽しかった」との感想が多く聞かれた。







## 平成 28 年度 夏祭り実行委員会 【夏祭り】

7月30日、バンドサークルの楽しい歌や演奏で幕を開け、在校生のお母さんによるすばらしいミニコンサートまで、あっという間の楽しい時間。福祉車両の展示、ゲームやバザー、駄菓子やパン、ジュースの販売の他、今回からかき氷やポップコーンなどを販売する新たな出店も。例年以上に卒業生や地域の方々の来場があり、駐車場に入りきれない車もあるなどうれしい想定外もあり、改めて本校の持つ歴史の重みを感じる夏祭りとなった。







## 平成 28 年度 保健委員会 【保健講座】

7月に学校保健委員会と併せて、浜松医科大学付属病院整形外科医による保健講座を実施。 テーマは、「障害を持つ児童に対する病態の理解と生活の質向上に必要な整形外科的介入」。 写真を交えながら、分かりやすく説明をしていただいた。

## 平成 29 年度 地区会 【起震車とミニ避難所体験】

7月に浜松市危機管理課の協力を得て、震度 7 の揺れと非常時における食・住を体験。起震車では、車椅子に  $20 \log$  (子ども相当)の人形を乗せ、地震中車椅子がどんな動きをするのか、人形のどこに負担がかかるのか、などの実験を行った。参加者からは、「とにかく怖かった。」「思った以上に動けない。」「 $\alpha$  米が意外とおいしい。」「段ボールベッドの寝心地が案外良い。」など様々な感想が寄せられた。



## 平成30年度 進路委員会 【進路学習会】

12月までに3回の進路学習会を実施。第1回は6月、「進路決定までの流れ・本校卒業生の 進路先」をテーマに進路指導課長から高等部での現場実習の詳しい話や、現場実習から進路 決定までの流れ、就職のための手続きなど、これから親子でどのようなことをしていけばい いのか分かりやすく説明いただいた。第2回は9月に「進路決定までの歩み・卒業後の生活

等について」という内容で本校 卒業生の保護者3名の方に(教 科グループ・生活グループ・自立活 動グループ) それぞれの学習グル ープに分かれて話を深めた。





## 令和元年度 進路委員会 【進路学習会】

平成30年度同様、12月までに3回の進路学習会を実施。第2回目は、本校中学部を卒業し、県内の肢体不自由特別支援学校高等部を経て、現在「自立生活センター〇〇」職員であり、一人暮らしをされているA様より、卒業から現在までの体験談とともに、進路を考える上で在校時の今から出来る事、考えるべきことをお話していただいた。この回は、中学部以上の在校生(教科グ



ループ)も参加し、積極的な質疑もあり、多くの刺激を受けることができた。

## (5) 令和2年度の取組

## 令和2年度 厚生委員会 【奉仕作業】

今年はコロナの影響により、春と秋に計4回予定されていた 奉仕作業が2回となった。第1回目は、正門と昇降口側の植え込 みの草取りや正門横の花壇を耕したり、プランターにパンジー の苗を植えたりした。第2回目は、正門横の花壇にチューリップ の球根や花の苗を植え、校舎周りの掃除や草取り、学校の外回り の草取り、ごみ拾い、落ち葉集めを行った。



## (6) 令和3年度の取組

## 令和3年度 厚生委員会 【奉仕作業】

今年度は6月までに2回実施。令和2年度は、十分に作業ができなかったことから、花壇は少々荒れ気味であった。保護者同士の距離を保ちながら、除草をした後、花の苗や球根等を植え替えた。先生方の協力も得て、以前のようなきれいな花壇に生まれ変わった。



## 4 成果と課題

## (1) 成果

これまで新築移転前の52年間、移転後の5年間を通じて、学校と地域とのつながりを大切にしながらPTA活動を進めてきた。これまで積み重ねてきた成果は、目に見えないものを含め、計り知れないものがある。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、ほとんどのPTA活動の中止を余儀なくされてしまった。今年度は、感染対策を徹底すれば実施できるものと、対策をしても実施が難しいものを整理しながら、活動を進めていく予定である。また、保護者間のつながりをより強固なものにするため、「LINE WORKS」を活用したネットワーク環境を構築するなど、新たな取組を進めているところである。



道路沿いに「校名看板」を設置

本校は、今年度「親子ふれあいキャンプ」の担当校にもなっているが、現在の状況では、大勢の親子が一堂に会し、様々な活動や宿泊を行うことは難しい。そこで、Web等を活用し、これまでの常識にとらわれない形での実施を検討しているところである。

## (2) 課題

校舎移転後も学校、保護者、地域の方々と連携しながら、PTA活動を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、これまで当たり前にできていた活動が思うようにできない状況となっている。当たり前の日常がどんなに貴重な時間であったかを改めて実感してい

る。しかし、新型コロナウイルス感染症によって、本当に大切なものは何かを考える良い機会になっている。様々な事業が実施できなくなり、改めて気づかされたことのひとつに、保護者同士のつながりの大切さが挙げられる。昨年度から保護者同士がつながる機会がほとんどなくなってしまい、保護者間での様々な情報共有や関係づくりができない状況が続いている。特に新入生や転入生の保護者にとっては、深刻な問題となっている。



中庭の遊具

今後、ワクチン接種が順次進んでいくと想定されるが、急激に状況が好転することはないと思われる。しばらくは、新型コロナウイルス感染症とともに歩んでいくことになるであろう。「ピンチはチャンス」ととらえ、これを機にPTA活動の新たな在り方を探っていきたいと考えている。

## 第1分科会「学校」

指導助言者:大分大学附属特別支援学校元校長 田 中 新 正 氏



大分大学の田中です。

まず始めに、7月3日静岡県熱海市の土石流により被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げますとともに、 一日も早い復旧を願っております。

私は、大分大学教育学部(障害児教育)に赴任した 1983 年から今日まで、大分県脳性まひ児者父母の会の顧問を務めさせていただいております。昨年新型コロナウイルスの影響で中止になるまで、毎年夏休みに開催されてきました脳性まひ児者のトレーニング・キャンプや月例会で動作法によるお手伝いをしております。また、大分県医療的ケア運営協議会委員(2003~2016)や大分県特別支援学校第三者評価委員会委員(2016~)、それと大分大学附属特別支援学校の校長を2003年から3年間務めたことなどにより、本分科会の指導助言の機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。

今回は、静岡県立西部特別支援学校PTA会長の大山様から素晴らしい発表をいただきまして有り難うございます。新型コロナウイルスのため WEB 開催となり、直接発表を伺うことができずとても残念に思っております。

「コロナに負けるな!ピンチはチャンス!! つながる PTA 活動へ」というテーマで、「学校の概要と特色、そして PTA の取組の内容と成果、課題」についてご発表いただきました。

## \*「学校の概要と特色」について

西部特別支援学校は平成 29 年に新築移転され、県産木材による温かみのある校舎で太陽光発電設備や LED 照明など人と環境に優しい施設になっているとのことで、校舎そのものが環境教育の教材となっている と思われます。日々学習する学校で、環境教育を体験できるということはとても恵まれている思います。

また、静岡県が推進している「共生・共育」の理念のもと、小中学部の児童生徒が居住する地域の小中学校に「**交流籍**」を置き、交流及び共同学習が行なわれていることは、「交流教育」のあり方として他県の学校にとっても良きモデルになると思います。機会があれば是非、実施方法や成果についてお伺いできることを期待しております。

そして、医療的ケア対象児童生徒数が 29 人で看護師も 6 人と多いこと、それに看護師資格を有する自立 活動教諭が配置されているなど、重度の障碍児童・生徒への教育的整備が充実していることが窺えます。

## \*「防災に関する PTA の取組」について

・平成28年度 地区会係の「防災サバイバルキャンプ」

南海トラフ地震が予測されている今日、全国の特別支援学校でも防災マニュアルが作成され、地震等を想 定した避難訓練が実施されていますが、宿泊形式による避難生活体験を行っている学校は少ないと思います。 大分も5年前の熊本地震の時、別府支援学校はじめ別府市内の特別支援学校も避難を要する被害を受けました。このように災害が起きると避難生活を強いられる災害が増えてきています。そのため、今回紹介された防災サバイバルキャンプという実践的な取組は、どの学校においても役立つものだと思われます。神戸・淡路大震災や東日本大震災始めこれまでの災害で、避難所に避難した障碍のある児童生徒への対応について様々な課題が報告されています。これらの課題の対応策を検討するためには、西部特別支援学校のようにPTAと一般社団法人の「みらい TALK」や学生ボランティアが一緒になり、実際に学校の体育館でキャンプ形式による取組を行うことは非常に有意義なものだと思われます。キャンプの準備は大変だとは思いますが、いざという時のために、避難生活の時どのような対応が必要であるか実体験しておくことはとても役立つと思います。特に肢体不自由のある児童生徒と保護者の方が実践的な訓練を兼ねたキャンプは、全国の特別支援学校のモデルとなる方式だと思います。また、保護者と学校関係者が寝食をともにする交流も意義があると思います。医療的ケア対象の児童生徒さんへの対応など、具体的な実施方法について詳しく紹介していただけることを期待しております。

## ・平成29年度 地区会係「起震車とミニ避難所体験」

浜松市の危機管理課の協力を得て「起震車」による地震中の車椅子の動きや 20kg の人形にかかる負担の 実験。非常用保存食のα米の試食や段ボールベッドの体験等が実施されたと紹介されています。

突然起こる地震に対してとっさの対応はなかなか難しいです。そのためにも、定期的な起震車体験は重要であると思います。起震車で車椅子に 20kg の人形を乗せての実験は、実際の地震時では観察することも困難なことなので、保護者や教師にとっても貴重で大切な経験であったと思います。学校の教職員は毎年何割か異動があり、また担当する教員も変わるので、これらの体験はできれば毎年開催することが望ましいと思います。

また、非常食や段ボールベッドの体験も、災害時の避難生活の訓練として大切であると思います。 児童生徒にとっても実際に体験することで、避難生活でのストレスの対応が身についてくると思います。 是非、機会があれば体験談をお伺いしたいと思います

AIの普及により、ヴァーチャルでの体験で済まされることが多くなってきていますが、やはり実際に体験することはとても重要であると思います。特に障碍のため様々なことを体験する機会が制限されている児童生徒にとっては、実際に体験することはとても大切であると思います。

そして、これらのPTA活動が地域の機関や一般社団法人そしてボランティアと共に実施されていることもとても意義があると思われます。

また、これらの行事が訓練という形態を取りながらもキャンプという楽しい内容を含んでいることも、とても重要だと思います。キャンプという楽しい集団活動を体験することを通して、避難生活という集団生活におけるストレスへの対処方法を身につける良い機会になると思います。

私の個人的な活動として環境保護を目的とした「碧い海の会」という NPO 法人で、障碍児者の家族を対象 とした親子釣り教室などを開催してきました。本大会の主催校の生徒や卒業生の皆さんも参加いただきました。

車椅子では釣りに行くことが難しいため経験がない生徒や卒業生が、親子で参加するのはとても良い体験 になったようです。その後、親子で釣りを始めるご家族もありました。 周りにあまり興味を示さなかった障碍児が持っている竿に魚が掛かったら、懸命に魚とやり取りする姿が 見られました。その時の眼差しは、保護者もびっくりするほど真剣なもので新たな一面を発見する機会とな りました。

また、魚があまり好きでなかった生徒が、直前まで泳いでいたブリを目の前で捌いた新鮮な刺身を口にすると、保護者が驚くほどいっぱい食べました。そして、一週間後ブリの刺身を食べたいというのでスーパーで買ってきたら、ブリではないと言って食べなかったとのことです。やはり本物を食べることの大切さがうかがえます。

## \*コロナに負けない「ピンチをチャンス」へのPTA活動に向けて

コロナの影響により西部特別支援学校でも、昨年令和2年度と今年度3年度のPTA活動で、「中止や計画なし」となっている事業が多く見られます。その中において、保護者同士のつながりをより強固にするため「LINE WORKS」を活用したネットワーク環境の構築や、Webを活用した「親子ふれあいキャンプ」の実施方法を検討されているようです。

新型コロナウイルスの影響により、今回の全肢 P 連大分大会始め様々な活動がオンラインで行われるようになりました。私が所属する学会も東京の学会事務局で行われていた会議が全てオンラインにより行われるようになりました。出張する時間が省けるメリットや、開催時間が夜でもできるようになり欠席者が少なくなるという利点もあります。しかし、対面のように積極的な意見交換は減ったように思われます。

アフターコロナにおいては、対面とオンラインの双方のメリットを活かした「ハイブリッド型」のPTA活動が行われるようになるかもしれないと思われます。

そのためにも西部特別支援学校の「LINE WORKS」の進捗状況と課題や対応方法についてお伺いできると 全国の会員の皆様にとっても役立つと思いますので、是非情報提供をお願いしたいと思います。

## ・WEB活用した「親子ふれあいキャンプ」の実施計画に関して

大学の講義もほとんどがオンラインとなりました。ネットに上げた動画や資料を学生が自由な時間に学習できるというメリット等もあると思います。しかし私の担当している講義は、障碍のある乳児から成人の方の協力を得て、毎週大学で学生がマンツーマンで動作法を学ぶものです。そのため実際の体験を通してしか身につけられない内容の講義においては、オンラインでの限界を感じております。

コロナ後においても、障碍や体調不良により参加できない児童生徒の参加のあり方等の参考として、 WEBによる「親子ふれあいキャンプ」の実施結果を楽しみにしております。

最後に、新型コロナウイルス禍により、「本当に大切なものは何かを考える良い機会になった」との発表がありました。ご提案のように、今回の新型コロナウイルスによりPTA活動に関しても、「本当に大切なものは何か」を考える良い機会になっていると思います。特別支援学校においては放課後デイサービスの利用の増加等もあり、保護者と学校との繋がりが従来よりも少なくなっている今日の状況における連携のあり方についても改めて考える良い機会だと思われます。

また、新型コロナウイルス禍のもとでオリンピック・パラリンピックを開催した日本は一層この「本当に 大切なものは何か」という問題について、国民全員で考える良い機会になっていると思われます。

最後になりましたが、今回貴重な取組や提案を発表いただきました西部特別支援学校PTA会長の大山様に お礼申し上げ、私の発言とさせていただきます。

## 第1分科会

## 【質問事項】

交流籍の具体的な交流、学習内容を教えてください。

〈回答〉静岡県立西部特別支援学校(第1分科会発表校)

静岡県では、令和元年度より、特別支援学校に通う児童生徒の居住地域の小・中学校等に**副次的な籍**「**交流籍**」を置き、全県下で「交流籍」を活用した交流及び共同学習を本格的に開始しました。

「交流籍」を活用した交流及び共同学習には、直接交流と間接交流があります。

- ○直接交流では、次のような学習において、「交流籍」のある学校の児童・生徒と一緒に活動することで、交流及び共同学習を進めています。
- ・小学部・国語、算数、音楽、図画工作、体育、外国語活動、学級活動、給食、昼休み
- ・中学部・・音楽、美術、学級活動、行事、給食、昼休み
- ※実施回数は、年間1~2回程度です。
- ※特別支援学校の教員が引率します。
- ※送迎は保護者が行います。

R2,3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、給食での交流はしていません。実施回数も1回としています。

○間接交流では、児童・生徒間で手紙等のやり取りを通して交流をしています。

上記の「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通して、「障害の有無に関わらず共に支え合い育つ 共生社会の実現とその担い手の育成を図る」ことを目的としています。

今後もそれぞれの学校の児童・生徒が、以下の目標を達成できるように、継続した交流及び共同学習 を進めていきたいと考えています。

<特別支援学校の児童生徒にとって>

・居住する地域との関係を深め、地域の一員として安全な環境で自立できる力をつけ、充実した生活を 送ることができるようにする。

<小・中学校の児童生徒にとって>

・ 障害者に対する偏見や差別のない「心のユニバーサルデザイン」を実現するため、お互いを認め思い やる心を持つことができるようにする。

## 【第2分科会「地域」発表資料】

## 「防災体験プログラムでつくる地域とのつながり」

〈キーワード〉・防災・関係機関や団体との連携・つながり

学校名:兵庫県立和田山特別支援学校

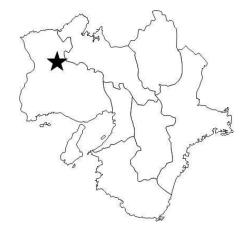
発表者:PTA前会長 藤田智広



## 1 学校の概要

本校は、兵庫県の北部、朝来市に所在する「天空の城」との呼び名で一躍有名となった「竹田城跡」を望む、風情ある城下町の外れに位置しています。昭和54年4月に、肢体不自由のある子どもたちのための養護学校として、兵庫県立出石養護学校和田山分校として誕生し、その後、平成4年4月に兵庫県立和田山養護学校として独立開校となりました。平成9年には、高等部と寄宿舎を設置し、小中高と継続して系統立てた教育と併せて、文字通り生活のすべてが自立への学びにつながる環境が整うこととなりました。その後の法改正による「特別支援教育」の開始に伴い、平成19年には「兵庫県立和田山特別支援学校」に校名を変更し、平成22年には知的障害者部門を併置し、現在に至っています。

今年度は、小学部 14 名、中学部 13 名、高等部 24 名の計 51 名が在籍しており、うち 8 名が 親元を離れて寄宿舎で生活しています。





和田山特別支援学校から竹田城跡を望

## 2 本校の特色

- (1) 本校の西側には、兵庫県北部と南部を結ぶ国道312号線と日本海へと続く円山川を挟んで竹田地区の城下町が広がり、東側には竹田城跡を望む北近畿一の桜の名所「立雲峡」があるなど、環境には恵まれた場所に位置しています。
- (2) 本校は、肢体不自由及び知的障害の児童生徒に対して、小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得させることを目的としています。
- (3) 児童生徒の多くは、朝来市内及び養父市内在住のため、スクールバスで通学しています。自 宅が兵庫県南部にある等のため通学が困難な生徒は、親元を離れて寄宿舎生活を送っています。
- (4) 他校との交流も盛んで、竹田地区内に位置する 朝来市立竹田小学校をはじめとし、朝来市立和田 山中学校、兵庫県立八鹿高等学校などとも、交流 を行っています。



## 3 PTA活動の概要

## (1) PTA組織

本校のPTAは、小学部、中学部、高等部からそれぞれ役員数名ずつを選出しており、その 役員による役員会により行事を立案、検討し、保護者に活動への協力を依頼しています。

## (2) PTA活動の経緯

かつては、PTAの活動は前年踏襲の活動に終始し、役員会でさえ僅か数人しか集まらない、この先の活動がどうなってしまうのかと危惧される状況に陥った時期がありました。しかし、この数年の役員の努力と、保護者相互の連携を主眼に置いた活動を加えてからは、保護者の積極的な参加が行われるようになり、活動が目に見えて活性化してきています。

本校における保護者の連携は、子どもたちが卒業した後のネットワーク作りにも役立っています。



PTA陶芸教室



カフェわとく

## 4 取組みの内容~防災体験プログラムについて

## (1) 防災体験プログラムの概要

兵庫県は、平成7年1月17日に、阪神淡路大震災という大きな災害を経験しています。非常に大きな被害を出したこの災害以降にも、大雨等による自然災害が毎年のように発生し、その都度、被害が発生しています。自然災害は必ず発生することはわかっていますが、いつ、どのような形で発生するかはわかりません。

常日頃から災害に対して備えておく必要があり、万が一の災害発生時に大切な命を守るため、防災教育は避けて通ることはできないものとなっています。

防災体験プログラムとは、重度の障害のある子どもたちから大人までが、防災について楽し みながら体験することを通じて、それぞれの障害や発達や年齢に応じて学ぶことができるプロ グラムです。

## (2) 目的

防災体験プログラムを通じて、学校、児童生徒、保護者による防災教育にとどまることなく、 地域の人々にも参加していただくことで、社会教育の一環として地域全体の防災意識の高揚に 努め、万が一の時の災害に備えることを目的としています。

また、学校としては社会教育を通じて地域への社会貢献を行うことができますし、同時に、 地域の人々と、学校、PTA、そして児童生徒たちとの接触の機会を通じて、学校と障害者へ の理解を深めていただけるきっかけになればと考えています。

現時点においては、学校や児童生徒が地域の一員として、地域に貢献できることを、地域の 人々に理解していただくことを当面の目標としています。

## (3) 経緯

当初は、阪神淡路大震災が発生した1月に合わせて、学校行事において通常の災害避難訓練等が行われていました。それは次第に、防災に関して熱意を持って指導を行う先生方の努力も重なり、PTAが参加する防災訓練や福祉避難所開設訓練へと発展することとなりました。そして、回を重ねる毎に行政、NPO、企業、自衛隊等を巻き込みつつ、現在では地域の方々にも参加していただく大きな行事に発展しています。

## (4) 近年の実施状況

## ア 2018年1月

## ○ 防災クッキング

防災士による研修と保護者参加による災害 時のクッキング教室を行いました。耐火性の ナイロン袋で食材を混ぜてお湯の中で加熱す る調理方法を紹介してもらうなど、たくさん のレシピを教えていただき、作ることができ ました。



防災クッキングの様子

#### ○ 防災体験プログラム

本校の児童生徒と朝来市立竹田小学校の児童、保護者や地域の方々が、見て、聞いて、食べて、を体験しながら、災害時の行動や防災に関する学習をしました。煙体験や

非常食の試食、水消火器体験等、10箇所の体験ブースを設け、普段なかなか体験できない活動に興味津々な様子でした。自衛隊の方には災害救助キットの活用方法を、消防本部の方には煙の中での避難の仕方や水消火器による消火器の使い方を、また「あさご防災の会」の方には、ツナ缶のロウソクや物干し竿と毛布が担架として活用できることなどをそれぞれ教えていただきました。



水消火器体験の様子

## ○ ワークショップ

「和田山特別支援学校が避難所になった場合に必要なこと・もの」についてグループに 分かれて話し合い、対話による研修を行いました。

#### イ 2019年1月

## ○ 午前 「防災体験プログラム」

PTAによる災害時クッキング教室が昨年以上の規模で行われ、多くのメニューが完成しました。体育館では、様々な活動を通じて、災害時の被害や生活について学びました。

昨年以上に、AED体験や、災害時の食器作り、消火訓練など、児童生徒が直に体験できるブースも増え、参加された地域の方々との交流が活発に行われる結果となりました。

特に、PTAによる災害時クッキング教室 で出来上がった非常食を、児童生徒が自ら作った食器を使って食べる体験は、格別なもの となったようです。







## ○ 午後 「福祉避難所開設シミュレーションゲーム」

午前中の防災体験プログラムに参加した経験を基にして、災害発生時に和田山特別支援 学校が避難所になった場合を想定して、グループに分かれて図上シミュレーション訓練を 行いました。行政、職員や地域の方々と一緒に、災害時要援護者の防災について考えまし た。参加者の多くが実際に阪神淡路大震災を経験した世代による検討となり、現実味を持 った訓練になりました。

## ウ 2020年1月17日

阪神淡路大震災からちょうど25年。

児童生徒、保護者、地域の方々、教員が一緒になって様々なことを体験し、学び、考える よい機会となりました。

## ○ 午前 「防災体験プログラム」と「福祉避難所開設訓練」

体育館で、様々な活動を通して災害時の被害や生活について学びました。今年は、去年に引き続きのドローンや非常食の試食、水消火器を使う体験に加えて、津波や洪水の高さの展示、パワードスーツや避難所の体験、県立和田山高等学校消防団の取り組み披露など新たな活動プログラムを含む 16 箇所の体験ブースを用意しており、そこでは、児童生徒と地域の方々との体験を通じての交流が、例年になく活発に行われました。

福祉避難所開設訓練では、実際に避難所開設をしました。初めての体験ですが、段ボールベットを組み立てるなど、避難所開設に必要な事を実際に行い、参加していただいた方の協力を得て実際の避難所で起こった様々な困難な課題にも対応しました。











#### ○ 午後 研修会

福祉防災コミュニティー協会から講師の湯井恵美子氏を迎え、保護者、行政、地域の方、 教員の参加により、午前中の福祉避難所開設訓練の振り返りや避難所の課題、地域の課題、 特別支援学校の防災などについて研修を行いました。





#### (5) 現状

防災体験プログラムは、回を重ねる毎に、参加団体、参加者を増やしています。

回を重ねる毎に、参加者には、より実践的でありながら、防災に関して必要な知識をできる だけ易しく身につけることに配意しつつ、同時に、本校の児童生徒と参加者の積極的な交流を 促すことにも配慮しています。

その目的は、支援学校には全く縁がなかった方々にも、本校と、児童生徒に触れ合うことに よって、学校と子どもたちのことを少しでも理解してもらいたいという願いがあるからです。

そして、成功裡に終了した 2020 年 1 月の防災体験プログラム以降、参加された地域の方々による独自の防災研修会が実施されたり、校外学習時には児童生徒に声をかけていただく機会も増えるなど、確実にこのプログラムが地域に根を張っていく様子を、私たちは肌で感じ始めていました。

しかし、2020年3月の新型コロナウィルスによる緊急事態宣言以降、そういった行事の全てが中止を余儀なくされてしまったのです。

地域の方々をはじめ、防災体験プログラムの実施に当たり、協力を求める関係者の方々と子どもたちとの貴重な交流の機会は失われ、私たちの抱いていた希望が、暗礁に乗り上げようとしていました。

そんなある日のことです。地域の方々から、本校にビデオレターが届けられたのは。

防災体験プログラムがきっかけとなって、学校と子どもたちに関係していただいた方々から の、子どもたちへの応援メッセージでした。

それは、私たちにとって、未来への希望の芽が出た瞬間でした。

#### 5 成果と課題

毎年、この「防災体験プログラム」が少しずつでも拡大を続け、各方面の力を借りて、より多くの人に、この学校と子どもたちに直接触れ合い、少しでも理解してもらえる機会を作り、同時に、地域に対する社会貢献を行う機会が続けば、将来的には、いつかきっと、卒業後の子どもたちを含め、障害者に対して理解を示してくれた地域の人々が、彼らを地域の一員として認め、見守り、あるいは直接間接問わず何らかの支援の手を差し延べてくれる機会が出てくるようになるのではないか。

そうすれば、子どもたちは地域の一員として地域に溶け込み、地域に貢献できる機会も得られる。この防災体験プログラムの推進によって、いつか、地域全体に優しい循環が生まれてほしい、 障害者にとって、今より少しでも優しく寛容な社会になってほしい、という願いを込めて。

今は、防災体験プログラムの再起動に向け準備中です。

#### 6 おわりに

PTA活動が「どうあるべき」か、私たちにはわかりません。そして、「こうあるべき」だと上から目線で決めつけるつもりもありません。むしろ、「こうあるべき」と決めてかかること自体、視野を自ら狭くして活動の幅を狭め、PTA活動や子どもたちのことを理解したつもりになっているだけで、実は理解できていないのではないか。単なる自己満足に終わるのではないか、とさえ思えます。

もちろん、今私たちが行っていることが、PTAのあり方として正しいと言うつもりもありません。

保護者として、また大人として、願いが無限にあるように、方法もまた無限にあるはずです。

いつかきっと、子どもたちが社会の一員として認められ、地域社会に貢献でき、地域の人々から見守られつつ幸せに生活できることを祈って、今は少しずつでも、できることをやっていきたいと考えています。

子どもたちと学校と地域の人々の笑顔のために。



## 第2分科会「福祉」

指導助言者:別府大学短期大学部 初等教育科 特任教授 雫石 弘文 氏



皆さん、こんにちは。

本日第2分科会「地域」の分科会の指導助言をさせていただく別府大学短期大学部の雫石弘文と申します。どうぞよろしくお願いします。

今日ですが、先程言いました第2分科会は「地域」という大きなテーマがあります。その中で、研究課題が「子供たちの将来にわたり、安全で豊かな地域生活を支えるため、PTA は地域との連携をどのように深めていくか」という研究課題になっています。将来にわたり、「安全で豊かな地域生活」というところがキーワードになっていると思いますし、一番が「地域との連携」ここが大切な本日の研究課題だと思います。その中で、兵庫県立和田山特別支援学校のこの発表ですけれども、「防災体験プログラムを作ろう」というところで、「地域とつながろう」という発表になっています。防災体験プログラムは「安全」というところにもつながります。「豊かな地域生活が地域とのつながり」ぴったりつながっていると思います。

この中で、順次お話をさせていただきます。まず、この藤田会長さんのメッセージを私は残念ながら、この配信の VTR を取る時は、藤田会長さん直接の発表は聞けていないんです。ただし、発表資料を読ませていただいて、すごくメッセージが表れています。そのメッセージの一つは「地域全体に優しい循環が生まれてほしい。」それから、二つ目には「地域とのつながりの方法は無限にあるはずだ。」そのように語ってらっしゃる。この「無限にあるはず」のものの中から選択し、模索し、考えながら、「子どもたちと学校と地域の人々の(ここいいですね。)笑顔のためにできることをやっていこう」このメッセージが、特別支援学校 PTA の本当に望ましい取組の姿をすべて語っていらっしゃって、このメッセージそのものが、発表にすごく溢れている。だから、取組全体があたたかい発表資料になっていますし、たぶん前に発表された藤田会長さんの、前会長さんのすごく熱が入った優しくあたたかい発表になっていたんじゃないかと思います。

最初に研究協議題と発表についてですけれども、PTA活動のキーワードは「つながる」また「つながる」ために発信して「つなぐ」ということ、ここが大切だと思います。防災教育は、障がいのある子どもにとっては必要不可欠の内容です。ただし、その必要不可欠な内容は学校単体で取り組んでも効果は限られます。「子ども」もちろん「保護者さん」「教員」そして「地域とつながること」が大切になります。阪神淡路大震災からもう25年、それから東日本大震災からちょうど10年、また、各地で震災や豪雨の被害が相次いでいる中、保護者参画の中で、学校と連携し、地域を巻き込んで展開していくという取組は、PTA活動として、現在全国の学校でどんどんどんどん広がってきてはいるが、保育園・幼稚園・子ども園・小学校・中学校、高校、それ以上に特別支援学校では、特に必要だと思います。自分の考えで主体的に自主的にどんどん動けないこの子たち、動こうと思っても身体に様々な特性を持っている、そのような中で、繰り返し計画的にやっていく必要があります。こういった意味で、この「つながる」「つなぐ」にもっていく中で、防災教育をとりあげた、こういった意味で随所に参考になるところがあると思います。

2番目に特別支援学校での防災教育について、ちょっと触れておきます。特別支援学校での防災教育

は、子どもには、障がい特性に応じた「学習」、先程言いました「計画的な経験を積ませておく」これが 大切になります。「繰り返しの経験 | これが大切で、東日本大震災がある以前は、ややもすれば、「年間、 学期ごと3回避難訓練をすればいいんじゃないかな?」くらいの気持ちで取組んできましたが、それで は特別支援学校では、いざという時につながるとは到底思えません。家庭と学校は、子どもを守るため の「具体的なシュミレーション | これを考えて、「地域との深い関係の構築 | を工夫して考えていく必要 があります。肢体不自由児と知的障がい児が在籍する学校、特に、この発表校である兵庫県立和田山特 別支援学校さんも両方の障害種の子どもさんが在籍する学校なんですが、災害の際の避難の仕方はまた 違います。肢体不自由の子どもたち、「どうやって、誰が抱えるの?」「どこは車椅子行けるの?」知的 障がいの子ども、「パニックになったらどうするの?」 いろいろ問題があります。 この避難だけを考えて も、避難の仕方や避難場所での生活の仕方は少しずつ異なります。もちろん一人ずつ異なります。それ ぞれのお子さんのことを想定した防災プログラムが必要になることは当然なのです。「誰が」「どのよう にして子どもの安全を守るのか」「子どもはどうやって自分の安全を守るのか」これが、防災プログラム と直結していないといけません。それから、災害はいつ起こるかわかりません。自力登校している子ど もだっています。スクールバスを利用している子どもたちもいます。寄宿舎生活を送っている子どもも います。それぞれの子どもへの指導内容や体験も検討する必要があります。登校している途中の災害も あるわけ。バスに乗っている時の災害もあるわけで、災害は、教室にいる時に起こるこの確率なんてわ ずかじゃないかなと思います。だから、そこだけで止まったらいけない、そしていろいろなところで起 こるかもしれない災害、それが、地域の人とのつながりがあれば、お互いの命を救うことにもつながる。 また、ここで「つながり」ます。知っている子どもを、知っているお姉さんを、おばちゃんを、おじさ んを、おじいちゃん、おばあちゃんを助けることだって、この子たちにできますよ。いろんなことで知 っていれば、つながっていれば、お互いの命を救うことができるんです。

参考にしたい和田山特別支援学校の取組ですけれど、防災の取り組みは「地域の人と共に継続して学 ぶことが大切」ここがキーワードです。この和田山特別支援学校、防災クッキング、災害時の食器づく り、これらを地域の人と PTA、学校の教員、地域の人たちと一緒にされている。特に、PTA が子ども の食の特性を配慮したメニューをいくつもたくさんつくられているみたいですね。それから、簡易食器 をつくる体験もされています。作る体験も大切ですし、実際に子どもにそれを使って食べさせる経験を させているというのが参考になるし、是非全国の特別支援学校でどんどんやっていく必要があります。 いつもと違う食器での経験は、いざという時に役にたちます。日頃はご家庭でもそうだと思いますが、 この子に合わせた食べやすい、持ちやすい、掬いやすいものを使った食事をなさっていると思います。 それは当然。そうなさっていることだと思いますが、避難所ではそれはできないです。避難所では、も しくは我が家でも、そういったものが壊れたり、手が届かなかったりした時は、こういう簡易食器を使 って食べさせる。こういった取組をさせていないと子どもは食せません。だから、ここはとっても大事 なところだと思います。それから、次に地域の人と共にする避難場所のシュミレーション訓練。「地域の 人と共にする」です。ここが大切です。様々な体験ブースを作って、そして、そこで体験させることで、 地域の方々の障がいに対する偏見とか誤解が一気に激変します。「えっ、この子たち、こんなこともでき るの。」「こんなに生き生きとしているの。」地域に住んでいる方々、特別支援学校の中の様子を見る機会 は、そうそうありません。小中学校と違って、自宅の周りにある学校と違う特別支援学校です。いろん な所から子どもたちは来ている。そうすると、学校の回りの地域の方々は身近な子どもたちとも言えな い。そんなことがある中で、一緒に体験することで、偏見や誤解が激減します。いろんな所で、それは 立証されているようです。そして、自然な交流につながります。また、この体験はこういう避難場所以 外でのシュミレーション訓練の体験は、学校が避難場所にならなかった場合、これも意外と多いと思うんですよ。自宅にいる時の災害、自宅の近くの避難所に行ってそこでの生活が余儀なくされる場合もあります。いろんな所で、いつもと違う経験をしないといけない、そんな中で、このシュミレーション訓練は、この学校以外での生活につながります。和田山特別支援学校では、2018年から毎年これを実施しています。今年は、今年かな?昨年かな?コロナで、なかなかどんどんはできなかったというようなことが資料に書かれていましたが、それはそれで、これから先も大がかりになると、いろいろ準備をして、整えて、PTAの役員さん、それから会員さん、そして先生方が何度も何度も話し合った、そして、準備をばっちりと整えた、大がかりな準備は大変で負担が大きくなる。だから、少し縮小した防災体験を検討して、負担の少ない取り組みを毎年、数回行っていく。このことを今後考えていくべきではないかと思うんです。そんなに無理をしない防災訓練を、計画的に何回も行う、いつ起こってもいいようにいろんな体験をさせていく、同じ体験をさせていく、こういったことが必要になりますし、このどんなことをさせていけばよいかは、この発表ですごくよくわかると思います。

今後の取組への期待も、今言いましたが、特別支援学校の実践は、様々な人たちがつながることで成果が「UP」します。生活もそう、就職もそう、何でもつながっていかないと成果が止まってしまいます。ここ「UP させる」ということが大切。そして、それは現在、もちろん将来の子どもの生活にも必ず活きていくことにつながっていく。地域とどのようなつながりが可能かを、いろんなつながり方があると思うけれど、出て行ってする、呼び込む、いろんなつながり方があると思いますが、それを模索しながら学校も PTA も協力して取り組むことで、この課題は少しずつ前進すると思います。少しずつでいいんです。一気に花火を打ち上げるみたいなこと、これはその場で終わってしまったりするので、小さなことを積み上げていくことが大切です。是非、和田山特別支援学校さん、ここまで培ってきた取組を発展させて継続させてほしいなぁと思います。願います。災害は学校で起きるとは限らない。これは常識ではわかるけれども、なかなかそれぞれの自宅でいろいろなシュミレーションしたり、食器を作ってみたり、いろんな違うものを食べさせてみるとか、そんなこと、なかなか難しい。避難のテントみたいなものに潜り込んで寝るなどよっぽどのことがないとできないです。しかし、自宅で起きた場合の対応も、自宅バージョンをこの発表を参考にしながら、また和田山特別支援学校さんの方では、お父さん方、お母さん方がいろんな体験をされている。それを自宅バージョンでアレンジして準備しておいてほしいなぁと思います。

コロナ禍で今大変です。もういろいろなことがあります。実は、私このビデオを撮影していただいているのは、7月の末。もうコロナでまだまだ大変。今日は東京で爆発する人数が出ています。オリンピックが始まりました。オリンピックは楽しい部分もありますが、これは賛否両論ですけどね。でも、やっぱり始まると、そういうものに目を向けて、「金メダルを取った。」「銀メダルを取った。」とか「がんばった。」という風に喜びます。私自身喜んでいます。昨年から、全然飲みに出られませんから、我が家にバーカウンターを作りました。バーカウンターで飲みながらいろいろと考え、また、楽しんでいます。皆さんも、どうぞ、この配信があるのは9月になっていると思うんですけど、いろいろなことがあっても、どうぞ肯定的にいろんな出来事を捉えて、子どもたちと共に過ごしてほしいと思います。

子どもたちと学校と地域の人々の笑顔のために、藤田前会長さんが言ってらっしゃること、「できることをやっていきましょう。」

全国の関係特別支援学校の PTA 活動の更なるご活躍・ご発展を祈念して、「乾杯!!」です。 以上で終わります。皆さん、ありがとうございました。

# 第2分科会

## 【質問事項】

防災体験プログラムの地域への周知、参加者募集はどのように行っていますか。

## 〈回答〉兵庫県立和田山特別支援学校(第2分科会発表校)

ご質問いただき、ありがとうございます。以下のようにチラシ(案内)を配付しました。もちろん、本校のホームページにも掲載しました。チラシだけでなく毎年続けてきたことや地元の新聞社に記事の取り上げてもらったり、口コミ等でも広がったりしました。熱心な行政(防災部局)の課長さんが、役所内でも他の課を誘って来てくれたり、社協にも声をかけてくれたりしました。集客に苦労するようなことはなく、これ以上来られたら困るなと違う心配をするほどでした。子どもたちのためだけでなく、来られた方皆が楽しめ、学べるというのが大きなポイントでした。また様々なブースを設ける時に、協力いただく皆さんに「場所を貸す」ということと、どのような内容のブースをしてほしいのかを明確に伝えたこともポイントです。

企業やNPOさんとはWIN-WINである必要がありますので、希望があればPRもしていただきました。本校の取組はこちら(以下参照)でも紹介いただいていますので参考にしていただければと思います。不明な点等ありましたらお気軽にお問い合わせください。

<チラシの配布方法>

保護者・・・全戸配布

地 域

- ①校区のまち(学校のある竹田区)・・・区長さんに頼んで全戸配布
- ②福祉施設(朝来市・養父市内全事業所)・・・できるだけ持参、行きにくいところは郵送
- ③口コミ・・・保護者がママ友を通じて配付。

行政の担当の方が本校の取組を知っていたので他部署や社協などにも呼びかけてくれた。

④他校(他の特別支援学校)・・・メールにて県内の全特別支援学校PTA会長宛に送信(※教頭のメールを利用)、隣接する特別支援学校3校にも全幼児児童生徒の家庭に配布

<本校の取組について>

① ぼうさい甲子園で受賞! | 兵庫県立和田山特別支援学校ブログ「なごみ」 (hyogo-c.ed.jp)

https://www2.hyogo-c.ed.jp/weblog2/wadayama-sn/?p=13562

- ② 兵庫県立和田山特別支援学校 | ぼうさい甲子園特設サイト (bousai-koushien.net)
- ③ 兵庫県立和田山特別支援学校 | ぼうさい甲子園特設サイト (bousai-koushien.net) ※動画
- 4 https://www.n-bouka.or.jp/local/pdf/2020 02 30.pdf

## 「福祉制度の活用について」

高知県立高知若草特別支援学校 発表者 PTA 会長 上野眞由美

#### 1 学校の概要

本校は、四国の太平洋側に位置し、東西に 広い地形になっています。中でも、高知若草特 別支援学校がある高知市や南国市は、太平洋 に面した位置にあります。高知県中央部にある 高知若草特別支援学校は肢体不自由のある児 童生徒を対象とした特別支援学校です。高知市 に本校と子鹿園分校、南国市に土佐希望の家分 校があります。



高知県立高知若草特別支援学校

本校には 49 名の児童生徒が在籍し、スクールバスや保護者の送迎、放課後等デイサービスなどを利用しながら通学しており、寄宿舎に入舎している児童生徒もいます。リフト付きスクールバスを民間のバス会社に委託運行をしており、運転手以外に2名の介助さんが同乗し4つのコースを運行しています。また、学校に配置された看護師が、保護者からの申し出があり、主治医の同意がある通学生の「医療的ケア」に対応しています。そして、平成 31 年4月より理学療法士が本

校で実習助手として常勤になりました。子どもたちの身体の動きや姿勢などについて、教師が行う指導や支援に対してサポートしてくれており、県内の特別支援学校へ出向いたり、本校の地域支援に同行して小学校や中学校への支援をしたりしています。

次に分校についてふれたいと思います。高知市にある 子鹿園分校は高知県療育福祉センターに隣接しており センターに入所しているセンター生や通学生が学習して います。市街地にあり、近隣の店舗への買い物や公共交 通機関を利用して校外に出るなどの、体験的な教育活動 をしています。高知県療育福祉センターのリハビリの見学 やPT・OT・STなどの専門スタッフから学習や生活に関す る指導・助言を受け、授業内容や指導方法の改善に役立 てることができます。



子鹿園分校



土佐希望の家分校

もう一つは南国市にある土佐希望の家分校です。社会 福祉法人「土佐希望の家医療センター」に隣接しています。 児童生徒の健康管理に関することや緊急時の医療対応など、 さまざまな医療面でのバックアップをしていただいています。 また、リハビリの見学をさせていただき学校生活におけるいろ いろな場面での助言をしていただいています。

## 2 本校の特色

『明るく 賢く 逞しく』を校訓とし、「児童生徒一人一人の個性と障害の状態に応じた適切な教育を通して、何事にも主体的に取り組み、他を思いやる心をもって、積極的に社会に参加し、自分らしい豊かな人生を送ろうとする人間を育成する」ことを学校の教育目標として、学校・保護者・地域や各関係機関が連携を図り、子どもたち一人一人のニーズに応じた教育をめざしています。

めざす教育活動の実現に向けて、

- ・児童生徒が自己実現を達成できる学校
- ・保護者が成長と発達を実感できる教育を行う学校
- ・地域になくてはならない存在として愛される学校
- ・教職員が仕事に誇りをもち、やりがいを感じる学校

高知市春野町あじさい街道

の4つの視点を大切に、「やさしく ていねいに しっかりと」を基本姿勢として学校経営に取り組んでいます。

小学部、中学部、高等部と一貫した教育ができることや看護師、理学療法士、学習支援員などの支援があることや外部専門家を招聘し助言を受けて専門性の高い教育ができること、また、利用している福祉サービス事業所や各関係機関との連携を図りながら家庭への支援をつないでいることが本校の特色です。

### 3 PTA活動の概要

本校PTAは、学校の教育活動の充実や振興を期することを目的として、本校に在籍する児童生徒の保護者と学校教職員を会員とし活動しています。PTA会長(保護者1名)、副会長(小・中・高等部の保護者3名、教職員2名)、理事(各学年の保護者12名)、事務局長(教職員1名)、監査委員(保護者1名)で構成されていますが、副会長と理事を兼務することもあります。



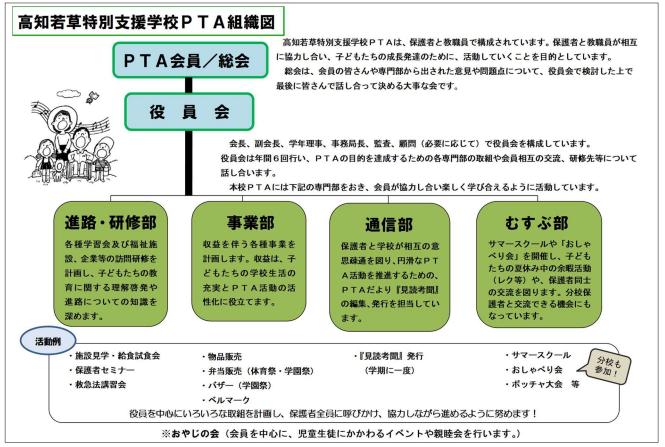
研修会の様子「成年後見制度について」



放課後等デイサービスマップ作り

PTA総会で選出された役員や理事が参加して、年度内6回の役員会を行い、PTA活動の企画・立案や各大会への参加報告や学校との協議事項などについて話し合っています。そして、理事の中から進路・研修部、事業部、通信部、むすぶ部の4つの専門部の部長を選出しています。今年度から全家庭が希望する各専門部に所属し協力をして、PTA活動の運営を行うことになりました。PTA活動の内容は、新型コロナウィルス感染症の影響で実施

できない活動も増えましたが、できることを適切な方法で行っていきたいという保護者の思いも強くあり ます。懇親会(延期)や給食試食会や愛校作業、保護者同士の親睦のためのおしゃべり会、進路に 関する研修や年3回のPTA通信の製本や配布、お菓子や保護者デザインのオリジナルTシャツなど の物品販売、サマースクール、施設見学、ベルマーク集計、マップ作り(放課後デイサービス事業所と 卒業後の進路先は完成、福祉避難所は作成中)などに取り組んでいます。PTA活動に参加すること で、情報共有ができ、活動についての感想や要望など保護者同士や学校と保護者とのやりとりを大切 にしています。

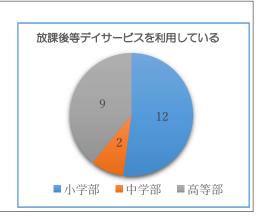


#### 4 福祉制度の活用について

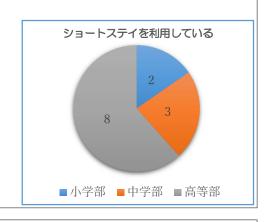
PTA役員会の中で『福祉』について話し合い、保護者の皆さんが「どのように福祉サービスを知り、 どう利用につながったのか、福祉サービスの利用で困っていること」などについてアンケート調査を行う ことで、今後入学してくる子ども達や保護者の皆さんに役立てることができるのではないかと考え、各 家庭にアンケートを実施することとなりました。

## (1) アンケートの結果について(回答のあった34家庭の中での数値)

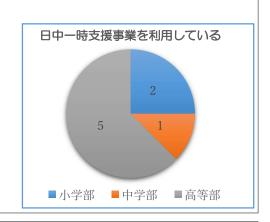
○福祉サービスの利用をしていますか (利用している28名、利用していない6名) 福祉サービスを利用していますか ■利用している ■利用していない ①放課後等デイサービスを利用している (小学部 12 名、中学部2名、高等部 9 名、合計 23 名)



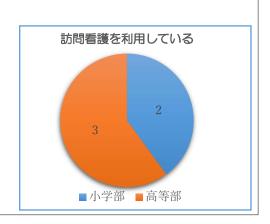
②ショートステイを利用している (小学部2名、中学部3名、高等部8名、合計 13 名)



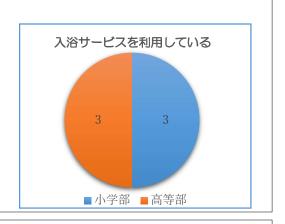
③日中一時支援事業を利用している (小学部2名、中学部1名、高等部5名、合計8名)



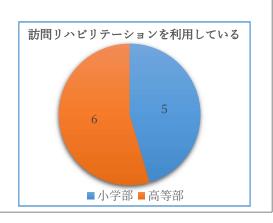
④訪問看護を利用している (小学部2名、高等部3名、合計5名)



⑤入浴サービスを利用している (小学部3名、高等部3名、合計6名)



⑥訪問リハビリテーションを利用している (小学部5名、高等部6名合計 11 名)



質問項目以外に利用しているサービスは、身体介護や移動支援ガイドヘルパーなどのヘルプサービスや相談支援、訪問型児童発達支援、在宅レスパイト、医師による往診や定期健診などの訪問医療などです。また、サービスをどうやって知ったかについては、相談支援員さんからが9名、市役所や福祉課の方からが7名、ケアマネージャーさんからが5名、友人や知人からが4名学校からが1名その他が1名、回答なしが8名でした。

現在、利用しているサービス以外にあったら良いと思うサービスは、介護タクシーチケットの限度額アップ、移動支援の拡充、障害児専門の病後児保育、いつでも利用できるショートステイ、重度以外の子どもが利用できるショートステイ、居住地に近いショートステイ、訪問介護サービス(親の介護に合わせて)、学校や放課後デイサービスからの送迎(急な親の入院などの時)、訪問理美容サービス、通学や通院の同行援助でした。その他、福祉サービスやその活用についての自由記入では、サービス利用に関する情報の周知やフォローがもっとあれば良い、重度の子どもを看てくれる医療・福祉スタッフの確保、潜在的な人材の確保をするための取り組み(研修や情報発信など)、障害児・障害者・高齢者とサービスによって年齢で分けられていて利用できない内容がある、医療的ケア児が利用できる福祉サービスに地域差がある、放課後等デイサービスや日中一時支援事業で自立に向けた生活訓練をしてくれるところがあればいい、モニタリングや評価が2か月毎とか半年ごとに面談が必要となるので、サービスの利用を増やしたいと思うが、付随することが増えてしまうので家庭で頑張ってしまう、サービスの種類についてなど説明を障害の手帳をもった時点でしっかりとした話を聞ける機関が欲しいなどでした。

## (2) アンケート結果から分かったこと

本校のほとんどの家庭は、何らかの福祉サービスを利用しており、その中でも放課後等デイサービスを利用している家庭が多くなっています。子どもの年齢が上がるにつれて、ショートステイや日中一時支援事業を利用するようになることや訪問リハビリテーションを利用している家庭も全体の 3 分の1程度ありました。自由記入の中からは、サービス利用に関する情報量が少ないのでもっと情報を提供してほしい、重度の子どもを看てくれる医療やスタッフが少ない、受けられる福祉サービスに地域差があるため受けたくても受けられない現状がある、自立に向けた生活訓練を行ってくれるサービスがほしいなどの記入があり、今後の課題が示されました。

#### (3) 今後の課題

アンケートの結果を受けて、福祉サービスについての情報発信が福祉関係機関から多いが、学校のPTA活動の中でも情報を共有する機会が必要であることや行政や事業所との連携も必要であり、そのための研修会等をPTA活動の中で設定してはどうか、福祉サービスの利用を増やしたいが契約する手間がかかり家庭で頑張ってしまっていることが多く、不安解消に向けて情報共有が必要なのではないかなどの課題があげられました。PTAとしてできることは何かについて考える契機となりました。

## 5 まとめ

保護者へのアンケートを行うことで、福祉サービスの利用に関する実態や実際に困っていることなどを知ることができました。高知県の中で福祉サービスに地域差があることや子どもの病状や障害の状態によって利用できないサービスがあることなどを知り、PTA活動の中で保護者同士の情報共有の大切さや研修会などニーズに合わせた内容にするなど、これからの活動に生かしていきたいと思います。

また、6月4日に行われた中国・四国地区肢体不自由特別支援学校 PTA・校長会合同研究会の 提案発表の最後に、以下のような指導助言をお願いし、回答をいただきました。

卒業を目の前にした高等部3年生の保護者(特に進路先として生活介護の事業所を選ぼうとする方)にとっては、子どもたちが卒業後の生活にスムーズに移行できるようにしたいという願いがありますが、移行期に十分なサービスが受けられないのではないかと心配する方が多く見られます。この点については、福祉とつながり相談をしていくことで解消でき、切れ目ないサービス利用が可能であることが分かり、安心しました。また、「分からないことを相談できる機関を知っておくことが大事」との助言もいただきました。例えば、どこに相談すればよいか分からない場合や相談支援事業所で困っている場合は基幹相談支援へ、サービス利用をしていない場合は市町村が委託している相談支援事業所へ、サービス利用をしている場合は一人一人に付いている計画相談専門員へ、とのことでした。

校内のアンケートや指導助言から、大事な点に気付くことができました。①相談できる機関はどこかを知ること、②どんなサービスが使えるのかを知ること、③福祉と早期からつながることです。それらをPTA 会員の皆さんと情報共有するために、①PTA おしゃべり会、②施設見学、③研修会への参加呼びかけをしていきます。まだ先と思わず、小学部段階から福祉とつながることの大切さを伝えていきたいと思います。 これらは、集まって情報を共有できるのが一番ですが、コロナ禍でもあり、安全に行う方法も工夫しなければなりません。学校 HP、PTA 通信、マチコミメール、ロコミ、リモート等が考えられます。子ども、保護者が現在も卒業後も豊かな生活を築くために、今後 PTA として、できることから取り組んでいきたいと思います。

## 第3分科会「福祉」

指導助言者:厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官 鈴木 久也 氏



こんにちは、厚生労働省障害児支援専門官鈴木と申します。今回は、分科会の方で発表いただいたことに関しまして、助言を、少しですけれどもさせていただきたいと思っております。初めに、資料を読ませていただいたですけれども、第3分科会ということで、高知県の高知若草特別支援学校のPTAの方たちの発表について、福祉制度の活用についてということで拝見させていただきました。内容としまして、二点気付いたことがございますので、申し上げたいと思います。

まず一点目としましては、やはりこの PTA さんの活動というのは、昨今本当に子育てが孤独化していく中で、やはり当事者同士、親御さん同士のつながりが、つながっているということは、本当に大切な活動の一つだなと思っています。その中でやはりこの福祉制度のことに関して、PTA の活動の中でお調べいただいたり、または、いろんな人の子の話を聞く機会を設けていただいたりという発想に関しては、本当に厚生労働省としましても、嬉しく思っています。

また、今後どのように福祉とつながっていくかということに関しましては、地域独自のやはり特性というものがありますので、その地域の中で、どのような資源があるのかということを把握していただくということが、今後は、より身近に福祉との連携がしやすくなってくるのではないかと思っております。 高知県の皆さんのこの資料に沿って、少し私の方で厚生労働省として、今どういうことが進んでいるのか、またこれから、教育と福祉の連携をしていく中で、何を福祉の方ではツールとしているのか、少しですけれども、お話できればいいかなと思っております。それでは、少し資料の方を画面共有させていただきたいと思います。少々お待ちください。

はい、こちらですね、資料の方になります。障害児支援施策の動向ということで、これから少しお話させていただきたいと思います。二部構成になっておりまして、前半は、まず最近の障害児支援の動きの方でですね、少しお話させていただきまして、後半はですね、発表いただいたこの資料に沿って、私ども厚労省方で、どのようなことが、お役に立てるのかということを、お話させていただければと思います。それでは、資料の説明をさせていただきたいと思います。

はい、こちらが、障害福祉サービス等の体系の資料になります。こちらは、成人のサービスの一覧になりますけれども、こちらの児と書いてある居宅介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所の児とかいてあるものは、児童でも使えるサービスとなっております。

こちらは、障害児のサービスの種類と相談ですね、こちらが相談になりますけれども、相談のサービスの類型となっています。ご覧いただきますと、放課後等ディサービスを皆さん使われている方が多いのではないかと思いますけれども、現在事業所数は1万5千または1万6千に届くところまで来ております。利用者数は25万人ということで、かなり大きい規模のサービスになりつつあります。その他、やはり保育所等の支援事業など、学校の方に出向いて支援をしていく訪問サービスもございますし、またご自宅の方で、重度の障害のある方に関しては、なかなか外出が難しい場合は、居宅訪問型児童発達支援を使うことができるようになっております。相談の方は、また少し話していければと思います。

それでは、最近の動向をお話させていただきたいと思います。今年度は、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定」が、4月1日に施行されたばかりですので、新しい報酬体制また新しい制度がどのような形になっているのか、簡単ですけれども、お話させていただきたいと思います。今回の「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定」における主な改定内容ですれども、今回はどのようなコンセプトで行ったのかということですけれども、まずは一つ目の○ですけれども、障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援等の障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応したということが大きな論点になっております。6つございますけれども、1つは成人ですね、成人の障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直しを行いました。現在やはり成人施設の方は、わりと障害の程度が重たい方、また高齢化の方も、これは本当に日本の少子高齢化に伴って、障害のある方もそれは同じですので、そのような現状もございますので、そこへの対応とやはり障害者支援施設等施設から少しでも地域で暮らせる方は地域の方に移行していく、そのようなことを進めていくための方策、又は報酬を少し拡充したり、または強化したりしていく次第でございます。また、相談に関しましても、相談支援事業所さんが少しでも運営的に安定するような報酬改定を行っています。

二番目は、効果的な就労支援や障害児・者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応ということですね、 就労の方が一般への就労ということもございますけれども、やはり、障害の方が働くということをどう いうふうに考えていくのかということを踏まえた報酬改定となっております。また、医療型短期入所の 方を、短期入所レスパイトは、非常に、ご家族の負担の軽減にもなりますので、その強化も行いました。

三番目はですね、私たち障害児支援室が、主に担当しました部分になりますけれども、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進ということで、特によく言われる動ける医療的ケアが必要のお子さんをどのように受け入れていけるか、そのために事業所が安定した運営ができるようにということを考えて、報酬制度の見直しを行いました。あとは、放課後等ディサービス等児童発達支援、障害児入所施設の報酬の見直し、または基準等の見直しを行いました。

四番目は、精神障害の推進、五番目は、今コロナ禍でございますので、感染症やまた災害への対応力の強化ということでですね、こちらの方も事業所の皆様に、少しお願いすることを報酬改定の方で行っております。六番目は、障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービスの提供を行うための報酬等の見直しということで、一つは、医療連携体制加算を少し見直しております。また、これから担い手不足ということもございますけれども、障害福祉サービスが、どのようにこれから持続させていくために必要なことがあるのかということを踏まえた報酬改定になっております。

はいこちらが、医療的ケア児の現状ですけれども、現在は、こちらは研究事業の方で推計を出しているのですけれども、推計約2万人の方が、暮らしている、2万人のお子さんの方が暮らしているということが分かっております。

こちらはですね、報酬改定で行われた医療的ケア児者に対する支援の充実ということで、医療的ケア全般ですね、どのようなことが行われたかということを一覧にしてございます。主に、医療的ケアの子を受け入れる時には、看護職員を確保することが、なかなか困難なことがとても多かったので、看護職員の配置に関する改定等を行いまして、例えば、児童発達支援・放課後等ディサービスでは、いわゆる「動ける医ケア児」に対応した判定スコアを用いて、その医療濃度に応じて、看護職員の配置をした場合には、報酬を少し高めに算定できるような形にしていたりとかですね、重心の事業所であれば、看護

職員の配置の要件を少し緩和したり、また基準に看護職員をいれることができるようにしたり、そのような形にしています。

はい、こちらは、医療連携体制加算ですけれども、サービス共通になりますけれども、こちらも医療の部門と連携して、看護職員がですね、手当てする場合には、医療的ケアのあるお子さんと、一般のお子さんというか、医療的ケアでないお子さんの場合には、少し報酬に差をつけたりしております。

はいこちらは、予算事業で医療的ケア児等、総合支援事業なんですけれども、やはり医療的ケアのお子さんはですね、何か一つというよりは、総合的に見ていけなければいけない部分がとても多いということで、福祉だけでも駄目ですし、医療だけでも駄目ですし、総合的にみられるような予算事業を厚生労働省では行っております。例えば、併行通園の促進ですとか、ご家族・きょうだい児への支援、家族へのレスパイトということを行った場合にも、お金がつくような形にしています。また特に、医療的ケア児等の協議の場の設置、地域でどういうような医療的ケアの施策が必要なのか、そういうことを話し合う場を設けた時に、その時のお金をみるような形にしています。今回、令和3年度に拡充したのは、やはり医療的ケアのお子さんをお持ちの保護者の方が、なかなか相談をどこにしたらよいのか、また、相談が主に医療が関わりますので、なかなか相談が拡充していかないという面もありましたので、そのような課題に対しまして、相談体制の整備ということで、医療的ケア児等コーディネーターを、今養成していますので、その配置ですとか、コーディネーター同士や相談支援専門員との情報交換や症例検討の場の設置ですとか、移行期、生まれてからNICUから在宅生活への移行、学校生活への移行、成人期での移行等における重点的な相談体制の整備など、そのようなことを行った場合に、予算がつくような形にしております。

はい、続きまして、これは通所の方ですけれども、報酬改定が終わった後ですけれども、障害児通所支援の在り方に関する検討会というものを、今まさに開いております。障害児通所支援の在り方に関する検討会でですね、こちらの方は、まずはですね、平成24年児童福祉法改正がありまして、大きく障害児支援、障害児福祉サービスの体系を再編し、そこから約10年がたったんですけれども、これは報酬改定チームからも、障害者部会からも、あらゆる所から障害児支援そのものが、今の世の中の動きにあっているのか、そろそろ一度見直す時期なのではないかという、声を多数いただきまして、障害児入所施設の方はですね、昨年度報告書を取りまとめまして、今後の方向性を示したんですけど、通所の方も改めてもう一度見直すべきではないかということで検討会のほうを立ち上げております。こちらがスケジュールになりますけれども、第一回の検討会は6月に開かれまして、今、第三回目まで終わっています。9月をめどに取りまとめが予定ということで、構成員の方はですね、座長に淑徳大学の柏女霊峰先生をお願いしまして、座長代理に日本社会事業大学准教授の有村先生をお願いしています。あとは、お医者さんであるとか、あとはそれぞれ団体の方、また、当事者も含めてですが、あとは自治体の方等に、ご参加していただいている状況です。秋ごろには、報告書は取りまとめて、今後の方向性を示せればなというように思っております。はい、ここまでが、障害児の最新の動向になります。

ここからはですね、福祉との連携ということで、配付いただいた資料と少し重ね合わせながら、お話できるのかなと思います。発表の資料の方にも、相談との連携がこれから必要じゃないのかということもありましたので、相談支援について、少しだけですね、お話したいと思います。相談の方はですね、重層的な相談支援体制というものを、今行っておりまして、第1層、第2層、第3層とあるんですけれども、おそらく皆さんがよく、すでにもう入れていらっしゃる方もいるのかなと思うんですけれども、こちらの計画相談ですね。介護でいえば、ケアプランですけれども、その子のライフステージに応じて、

どのようなサービスを組み立てていったらいいのかということですね。一人一人個別に対応して、そのサービスプランを作っていく、この利用計画を作るこの相談が、第1層ということで、皆さんがこれから成人期を迎えるにあたって、成人期はいろいろなサービスが昔よりも、より増えますし、また、障害種別が全然違うサービス体制になりますので、この相談支援事業者さんとご相談いただいて、相談支援専門員さんに、ご家族の意向、また、ご本人の意向を踏まえて、相談支援のサービスを組み立てていただくということが、今後のために、一番身近になって必要になってくるのではないかなというふうに思います。

第2層はですね、一般的な相談支援ということで、こちらはですね、市町村で必須事業ということで、 市町村で、ご相談を行うということになっているんですけれども、こちらは、どちらかといえば、地域 の皆さんの様々な相談を引き受けるという、こちらはお一人お一人の、そのケアのサービスプランを作 っていく形ですけれども、それも行いますけれども、どちらかというと、本当に何でも、もっと幅広い 相談を引き受けるという体制になっております。

この第3層ですね、この主な担い手、基幹相談支援センター、または自立支援協議会が、総合的な専門的な相談の実施、あと地域の相談支援体制強化の取り組みということで、2層、1層も含めた、その地域の中核となる相談支援体制を作っていくというような役割を担っている。このような1層、2層、3層ですね、重層的な相談支援体制になっているということを、少し覚えていただければと思います。計画相談の仕組みですね。こちらは少しご覧いただければというふうに思います。

支給決定のプロセスですけれども、すでにご存じの方もいらっしゃるかなと思いますけれども、成人の場合、これは成人の方のプロセスになるんですけれども、障害者支援区分の認定が終わったら、利用計画案ということで、どのような形でサービスを使っていくかという案を、保護者さんまたはご本人様とですね、お話しながら作っていってですね、それを行政の方に提出して、支給決定をしていただくという形ですね。その後ですね、サービス担当者会議を開いて、支給決定時のサービス等、利用計画を決めていって、実際に事業者さんの方で、サービスの利用が始まるというプロセスがありまして、一定期間ごとに、サービスが、不具合がないかということ、さらには、もう少し、ヘルパーさんを使う必要があるのかというモニタリングを、適宜行っていくというプロセスですね、行っていきます。やはり、ご本人さんのこれからのライフステージを見通して、サービスを組み立てていくっていう点ではですね、やはり、この計画相談が、やはり有効なのかなっていうふうに思っています。

続きまして、地域の支援体制についてということです。資料の方に、発表の資料の方で、やはりこの地域で実際の皆さまがどのようなサービスを使っていたのかということを調べていただいて、また、一番ポイントになってくるのはですね、やはり、地域にどういうサービスがあって、どういうサービスが足りないのかとかですね、やはりその地域資源を、よく把握するということが、私は非常に大事なのかなと思います。意外とですね、やっぱり、自分の身近な生活圏範囲の資源のことについては、よくご存じなんですけれども、やはり今まで使ったことのないサービスですとか、その資源ですね、そういうものはやはり意外に、気付きにくかったり、地域の中でああそういう資源があったんだなということを、新たな発見といったりというのが、これからは必要になってきて、それを、トータル的に地域でよく把握しておく。それを一人一人の情報として届くような形にこれから作っていくということは、私は非常に大事なのかなと思っています。

その中で、障害福祉の方のツールとして、この協議会ですね、いわゆる自立支援協議会というものを、 各都道府県、各市町村で設置していますので、地域の自立支援協議会でどのようなことがされているの かということを、ぜひ一度把握していただくというのはいいことなのかなというふうに思っております。 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題をふまえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていくという役割を担っているということで、やはり大きいのは個別の事案等を、やっぱり吸い上げていって、それのまず課題をお互いに共有して、その解決できていないということに対して、どういうような基盤整備が必要なのか、どういう資源が足りないのかということを、パブリックに話し合っていけるという、そういう場になっていますので、やはりそこに、情報が集まっていって、皆のものになっていく、そのためにツールとして、この協議会を使っていただくというのは、非常に有効なのかなと思っています。

自立支援協議会ですけれども、法定化されておりまして、関係者を見ていただくと、行政機関、サービス事業者、子育て支援とか障害とは関係のない分野の皆さんが集まっていただいて、当事者の参画がやはり非常に大事だと明確化していますので、大事だということ、また学校や教育関係者の皆さんにもやはりご参画いただくということが、すごくやっぱり重要なのかなというふうに思っています。

市町村の協議会は地域作りの中核ですので、自己完結に陥らないということで、ネットワークで取り組む基盤を作るということで、それぞれ学校さんは学校さん、福祉事業者さんは福祉事業者さんだけで、地域を作っていくということではなくて、一法人にまかせるというのではなくて、皆でネットワークを組んで基盤を作っていく、他人事にとらえないという地域の課題を的確に把握するということで、できることから進めていく、国全体で進めていくものを、それは全国に必要なものになるので、やはり少し動きが重くなりますけれども、地域ですと、少し小さい単位になりますので、お金がなくても、お金が必要なくてもできることを、お互いが話し合う場を設けるとかですね、そういうことができるので、できることから進めていくことによって、成功体験を積み重ねて、やはりもっとこういろんなことを豊かにするということができるんだということを地域の中で成功体験を積み重ねることによって、地域が活性化していくということがあるかなと思います。取り組みの成果を確認する、相互に評価するということで、皆で評価して、今実際どうなのかということを、確認しあえるということですね、地域で障害者を支えるということをみんなで、一事業者さんで担うとかですね、学校さんだけで担うとかではなくて、地域全体で担っていくということですね、これからはそういう時代を迎えつつあるではないかなと思っています。

#### (画面変わる)

自立支援協議会の調査結果が、令和2年の結果がありますので、少しだけご紹介させていただきます。自立支援協議会の構成メンバーですね。47都道府県の中で、どういう人たちが入っているのか、こちらにあるんですけれども、教育機関53%、約半数の都道府県では入っているということ、もう少し入ってもいいのかなと思います。障害当事者団体、障害当事者などは、89%かなり9割近くの方が入っていらっしゃいますので、まあ PTA の方たちも、まあ教育機関と一緒に入っていただくこともたぶんできると思いますし、当事者団体として、まあ声をあげていただくこともあるのかなというふうに思います。この協議会にはですね、専門部会といわれまして、障害全体を議論すること、それとはまた、別に、例えばこちらですね、設置状況を見ていただくとわかるんですけれども、特に、この5番ですね、子ども関係いわゆる子ども部会というものが、結構設置されているんですけれども、19か所、47都道府県中19か所が設置していますけれども、やはりその専門部会の方が、より子どもに関しての議論を重ねていく、まあそういうことができる、で、もし子ども部会があれば、子ども部会の方でですね、課題を共有していくということが、すごく今後の施策を進めるのにはいいのかなというふうに思っています。協議会で協議する項目ですけれども、一番多いのが、都道府県障害福祉計画の作成、具体化に向

けた協議ということで、障害福祉計画を、各都道府県に作っていただくということになっているんですけれども、その時の議論に参画するということが、少し大きくなっていますけれども、もう少しですね、身近なところからいえば、こちらで、後ででてきます、市町村協議会で抽出された課題の検討とかですね、まあそういう本当に身近な課題を、まあこれからどうしていくかということを検討することもできればというふうになっています。

こちらが市町村ですね、市町村の方も、こちらの設置状況、教育機関だと、少し増えて76%ですね、 障害当事者団体だと85%ということで、かなりの割合で、学校さんとの連携って、すごく大事ですの で、学校さん、もしくは当事者団体さんが、参画いただいているという状況になっています。

はい、こちらも市町村ですね、子ども関係がやはり一番多いですかね、643自治体が入っています ので、実際に、私も、現場にいた時に、まあこの自立支援協議会に携わっていたんですけれども、特に この専門部会、子ども部会の事務局もやっていたんですけれども、やはり自分の実感としましても、子 ども部会がある前ですね、できる前っていうのは、まあ本当にやっぱり母子保健、教育はまだ学校との 連携でディサービスをやっているとあるんですけれども、やっぱり本当に保育園とか教育委員会さんと かいうのは、やはりお付き合いする機会が本当に少なかったんですね、ただこの子ども部会ができて、 皆さんが一同にテーブルに座って話した時に本当にやっぱりそのそれぞれの立場で、どういうことを考 えているのか、どういう施策をしているのかというのが、すごくよく見えましたし、教育との連携とい うところを、一つポイントとしてお話するとすれば、やはりお互いのことがよく見えていなかったなと いうことが実感とあります。福祉としてもどうしてこう分かってもらえないんだろう、学校さんとして もどうして分かってもらえないんだろうというジレンマもあって、現場ではですね、個々のケースに応 じて、まあやっぱりそれぞれ抱えていらっしゃるということが、すごくあったんですけれども、やはり、 その福祉の仕組みと学校の仕組みって、やっぱり全然違うっていう、そこが大きな違いっていうのもあ ると思いますし、その先生のやっぱり考え方とか、その、先生が授業している時間帯ですとか、そのす ごく重要で、会議する時間が合わない、どうしても合わないとかですね、そういうことで、いろんなこ とがつまずいているとかですね、まあそういうようなことが、よく分かってきてですね、当たり前のよ うだけど、結構意外とこう共有されていないことがたくさんあった。私の市の場合はですね、まず一つ は、教育との話し合う場をしようということで、近隣の学校の先生方とですね、話し合う場を教育と連 携のプロジェクトということで、進めたり、学校の先生がやはり放課後ディサービスで何をされている のかよく分からないですとの声もあったので、参観日ということで、学校の先生からオーダーがあった ので、ディサービスの方に来ていただいて、実際放課後ディサービスの方の活動を見ていただいてです ね、自分のクラスの子たち、自分の学校の子たちが、ディサービスでそういう活動をしているんだろう ということを知っていただくと、ずいぶんとお互いの情報の共有もできますし、お互いの安心感にもつ ながるというところで、市全体の学校全体との関係性とかは、よくなったのかなというふうに思います ので、これは国全体で進めるっていうことよりも、その地域の特性に応じたしかけっていうのが、すご く物事を進めていくなっていう、私自身の体験にもつながっています。

はい、こちらはですね、障害福祉サービス等情報公表制度の概要ということで、やはり、保護者の方たち、事業所もそうなんですけれども、やはりお隣とかですね、地域の事業所がどれくらいあるのか、またどういうサービスをやっているのかということが、もう少し分かるようにした方がいいだろうということで、ホームページですね、情報検索できまして、それぞれ登録していただいている事業所さんのサービス内容ですとか、まあそういうものが見れるようになってますので、もし事業所さんの情報を、知りたいということがあれば、一つのツールとして使っていただければいいのかなと思っています。

はい、それでは最後ですけれども、今、通所の検討会が進んでいるところではあるんですけれども、 やはりこの障害児の地域支援体制の整備の方向性のイメージということで、平成26年に検討会ですね、 障害児支援の在り方に関する検討会が開かれて、その時に全体のイメージが作られたんですけれども、 今の検討会で、これを少し、もう少し、時代の流れに合わせて見直すのかなというふうに思っています けれども、やはりですね、今は、学校さんは学校さんのネットワーク、事業所は事業所のネットワーク というところで、この重なり合いというのは、まだまだ弱いのかなと思っています。

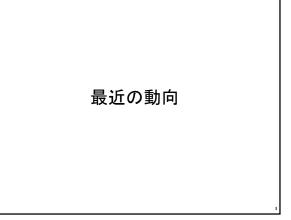
もちろん、厚生労働省と文部科学省の連携というのも、本当に密に進んでいるところではございます けれども、やはりですね、こう点と点、線と線ではなくて、もっと面ですね、面として地域全体が面に なるように、いろんな機関が、情報を共有していく、または相談ができるということですね、またそれ をスーパーバイズする、応援できるようなですね、そういう体制を、私ども厚生労働省としても、また 文部科学省さんと協力してつくっていければいいんじゃないのかなというふうに思っていますので、ま ずですね、PTA の関係者の皆さんができるところというのは、この市町村域だとは思うんですけれど も、やはりこの一番現場の最前線の所がつながっているというのは、そこに暮らす障害のあるお子さん や、成人の方たちにとって、非常にみんなに見守られているということは、安心感につながりますし、 保護者の方もそこで子育てをしていく、またはですね、共に過ごしていくという点では、地域に何があ るのか分からない状態で孤立して暮らしていくって、やはり不安が高いですし、非常にやっぱり厳しい ですけれども、アクセスする場所があるんだと、自分がこう一人ではないのだという、孤立はしていな いだという、そういう感覚って、すごく地域で暮らす中で大切だと、私は思っていますので、是非です ね、こういう今回機会をいただいたので、PTAの方からですね、福祉側に働きかけていただくことも、 全然私はいいことなのかなと思っておりますのでですね、先ほどご紹介いたしました相談支援ですとか、 自立支援協議会ですとかですね、その地域の障害福祉課さんとかに来ていただいて、ご説明していただ いてもいいと思いますし、どこかの事業所さんと一緒に勉強会をしていただいても、別に構わないと思 いますし、そういうところからですね、もう本当に実践できるところから進めていただいて、どんどん ですね、広げていっていただければ、地域が豊かになっていくという、この施策だけが、どんどんいろ んなことを作っても、そこで、暮らす方たちに届いて、それを使っていただいてはじめて、その施策っ て生きてくるので、やはりそこで暮らす人たちが、生き生きですね、暮らしていく、過ごしていくって いうことが、一番施策が、進んでいくということにつながっていくのかなと思いますので、是非ですね、 皆さんの熱意ある行動が、地域を動かしていくと思いますので、今後共ですね、福祉と教育との連携を 推進させていただければいいのかなと思います。

短い時間ではございましたけれども、これで私の説明は終わらせていただきたいと思います。本日は 本当にありがとうございました。

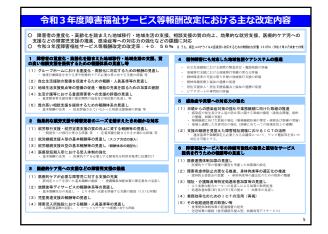








令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容 令和3年2月4日

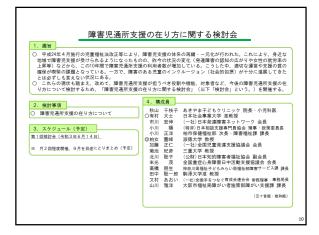




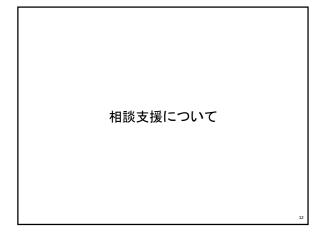


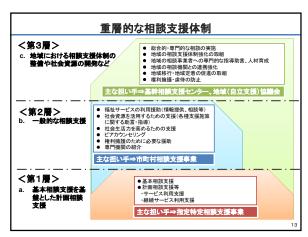


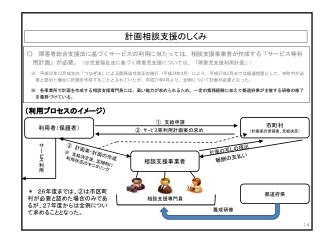
障害児通所支援の在り方に関する検討会について

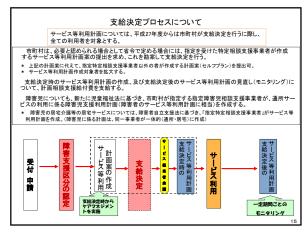


福祉との連携



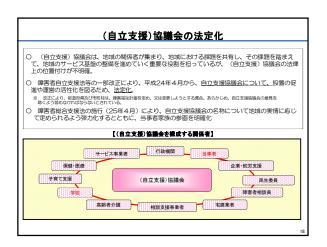


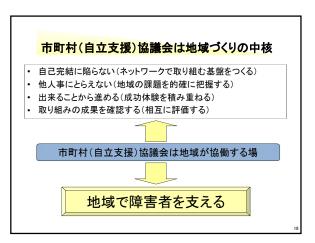




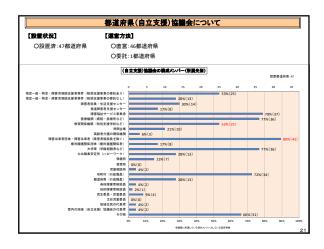
地域での支援体制について

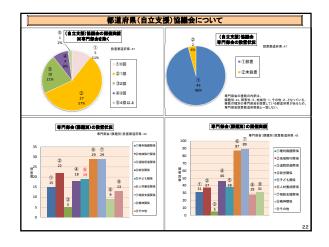


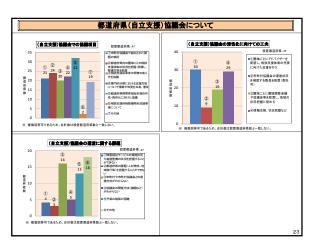




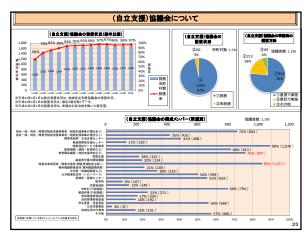
R2 調査結果(都道府県)

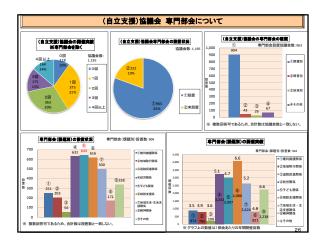


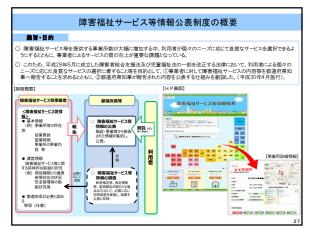


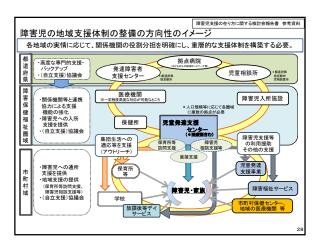












ご静聴ありがとうございました

## 【第4分科会「進路」発表資料】

「生徒の実態に合った進路選択の取組」

<キーワード> 保護者のネットワーク・教員の情報把握・地域の支援

学校名 長崎県立佐世保特別支援学校

発表者 高等部 3 年生保護者 大串 明美 高等部学部主事 福川 隆司

(肢体不自由教育部門)

## 1 学校の概要

#### (1) 校訓

健康 協力 自立

#### (2) 沿革

昭和53年に佐世保養護学校として開校され、昭和57年に高等部が設置された。平成17年、高等部における総合化(知肢併置)、平成19年には、肢体不自由教育校である野崎養護学校の閉校により本格的な知肢併置の総合化を行う。平成22年、現在の校名に変更、同年に平戸市内に高等部北松分教室、平成25年には新上五島町に高等部上五島分教室が設置された。今年度から平戸市内の田平中学校内に小中学部が設置され、高等部北松分教室とあわせ北松分校となり現在に至っている。



#### (3) 学校の特色

本校がある佐世保市は人口約24万人、長崎第2の都市である。 1955年に西海国立公園に指定された九十九島やハウステンボスはよく知られた観光名所である。

近隣には平戸市、松浦市、佐々町、西海市などが位置し、通学は広範囲である。多くはスクールバスや保護者の送迎が主な通学 手段であるが、公共交通機関を利用して通学する生徒もいる。

知的部門を「あたご」、肢体不自由部門を「わかくす」と通称し、



知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を設置する特別支援学校として、各教育部門に小学部から高等部がある。障害種別及び児童生徒の発達段階に合わせて専門的な教育を行っており、大規模校として長崎県北部の特別支援教育における重要な役割を担っている。

## (4) 児童生徒数(令和3年度)

_						
	障害種	小学部	中学部	高等部	訪問	計
本校	知的	6 9	4 3	9 5		207
441	肢体	2 8	2 0	9	3	6 0
北松分校	知的	9	3	2 1		3 3
上五島分教室	知的			8		8
合計		106	6 6	1 3 3	3	308



#### 2 PTA 活動

#### (1)組織

会長1名、副会長5名、会計1名、顧問2名、監事2名で理事会を運営している。その他、各教育部門・ 各部から理事を選出し、各専門員委員会を組織している。

## (2) 年間計画(令和3年度)

	事 業 内 容						
月	総務・全体	生活委員会	研修委員会	広報委員会	備考		
4	第1回理事会、専門委員会						
5	PTA 総会、専門委員会 →書面決議 県知 P 連 第 1 回総会 →オンライン開催				高等部体育祭		
6	九知 P(佐賀) →書面開催 PTA 理事会、専門委員会	保護者交流会					
7	県知 P 第1回理事会・特別 支援学校情報交換会 →書面開催		保護者研修会	広報誌 「はなみずき」 第43号発行			
8	全知 P(北海道) →中止	親子レクリエーション					
9	全肢 P (大分) →オンライン 第2回理事会、専門委員会						
10	九肢研(大分)	きらめきフェスタバザー			きらめきフェ スタ		
1 1	県知 P 第 2 回理事会・特別 支援学校情報交換会		施設見学会				
1 2	第3回理事会、専門委員会			広報誌 「はなみずき」 第44号発行			
1			保護者情報交換会				
2	第4回理事会、専門委員会 県知P第2回総会			広報誌 「はなみずき」 第45号発行			
3					卒業式		

## (3) 各専門員会の取組

#### ①生活委員会

「保護者交流会」では、お互いに話す機会が少ない保護者間で悩みを共有したり、子供の成長の喜びを共感したりできる。話すだけでもストレス解消となり、「参加してよかった」との声が多く聞かれるなど、保護者同士の良いつながりの場となっている。

「きらめきフェスタ」は隔年で開催される全校合同の文化祭で

ある。児童生徒のステージ発表や作業学習の製品販売をはじめ、PTA バザー、福祉事業所にも出店を依頼している。その他、"おやじの会"として、父親の方々には昼食時の焼きそばを作ってもらっている。保護者の親睦を深める場であり、福祉事業所や地域の方々にも学校を知ってもらう機会となっている。











## ②研修委員会

「施設見学会」を教育部門別に実施している。就労継続支援事業所 (A型/B型)、就労移行支援事業所、生活介護事業所、グループホームなど、生徒の実態に応じて卒業後の進路先として可能性の高い事業 所を見学することにより、情報収集の良い機会となっている。



#### ③広報委員会

広報誌「はなみずき」を年間3回発行している。校内行事の様子、

職員へのインタビュー、保護者向けアンケート結果など、アイデアが豊富で読み応えある内容となっている。各家庭の他、県内の特別支援学校、町内会、生徒の進路先へも配付しており、佐世保特別支援学校を知っていただく情報源となっている。平成29年度には長崎新聞PTA広報誌コンクールにおいて、優秀賞を受賞した。

#### (4)活動の成果

昨年度から新型コロナウイルス感染 症拡大防止の観点から、校内でも様々 な活動を制限又は中止する状況となっ ている。PTA の各種研修会もオンライ

ンで開催されることが多くなり、本来できていたPTA活動も万全とはいかない。懸念されるのは、ここで紹介した活動により、これまで築いてきた保護者の親睦を深める機会が少なくなることである。

児童生徒の送迎、担任との面談など、学校に行く機会は現在でも ある。しかし、大規模校であるが故に話しをしたことがない保護者も少なくない。これからも PTA 活動の果たす役割は大きい。

右の広報誌「はなみずき」は、学校の近隣にある"愛宕山"に向かう 生徒の写真である。少しでも早く、本来の活動ができるようになること を期待している。



## 3 進路指導の取組(肢体不自由教育部門:わかくす)

#### (1) 各部卒業生の進路状況 (過去2年間)

卒			進学						就職(福祉就労含む)						そ			
<b>☆</b> 17	部年度	業	中	中等	学部 高		高等部		大	専 🗄	一般	Ē	訓練等給付			介護給付		0
     ¤b			· 学 校	本校	他校	等学校	本校	他校	学	門学校	成就 労	A 型	B 型	就労	自立	生活	入所	他
小学部	元年度	2		2														
7, 土中	2年度	7		7														
中学部	元年度	4					3	1										
十子司	2年度	4					4											
古华加	元年度	5														4		1
高等部	2年度	6											1			5		

#### (2) 進路指導について

#### ①小学部

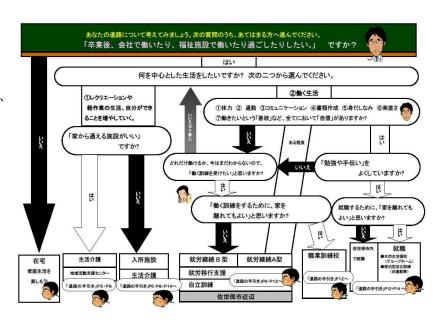
小学部では、将来に向けて、生活リズムを整えるなどの基本的生活習慣を身に付けることに加えて、挨拶や返事をきちんとすること、日直等の係の仕事等をきちんと果たすことなどに取り組んでいる。また、他クラスの先生や友達にも関わることができるように、大人数による授業を時折設定している。小学校に準ずる教育課程( $I \cdot II$  課程)では、施設見学や体験等をとおして、どんな仕事があるのか、将来はどんな仕事をしたいのか、自分にはどのような仕事が向いているのかなどについて学習している。

## ②中学部

中学部では、施設・職場体験を実施し、施設や職場の雰囲気を感じたり、挨拶や自分から周囲へ関わったりしていくことの大切を学習している。校外学習においては、公共の施設や公共交通機関の利用方法やマナーはもちろん、社会的なスキルや自分で考え決定する力を身に付けることを目標に取り組んでいる。また、制品作りは自立・社会参加に通じている。進路実現のために一人一人目標をもって学習している。

#### ③高等部

卒業後の進路を選択するに当たり、生徒が自己の目指す社会参加を果たすための生活する力、 進路先を自己決定する力、就労 や福祉に関するサービスを活用する力を育むことを目標に指導を行っている。



#### ○面談について

進路面談や家庭訪問の中で進路に関する話題を取り扱うようにしている。年度末に進路希望調査を実施 し、新年度の進路指導の具体的な資料としている。

## ○進路学習について

小中学部の学習内容を継続して、進路学習に取り組んでいる。各教育課程における個々の生徒の実態から将来の生活を見据え、具体的に目標を立てて学習している。

## ○社会体験学習について

校内実習、学校見学、施設見学、施設利用体験等を内容として、前期・後期に各1週間の社会体験学習の期間を設けて実施している。医療的ケアなど特別な配慮を要する生徒の実習においては、学校と保護者、施設等との事前の打合せを十分行うなど、関係者間で連携を深めることが不可欠である。

前期・後期、各学年におけるねらいは次に示すとおりである。

	実施時期	対象学年	学年ごとのねらい				
			校内実習等を通して、生活リズムの定着を図り、日程に沿った活動に				
前		1年生	取り組むことで、自分にできることや課題を知り、働く意義や態度を				
期	6月中旬		身に付ける。				
		2・3年生	進路先として具体的に考えられる学校や福祉施設を体験することで				
		2・3年生	卒業後の生活や活動に見通しをもち、進路決定の参考とする。				
後	11月初旬	1・2年生	(同上)				
期	~中旬	3年生	進路先を決定し、事業所等との引継ぎを兼ねた体験とする。				

## (3) 高等部における進路決定までの流れ

月	1年生	2年生	3年生					
4	①部会で体験先の情報を共有する。 ②※1保護者アンケート(進路に関する調査)の実施 ③進路指導担当者・担任で生徒の体験先を検討 ④担任・保護者で体験先の相談・決定 ●状況に応じて保護者、担任、進路指導担当者で面談、必要に応じて相談支援員が加わることもある。							
5	社会体験学習先の決定							
6	前期社会体験学習							
7	①※2 <u>「評価表」</u> による生徒の現状や課題等をもとに、進路指導担当者と担任で後期社会体験学習先を検討場合によっては相談支援員が加わることがある。 ②生徒の後期社会体験学習先を保護者面談にて決定							
8	③後期社会体験学習に向けて、夏季休業中に進路開拓を行う。							
9	社会体験学習先の決定							
1 0	後前期社会体験学習 社会体験学習後の各事業所からの「評価表」をもとに、担任・ 連路指導担当者で会後の検討を行う							
1 1	社会体験学習後の各事業所が進路指導担当者で今後の検討	らの「評価表」をもとに、担任・	議援 期区					
1 2	●場合によっては相談支援		個別面談① 問分					
1	個別面談   「評価表」による生徒の現状	や課題等をもとに 担任・進路	個別面談② 「ケース会議」(4者)					
2	指導担当者で今後の方向性や社会体験学習先を検討する。  担任、保護者、相談支援員							
3	●場合によっては相談支援	:貝か加わることがある。	卒業  各事業所担当者					

### ○※1保護者アンケート(進路に関する調査)について

現在の福祉サービス利用状況(放課後デイサービスなど)、福祉サービスについて知っている・もっと 知りたい情報、卒業後の希望(一般就労/福祉就労など)を調査し、その後の面談における資料とする。

#### ○※2「評価表」について

挨拶や時間を守る、身辺処理や情緒面、作業に対する意欲や集中力、指示理解や報告・質問するコミュニケーション能力、体力などについて16項目を3段階で評価を受ける。事業所の担当者や作業内容によっても評価に誤差はあるが、体験後の学校生活や進路選択の重要な資料としている。

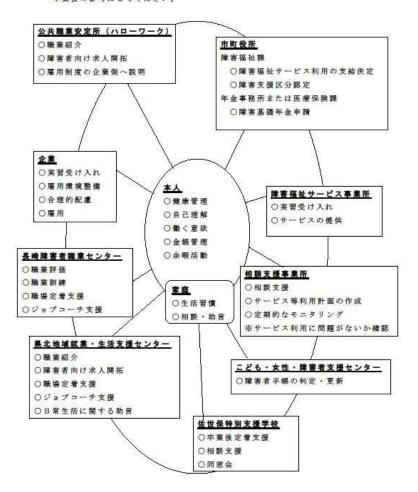








下の連携マップは本人、家庭、学校が連携する必要がある機関ごとに整理し、誰が何のために支援や連携を必要とするかわかりやすく示しているものです。 関係諸機関の役割や業務内容を本人や保護者が理解する上で役に立つものです。 卒業後の参考にしてください。



#### 4 まとめ

本校の PTA 活動と進路指導における取組を紹介した。

PTA活動は、保護者間の親睦を深めるだけでなく、相互の悩みや不安を共有して信頼関係を築く場でもある。また、小学部から高等部まで、保護者の姿がお互いに見える活動は、我が子の進路を考える上でも大切な情報収集の場でもある。さらに、施設見学会は実際に仕事の内容を知ることにより、卒業後の生活がイメージでき、卒業生保護者による講演会は、経験をお聞きして、これからの生活に目標をもつためにとても参考となった。

進路指導は、生徒の将来を見据えた卒業後の生活に大きく関わる役割がある。生徒が必要な力を身に付け、 様々な場所で人と関わり、長く地域社会に貢献していくことは私たち保護者の願いである。

肢体不自由教育部門の生徒数は多くはないが、生活面の支援内容や生徒に適した作業内容においては、実態が多岐に渡る。そこで、校外での学習をとおして、学校生活では把握できない実態を知り、必要な力を身に付けさせることは、進路指導の大切な機能である。また、高等部卒業後は、大学進学を希望する生徒も在籍する。この発表では、主に福祉就労に関する内容を紹介したが、今後は、更に幅広い生徒の実態や希望に応える進路指導が必要であると考える。

## 第4分科会「進路」

指導助言者:厚生労働省 職業安定局

障害者雇用対策課 地域就労支援室 障害者雇用専門官 大越 健一 氏



私は、厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室の大越と申します。

この度は、新型コロナウイルスの影響により、Web オンデマンドにより開催されるとのことではありますが、「第 64 回全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会、PTA・校長会合同研究会大分大会」が開催されましたこと、大変おめでとうございます。開催に向けてご尽力された事務局及び大会運営事務局の方々、そして各分科会で発表される方々など、本大会に携わる方々におかれましては、コロナ禍においてご準備や運営に大変ご苦労されたことと思います。そのような状況下にあっても、開催されたということに関しては非常に意義のあることなのではないかと思っております。私の立場で言うこともおこがましいことではございますが、この場をお借りして、皆様へ敬意を表したいと思います。

さて、今回私が担当させていただく第 4 分科会「進路」における指導・助言ということで、お話させていただく機会をいただきました。私は、もともと地域障害者職業センターというところで就職したい、または就職している障害のある方への支援や、障害のある方を雇用したい、または雇用している企業に対する支援を長らく行ってまいりました。また、現在も厚生労働省障害者雇用対策課に所属しておりますので、どうしても企業における一般就労という視点を中心に、物事をちょっと考えてしまいがちなところもございます。今回ご依頼していただきましたことに、どれだけお応えできるのかというところがわからないところもありますが、その中でもみなさんのお役に立てる部分が少しでもあればと思いまして、ご意見をお話しできればと考えております。それを踏まえて、実際には指導・助言というよりも厚生労働省における障害者雇用対策の現状についてとともに、本第 4 分科会の発表者である長崎県立佐世保特別支援学校の取組と絡めまして、お話させてもらえればと思っております。

それでは、まずは私の用意した資料「障害者雇用対策の現状」について、かいつまんで解説をさせていただきたいと思います。スライドの2ページ目、障害者数についてですが、一般的に就労する年齢である18歳以上65歳未満で障害のある方で、施設入所されている方以外の方は、約377万人、このうち身体障害のある方は約101万人となっております。では、現在の雇用の状況はといいますと、厚生労働省では、毎年6月1日現在の各企業における障害のある方の雇用者数を、障害者雇用状況報告という調査によって把握しております。こちらのスライドの3ページ目がその状況となります。これによりますと、グラフの一番右側、令和2年度については、障害のある方の雇用者数は約57万8千人となっておりまして、17年連続で過去最高を更新している状況です。この17年の間にはリーマンショックや東日本大震災、また最近の新型コロナの影響もありましたが、そのような中でも更新を続けているという状況でございます。この背景には、障害のある方の働きたいという就労意欲の高まりとともに、企業のCSR(社会的責任)というところであったりとか、コンプライアンス(法令順守)、こういう意識の高まりであったりとかが影響していると考えられております。次のスライドですね、こちらをご覧いただければと思います。雇用障害者数における重度障害のある方の実人数と割合です。この重度身体障害者の方とは、身体障害者手帳の等級が1級2級の方になりますが、身体障害のある方のうち43.5%ということで、割と多い印象かと思います。続いて、5ページ目ですね、ハローワークにおける障害者の職業紹介

状況になります。グラフの上部にある折れ線グラフ、障害のある方の新規の求職申し込み件数を示しております。また、グラフの水色の棒グラフの部分で就職件数を示しております。これまで、新規求職申し込み件数も、就職件数も一貫して上昇してきましたが、新型コロナウイルスの影響によって、令和2年度については、減少に転じているという状況でございます。

次のスライドですね、こちらは障害種別のハローワークにおける職業紹介状況になります。障害種別ごとに就職件数を見てみますと、令和2年度は、コロナの影響があったため全体的に減少はしておりますが、それを除いてみると、身体障害の方については推移としてはほぼ横ばいなのかなというところ。そして知的障害のある方、そして次のスライド7ページ目になりますが、こちらにあります精神障害のある方とかは右肩上がりとなっています。その他、発達障害や高次脳機能障害については、コロナ禍においても就職件数が伸びているという状況にありました。この就職件数について10年前と比較しているのが、このスライドの8ページ目となります。この円グラフですけれども、全数が増えている中にあって、精神障害の方の構成比というのが、大きく伸びているという状況が分かるかと思います。

では、次に、雇用の分野における障害のある方の差別の禁止、そして、合理的配慮の提供義務について概要だけご説明をさせていただきたいと思います。平成 18 年度のすべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を目指す障害者の権利に関する条約が国連で採択をされて、労働と雇用の分野に関しましては、あらゆる形態の雇用に係るすべての事項に関する障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供の確保等のための適当な措置をとるものと規定されています。日本においては、平成 19 年 9 月にこの条約に署名をしております。そして、雇用分野における条約への対応を図るために、平成 25 年 6 月に障害者雇用促進法が改正されました。こちらのスライドが、障害者雇用促進法における差別禁止、合理的配慮に関する説明になります。このスライドの上部に、二重丸が二つございます。一つ目は差別禁止と合理的配慮について法律で定めますというもので、二つ目の二重丸については、適切な対応が見られないなど必要な場合は行政からの助言・指導または勧告を行いますということが掲げられているものでございます。

次のスライド 11 枚目、あとはこの後にある 15 枚目ですね、こちらに障害者雇用促進法における差別 禁止、合理的配慮いずれも対象となる事業主の範囲というのはすべての事業主というところになります。 対象となる障害のある方の範囲ですけれども、身体障害、知的障害、精神障害、この精神障害は発達障 害のある方も含みます。その他心身の機能の障害があるために長期にわたり職業生活に相当の制限を受 けて、または職業生活を営むことが著しく困難な方となっていて、これは障害者手帳を所持していない 方も含みます。障害者差別禁止の基本的考えとして、障害者も共に働く一人の社員であり、事業主や同 じ職場で一緒に働く方が障害特性に関する正しい知識の取得だったり、理解を深めたり、これが重要と されております。差別禁止事項の例については、スライド 11 以降ですね、こちらの差別禁止指針です ね。こちらに記載しておりますので、また後程ご参考にしていただければと思います。また、合理的配 慮の基本的考えとしては、合理的配慮は非常に多様性があり、個別性が高いものになります。スライド 17 以降に示してある別表というのが事例として記載してあるんですけども、あくまでも例としてであ って、指針に記載されている事例に限らず、個々の障害のある方と企業とが話し合いの中で、具体的に どのような配慮が提供できるか決めることが大事になってきます。詳しくはこちらに記載している以外 にも厚生労働省で全国の労働局からハローワークを通じて、企業で取り組まれている実例を収集した事 例集を作成しております。インターネットで「合理的配慮指針事例集」と検索していただきますと、ご 覧いただけるようになっておりますので、スライドの右端の数字が、掲載されているページになります ので、必要な時にご参照いただければと思います。以上、非常に簡単でありますが、障害者差別禁止と

合理的配慮について、説明をさせていただきました。

それでは、ここからは、本題である本分科会「進路」について、長崎県立佐世保特別支援学校の取組 に関するコメントとして、いくつかお話をさせていただきたいと思います。いただいた資料を拝見させ ていただきまして、とても重要な取り組みをされていらっしゃると感じた点がいくつかございました。 まずは、その一つ目として、生活リズム等の基本的生活習慣や、挨拶等の基本的な社会マナー、これを 身につけることに関して、小学部から高等部まで一貫して実施しているというところがございました。 働くことをはじめとして、卒業後の進路が進学になる方、あと福祉サービスになる方、それぞれ個々に よってさまざまかとは思いますが、いずれの進路に関しても、基本的な生活習慣の確立と挨拶等のマナ ーの習得に関しては、本当に一社会人として、非常に大切なことであると思います。もちろん、基本的 な生活習慣においては、単独でできることと介助を要すること、それらはお一人お一人異なる点はある かと思いますが、ご自身でできることは自立的に、そして主体的にこなすという意識を持つことが非常 に大切になってくるのかと思います。私がこれまで就労支援をしてきた方たちの中で、作業能力は企業 で求められる能力を十分に有している方、そういう方がいらっしゃるにもかかわらず、中には決められ た時間に決められた行動に移せない、例えばなかなか朝起きられず遅刻をしてしまったり、休憩時間を 過ぎてもすぐに仕事に戻れなかったり、きちんとした挨拶や報告・連絡・相談、こういうことがうまく できないなどによって、なかなか就職につけなかったり、あるいは職場にうまく定着できなかったりと いう方がいらっしゃいました。逆に、作業能力はもともと、会社の求める能力までには達していなくて も、生活習慣であったり、挨拶などの社会マナーがしっかりされていらっしゃったりしたことで、職場 実習などで態度が認められて、本人の能力に応じた作業を提供する形で就職できたという方たちもたく さんいらっしゃいました。つまりですね、この労働の対価として賃金を得るという企業就労の場におい ても、求められることは作業能力ばかりだけではなくて、社会マナーだったり、生活習慣が確立してい たりして、まじめに働けるというところを重視する企業がたくさんあるということをお伝えしたかった という部分でございます。これらの基本的なことを、学校生活の中からまあ常に積み上げていくという ところがですね、非常に重要な取り組みであるなというふうに感じたところでございます。

次にポイントとして挙げられるのかなと思うのが、PTA活動が相互の悩みであったり不安を共有して信頼関係を築いたりする場であることと、そして進路を考える上での大切な情報収集の場であるという記載がございました。まさに、進路を考える上では、情報収集というのは、とても重要なポイントになります。お一人お一人の環境であったり、障害の状況など異なりますが、働くことや進路を考える上では、卒業生の進路情報だったり、近隣の福祉サービス、そして施設の情報、一般就労や進路進学に関する情報を取り入れることは非常に有効かと思います。進路に関して、不安や悩みを解消することに加えて、この進路しかないだろうと決めつけるのではなくて、まずは多様な選択肢を準備できるように情報を集めていくということが肝要と思われます。

例えばですが、ちょっとスライドを進めさせていただきまして 34 ページをご覧いただければと思います。最近は、このコロナ禍において注目されていますが、障害のある方のテレワークに関して、多様な働き方の推進や、通勤が困難な方などの雇用機会の確保の観点からも、厚生労働省としても推進しているところでございます。また、法定雇用率の引き上げや、都心部での障害者雇用の採用競争の激化というところから、大企業や特例子会社を中心に、地方在住の障害者をテレワークの勤務形態で採用することのニーズも徐々に高まっているところでございます。厚生労働省のホームページに都市部と地方をつなぐ障害者テレワーク事例集というものを掲載しております。テレワークを導入して、障害者雇用を推進する企業と障害者と企業をサポートする支援機関、それぞれの立場から実践事例の報告がなされて

ますので、是非閲覧していただき、今後の進路の検討の参考にしていただければと思っています。ただ、これらの事例を見ていただくとわかるのですけれども、企業がエリアを絞ってテレワークを検討して採用を進めていることなどもございまして、どの地域でも一律的にテレワークが進められるまでには至っていない状況も多いのかなと思います。そのためですけれども、通っていらっしゃる学校や近隣のハローワークに相談に行くだけでは、すぐに情報が集まらない場合もあるかもしれません。ただそうであっても、テレワークに興味がある、テレワークを検討してみたいという場合においては、通っていらっしゃる学校や近隣のハローワーク、後は障害者就業・生活支援センター等に確認していただけるところから道が開けることもございますので、興味のある方は是非積極的に情報収集していただくことをお勧めいたします。関連してちょっと話がそれてしまうんですけれども、テレワーカーとして、在宅就労を実際に検討する際には、パソコンの操作スキル、IT スキルが、当然求められてきます。ですので、若いころからパソコンの操作に慣れておくということも非常に重要なところなのかなと思いますので、そういう部分もちょっと視野に入れながら検討いただければと思います。

話を元に戻します。情報収集に関して、お一人お一人状況が異なり、いろいろな条件を勘案するからこそ、様々な情報というものを収集していただき、適切な進路を検討していただくというところが望まれるのかなと思います。さらには、できればその情報が正しいものなのか、どうかということを検証できるというところもいいのかなと思います。そして、当事者であるご自身の情報を必要な場所、例えばこれから考えている施設であったり場合によっては企業であったり、そういうところにこう発信をしていく、もしくは必要な方々と情報を共有していくということも、重要なポイントになるのかなと思います。それで是非情報を交換する、共有するという件に関しても、前向きに検討していただいて、PTA活動としても組織内外の情報ネットワークの活性化のために積極的に情報交換の機会を設定していただくことが望まれるのかなと思います。

以上で、とりとめのない話になってしまって誠に恐縮ではございますが、これを持ちまして指導・助 言の説明とさせていただきたいと思います。

最後になりますが、「全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会、全国特別支援学校肢体不自由教育校 長会」の益々のご発展を祈念いたしまして、私からの説明を終わりにしたいと思います。ありがとうご ざいました。

### 【第5分科会「医療」発表資料】

「子どもたちの健康・安全の保持のための、医療機関や従事者との連携」 〈キーワード〉健康・安全・ヒヤリハット・食育指導・歯みがき指導

> 学校名:青森県立八戸第一養護学校 発表者:PTA 会長 清水 隆 発表者:校 長 木崎 達広

### 1 学校の概要

本校は、青森県の八戸市にある小学部・中学部・高等部からなる肢体不自由児を対象とした特別支援学校です。

青森県立はまなす医療療育センターが隣接する本校及び独立 行政法人国立病院機構「八戸病院」の重症心身障害児病棟内に 吹上教室があるほか、県南地方の児童生徒を対象とする訪問教 育を実施しています。

一人一人の将来を見据え、健康の保持・増進、学習上又は生活上の困難の改善・克服、生活に 必要な知識・技能の育成を目指し教育活動を行っています。

### 【校訓】

明朗 不屈 協調

### 協不成校訓

### 【学校教育目標】

健康で自らすすんで行動する子どもを育成し、一人一人の可能性を伸ばして、自立と社会参加 を目指す。

### 【目指す子ども像】

- ・健康な子ども「健康の保持・増進]
- ・自ら学ぶ子ども「基礎的な学力の定着」
- ・自ら表現し、自らかかわる子ども「人やものとかかわる力の育成」
- ・地域で生活する子ども「生活や社会参加につながる力の育成]

### 2 本校の特色

本校は、昭和37年1月1日、青森県立青森養護学校八戸分校として、中居林石手洗地区にあった「はまなす学園」(現はまなす医療療育センター)内に開設されました。開設後10年余りの分校時代を経て昭和48年に独立昇格し、平成元年に「はまなす学園」とともに新築移転し現在に至っています。来年度(令和4年度)は、創立60周年を迎えます。

「3名の教職員で、机と黒板しかない2つの教室で15名の児童生徒の指導を行った」という 開設当初から比べると、家庭学級(在宅訪問教育)や八戸病院内に吹上教室の開設、高等部の設置 など、児童生徒数や教育対象が増えるとともに、昭和43年の校舎新築をはじめ、校舎の新築移転及び増築、多目的運動場や給食棟などの増設や学校給食の開始、医療的ケアの実施など、学校の体制が整備されたことで、多様なニーズに応じた教育活動が一層充実してきました。

### 給食

児童生徒の摂食機能に応じて、安全に給食 が食べられるように、左から普通食・後期食 ・中期食・初期食を提供しています。

### 医療的ケア

日常的にケアが必要な児童生徒の教育の充実

引や経管栄養等を医師の指示のもと看護師資格を有する教職員等が 行います。本校では、3名の看護師と学級担任が連携し、各教室や 医療的ケアルーム、ランチルーム等において、ケアを実施していま す。併設するはまなす医療療育センターの医師の指導の下、医療的 ケア委員会(※)を年3回(年度始めと前期、後期終業前)定期開催し、 本校における医療的ケアが安全かつ適切に行われるよう、確認を行っ ています。



また、医療的ケア緊急対応訓練を対象児童生徒と学習活動を共にする教師を中心に実施しています。

※ 本委員会は、県の実施要領を受けて策定された本校の実施要項にて設置を定められたものです。

### 主な行事

始業式、入学式、運動会、芸術鑑賞会、学習発表会、高等部祭、卒業式

### 3 取組の内容

研究協議題の「子どもたちの健康・安全の保持を基本に、医療機関や従事者との連携をどのように深めていくか」に関連して、本校での取り組みは以下の3点です。

- ・安全を確保するための危機管理
- ・健康を保持するための食育指導、歯みがき指導の充実
- ・子どもたちの医療情報の連携

取り組みとしては、近年の本校児童生徒の障がいの種類や程度が多岐にわたっているため、学校生活の安全を確保するためには、障がいの種類に応じた情報をもとにした危機管理体制の構築が一番重要であることや、障がいを有する児童生徒が健康的な学校生活を送るためには、「食べる」という本能的な部分が確保されていることも重要であること、さらには医療的なサポート体制があって初めて前述の2つが成り立つからです。それでは取り組みを報告いたします。

### ■「安全を確保するための危機管理」について

本校で長年取り組んでいるヒヤリハット活動についてです。本校がヒヤリハット活動の取り組みを始めたきっかけは、医療的ケアの開始によるものでした。平成 15 年度から青森県のモデル校として医療的ケアが開始され、平成 24 年度には新制度による医療的ケアがスタートし、それとともに、本校でのヒヤリハット活動が本格的に始まりました。

### ヒヤリハットの取組

- ・医療的ケアに限らず、日常的な事例についても収集
- ・メモ用紙と回収ボックスを設置
- ・グループ会議や職員朝会での報告、報告用紙の回覧等による情報共有

平成 27年度まで、6対4の割合でヒヤリハットよりアクシデントが多いという状態が続きました。事故を未然に防ぐためのヒヤリハットの取り組みが機能していない実態があり、ヒヤリとした経験が全て報告されていない、どの様に記入したらいいのか分からない、ヒヤリハットへのマイナスイメージがあるなどの様々な課題が明らかになりました。そこで次の①~⑥の改善策をもとに平成 28 年度からの取り組みにつなげました。

- ①けがの有無により、ヒヤリハットかアクシデントかを区別
- ②メモ様式を簡略化
- ③グループの会議録にメモを添付
- ④ヒヤリハットの記入例を作成
- ⑤取組の意義や方法の周知のため各学部会で説明
- ⑥スローガンの作成「増やそう!ヒヤリハットメモ 減らそう!アクシデント」

以上の改善策を基にした取り組みにより、平成29年度は、8:2の割合でヒヤリハットが多く報告されました。しかしながら、ヒヤリハットの報告件数は増加したものの、依然教職員間でのヒヤリハットに対する温度差(提出する教師としない教師)があったのは課題の一つです。

また、過去の事例が引き継がれていなかったことにより同じような事故を防げなかったという 事例が起こりました。

平成29年度の課題を受け平成30年度から令和元年度にかけて取り組んだ内容です。年度始めの研修で、ヒヤリハット活動の意義についてや事故の起こりやすい場所や障害の特性による事例など写真を用いて研修しました。また、事例の蓄積と共有を目的に教職員間の連絡ツールとして活用しているグループウエアの掲示板に「ヒヤリハットコーナー」を導入し常時閲覧可能な状態にしました。

### ■健康を保持するための「食育指導」、「歯みがき指導」の充実

### 本校の給食の概要

平成 16 年 1 月からスタートした自校給食で、ランチルーム(約 100 名収容)と教室に分かれて食べています。(現在、新型コロナウイルスへの対応として、ランチルームは、小学部、中学部の一部の学級が使用。他の学級は各教室で給食を食べています。)

特色として、食べる機能に合わせて4つの形態での提供を行っています。上手にかんだり、飲み込んだりするのが難しい児童生徒が、安全で上手に食べることができるように摂食機能の段階にあった「軟らかさ」「大きさ」等に配慮して用意しています。本校の給食目標は 以下の①~③です。

### ① 楽しく食事ができる。 ②何でも食べられる。 ③よりよい食習慣を身につける。

本校では「あおもり型」給食のコンセプトに合った給食作りを行っています。短命県といわれて久しい青森県。特に「塩分」に関して、食べ方でできる減塩指導に取り組んでいます。



青森型 給食のコンセプト

「あおもり型」給食の取組 身につけてほしい食べ方の指導

減塩指導①汁物は1杯だけ 減塩指導② 麺の食べ方

減塩指導③ パック調味料







視覚教材による情報発信として、校内2か所に"食育コーナー"を設け、毎月の給食目標を分かりやすく掲示しています。栄養黒板には、その日の食材を表示し、青森県産の食材には、決め手くんマークを貼っています。毎日この表示を見ることで、青森県ではどんな食べ物がとれるのかを自然に学習できるようになっています。

視覚教材による情報発信①食育コーナー

視覚教材による情報発信② 栄養黒板







給食時間帯には、栄養士による放送も行っています(現在は、新型コロナウイルスへの対応のため休止中)。県産品食材を紹介したり、メニューにちなんだクイズを出題したりしています。知識を得るだけでなく、楽しい給食時間を過ごしてもらいたいと考え行っています。11月には県農産物や水産物のレプリカを展示し、内容にちなんだクイズを出題しています。2月には、栄養士さんや調理員さんに感謝の気持ちを表す機会として、「給食ありがとうの会」を行っています。作

文や絵などの制作物をプレゼントし感謝の気持ちを伝えています。 3月には、食事のルールやマナー、減塩の項目などについてアンケートを実施し自己評価を行っています。

### 歯みがき指導

令和元年4月に行った保健調査の結果、全体で3割以上の家庭において、歯科について気になる項目があり、歯に関する保護者の関心度が高いということが分かりました。また、本校の子ども達にとっては、口腔ケアの充実は、虫歯予防の観点からだけでなく、肺炎・発熱リスクの低減、また、口腔機能の維持などの効果があるためこれまで継続してきた、「歯科指導」をより充実するために実践に取り組んできました。100名近い児童生徒一人ひとりに異なる歯みがき指導を実施するのは現実的ではないため、大きく3つのグループに分け、歯みがき指導のポイントを整理し実践しました。(新型コロナウイルスへの対応として、今回紹介する指導は中止しています。)

### 歯みがき指導のグループ分け

グループ1	
グループ2	
グループ3	

おおむね自分で 歯みがきができる 児童生徒	〇歯みがき大会参加による指導 〇昼休みを活用した歯みがき指導
一部介助を必要とするが、 自分でも歯みがきができる 児童生徒	〇児童生徒の興味関心を引き出す歯みがき指導
ほぼ全介助で 歯みがきをする児童生徒	〇歯科衛生士による歯みがき指導 ORDテストを用いた歯みがき指導

### 歯みがき指導の実際

### グループ1 自分で歯みがきができる児童生徒

- ・全国小学生はみがき大会への参加(小・中学部)
- ・昼休みを利用しての歯みがき指導(高 等 部) ポイント:「自分で考えて、行動を選択する」こと

### グループ2 一部介助を必要とするが、自分でも歯みがきができる児童生徒

・児童生徒の興味関心を引き出す歯みがき指導

ポイント: 意欲的に歯みがきに取り組むための教材の工夫と児童生徒への声がけ 鈴のついた歯ブラシで、上手に歯みがきができているかチェック 「上手にみがけているね。」「いい音がしているよ。」などの声がけ

### グループ3 ほぼ全介助で歯をみがいている児童生徒

- ・歯科衛生士による歯みがき指導
- ・RD テストを用いた歯みがき指導

ポイント:児童生徒が負担なく協力できる

歯科衛生士による歯みがき指導では、「口腔内のストレッチ方法や過敏を取り除くマッサージ、 また、口を開けるための補助具等を紹介してもらい効果的な歯みがきの仕方を教えていただきま した。」や「子どもにあった口腔ケア用品を使って、丁寧にみがくことの大切さを学びました。」 などの感想が保護者から出ました。

「ほけんだより」や「学級だより」で、学校での取り組みを知らせるとともに家庭での歯みがき指導にも活用してもらえるよう情報提供をしています。

### 4 成果と課題

### ■「安全を確保するための危機管理」について

ヒヤリハット活動の取組の課題ですが、平成 24 年度から現在まで改善を加えながら取り組んできましたが改善に至っていない課題が大きく2つあります。

1つ目は「速やかな情報共有と報告義務」です。平成30年度に転倒や火傷など同様の事故が複数報告されました。これらの事故は、時間をおかずに速やかに情報共有できていれば防げていた可能性のある事故であったことからも、ヒヤリハット段階での情報共有の必要性を理解し必ず報告する風土の醸成が必要不可欠だと考えます。

2つ目については、「事故」と「ヒヤリハット」の境界線についてです。現状ではけががあったか、ないかで区別されておりますが、例えば"転倒して頭を打ったもののけがはなかった"がヒヤリハットでいいのかという議論があり、本来防ぎたいことが起きてしまったらヒヤリハットにすべきでは、もしくは、このようなケースを"ヒヤリハットで済んでよかった"と処理してしまうと問題の本質を軽視してしまう可能性があるため、けがの有無ではなく、防ぎたいことが起きたら事故、防ぎたいことが起きそうな場合をヒヤリハットとした方がよさそうだということです。これを変えると過去の集計データとの整合性がなくなるため、実施するタイミングを検討中です。

今後も、危機管理の根幹をなすヒヤリハット活動を、より充実し、より効果的な活動にしてい くために改善を加えながら取り組んでいきたいと考えています。

### ■健康を保持するための食育指導、歯みがき指導の充実

### "食育指導"による成果

一つ目は、減塩指導についての自己評価アンケートの結果です。減塩に関する二つの項目について、平成 28 年度と平成 29 年度の結果を比較すると、どちらの項目も○「できた」の回答が増えています。減塩に気を付けて食事をする児童生徒が増えてきていることが分かります。二つ目は、給食について保護者へ直接伝えることが家庭での食事にも気を付けるきっかけとなっています。三つ目は、昼の放送に挑戦する児童生徒が出てきたことです。放送してみたいという自発的な姿勢は、聞く側の児童生徒の興味関心も高める取り組みとなっています。

### "食育指導"による課題

一つ目の課題として挙げられたのは、栄養士による直接的な指導の導入です。専門的な立場として栄養士が直接指導する場面があると、より効果的ではないかという意見が出たことから、令和元年度はゲストティーチャーとして年2回、栄養士が授業に参加することができました。二つ目の課題は、触れたり、やってみたりできるような新しい食育活動の発信でした。そこで、令和元年度は箸の使い方を練習できる教材を作成しました。

### "歯みがき指導"による成果

一人ひとりを意識した指導を通して、多くの子どもが「自分でできる」ことを増やすことができました。介助者に協力することができたり、歯みがきに集中する時間を延ばすことができたり、 一人ひとりの学習の成果は異なりますが、多くの場面で成長を感じることができました。

### "歯みがき指導"による課題

養護教諭が中心となりすすめてきた指導が、今後も学級や家庭で日常的に継続されるとともに、 歯や口腔に健康課題のある本校の子ども達には専門家の協力が不可欠であるため、学校医や専門 機関と連携をとりながら充実した歯みがき指導を今後も実践したいと考えています。

### ■子どもたちの医療情報の連携とこれから

この項目に関しては今後の課題のみとなります。これら特別支援教育上の取り組みで得られた情報を医療機関・医療従事者へ連携する、ないしは医療機関・医療従事者からの情報を学校に連携する際に、中心となるのは当然ながら保護者ですが、効率の良い情報の連携をするためにPT Aとして何ができるのかが課題となります。

特に、ヒヤリハット活動の始まりのきっかけとなった医療的ケアが必要な生徒の医療情報(痰吸引、経管栄養、酸素吸入、気管切開部の管理等)の連携は重要です。保護者からも、「医療情報の共有の煩雑さの解消をしてほしい。」との声も本校では毎年あがっています。

そこで、近年整備が進んでいるICTの活用による医療情報連携が考えられます。特に特別支援の現場では、パソコンやタブレット端末、インターネットを活用した教育環境が普及していたため、コロナ禍においてもリモートによる対応がうまくできていたと思われます。

この I C T の環境を活用し、保護者を中心とした医療と教育現場の情報連携にとどまらず、障がい福祉サービスや行政(公的支援制度の更新手続き等)も巻き込んだ医療情報連携が簡便に可能と考えられる反面、個人情報の利活用に関しては、サイバーリスク対策等を考えるとハードルは高いと思われます。

そこで、身近なところでスタートできることは、学校や福祉サービス施設等で日頃から実施している紙ベースの連絡帳のやり取りや、各機関で作成する紙ベースの支援計画書をタブレット端末でオフラインで連携することではないかと考えています。それ以外にも発作の状況、痰吸引のやり方、気管切開部の管理方法等も動画で連携できます。

PTAとして、障がいをもつ児童生徒の親が、ICT機器を活用しやすくなるような機器の活用研修から、まずは始めてみてはどうかと考えています。

最後に、医療的ケア児支援法が成立し、今後、医療的なケアが必要な児童生徒とその家族が支援されることになりました。青森では在学中だけでなく卒業後も看護師不足のため、希望する福祉サービスが利用しにくく、保護者が苦労する現状があります。今後、居住地にかかわらず「医療的ケア児・者」をサポートする環境が整い、少しでも現状が改善され、安心して子どもを生み育てられるようになることを祈っています。

第5分科会 「医療」

指導助言者 : 大分県立看護科学大学 小児看護学研究室

教 授 高野 政子 氏



第 64 回全肢連 P 大分大会の WEB 開催について、お祝いを申し上げます。私は、大分県立看護科学大学の高野と申します。これまで 2006 年度から 2021 年度まで約 16 年間、大分県教育委員会主催の教員及び看護師を対象とする医療的ケア研修会で講師を務めております。医療的ケア教員研修会において指導した受講者総数は 389 名で、他の学校管理者研修会等も含めると 400 名を超えました。

大分県における医療的ケア研修会は3校から開始し看護師も6名だったと記憶しますが、現在では県内全16校に拡がり、看護師は24名配置されています。その看護師研修会でも協議等の助言者として関わっています。私は、40年前に小児専門病院のNICUで小児臨床の看護師となり、大学病院小児病棟では痙攣発作等のケアも経験してきました。現在は大学教員として看護学生に障がい児に視点を向けられるように教育カリキュラムを構成し、日々次世代の看護師教育に取り組んでおります。

さて、今回の発表校の青森県立八戸第一養護学校の取り組みについてです。第一に、安全を確保する ための危機管理として、ヒヤリハットの取り組みは素晴らしいですね。発表校は 2003 年度全国のモデ ル校として医療的ケアを開始し、2012年度に社会福祉及び介護福祉法の一部改正に伴い、一定の研修を 受けた教員は、看護師の配置という条件の下、たんの吸引等の医療的ケアができるようになったと同時 に、ヒヤリハット活動も本格的に取り組んだということです。全国の学校でも取り組まれていると思い ます。発表校には、現在3名の看護師が配置されており、併設するはまなす医療療育センターの指導の 下、医療的ケア委員会が年3回定期的に開催しているという発表でした。ヒヤリハットの報告と共有の 意義を理解し、校内にヒヤリハット報告をする風土の醸成が必要と考察されました。この課題について は、ヒヤリハットとアクシデントの区別を正しく理解していることが大事と思います。すなわち、ヒヤ リハットの考え方では、労働災害における経験則の一つである「ハインリッヒの法則」を用います。こ れは重大な障害が残るような 1 つの事故の背後には、29 の軽微な事故があり、その背景には 300 の異 常(ヒヤリ・ハット)が存在するというものです。一方、アクシデントは、不慮の出来事で、かつ軽微 な事故から死亡事故までを意味します。すなわち、ヒヤリハットの気が付かなかったり、適切な処置が 行われなかったりすると、傷害が発生し事故に至るということです。アクシデントでも、中等度はイン シデントとアクシデントの境界の出来事です。特別支援学校で起きている事象には、このインシデント とアクシデントの境界のヒヤリハット報告が多くあるのではないでしょうか。特別支援学校におけるヒ ヤリハットの考え方は、医療的ケアの実施に限定することなく、全ての児童生徒に当てはまります。つ まり、児童生徒に被害を及ぼすことはなかったが、日常の学校生活の場で、ヒヤリとしたり、ハッとし たりする事例に加え、教職員や看護師など担当者が、疑問や異常を感じた全ての事象です。教職員や看 護師には、教育活動のなかでヒヤリとしたりハッとする場面(または出来事)や疑問を感じたりという 気づきの感受性を高めることが必要です。また、些細な出来事や疑問を意識するだけでなく、発表校の ように事実をメモし記録することや、ヒヤリハットの報告書を作成する活動ができているのは良いです。 一方、メモだけでなく、情報共有をするためには、第三者が読んでもわかりやすい表現で整理された様

式を期待します。報告書の検討が大事です。

第二に、健康を維持するための食育指導と、歯磨き指導についての取り組みについてですが、とてもユニークですね。「あおもり型」給食と称して、身についてほしい食べ方の指導では、栄養士による直接指導や、視覚教材として食育コーナーや、栄養黒板を使って児童生徒に減塩指導した結果、減塩に気をつける児童生徒が増えただけでなく、保護者が家庭でも食事に気をつけるきっかけになっているという成果は、素晴らしいと思います。また、特別支援学校では行われているようでなかなかできない歯磨き指導です。発表校のような歯科衛生士支援をいただいた歯磨き指導の取り組みは、他の特別支援学校でも取り組んでいただけると良いですね。そして、自分で歯みがきができる児童生徒のグループ1から、全介助のグループ3まで指導ポイントを整理して、一人ひとりを意識して効果的な歯みがきの仕方を探すなど、子どもたちや教員だけでなく、保護者にも学校だよりで知らせ、家庭でも活用してもらえるように情報提供することで、歯や口腔の健康に貢献できる取り組みです。特に小学部の6年間は、乳歯から永久歯に生えかわりの時期です。乳歯の下に永久歯があり、虫歯は永久歯の生え変わりに影響しますので、成長期の口腔ケア指導は、とても重要な取り組みだと思います。

第三に、子どもたちの医療情報の連携における PTA としての課題についての発表についてです。2020 年度はコロナ禍の影響で ICT によるリモートによる教育が推進されました。特別支援学校ではパソコンや、個別のタブレット端末の活用など ICT による教育現場の活用は課題が多いです。なかでも、医療的ケアが必要な児童・生徒の医療情報の連携は重要です。また、障がい福祉サービスや行政も巻き込んだ医療情報連携が簡便に可能となります。一方で、個人情報保護法による情報の共有には、PTA の共通理解などハードルは高いと思われます。発表校では、従来の紙媒体によるやりとりを変更し、タブレット端末の利活用に移行したいと取り組み、オフラインでの連携を模索し始めているということです。そのために、まず PTA としては、保護者が ICT 機器を活用しやすくなるような、機器の活用研修を始めるという発表でした。保護者と学校とが、連携することでサービスにアクセスできるようになると良いです。

最後に、このたび 2021 年 6 月に医療的ケア児及びその家族に対する法律が成立しました。これは法律の下で、国をあげて取り組んでもらうという点では前進です。しかし、この法律には人工呼吸器による呼吸管理も含まれています。これは、現状の学校の準備状況からみると課題が多いと思われます。学校における医療的ケアは、保護者の依頼と、主治医の指示書が学校に提供されることが基本です。学校は看護師の配置や、教員の研修などを受講して受け入れの準備をしています。しかし、保護者には病院でできることが全て学校でできるのではないことも理解していただきたいと考えることがあります。

私はこれまでの医療的ケア教員・看護師研修会で意図的に必ず説明していることがあります。それは、医療的ケア児を含む障害をもつ児への包括的支援では、家族が三輪車のフレームとなり児童生徒を支えますが、それだけではだめで、医療と福祉、教育が車輪として支えることで、児は安定した状態で、勢いよく三輪車を漕いで前に進むことができます。保護者だけが悩むのではない社会にならなければなりません。また、学校だけに課題が増えるのも違うと思います。今後、日本という国が世界において障害後進国と言われないような社会になるためには、PTAの活動強化と、学校と保護者、福祉と保護者の連携が進むことで、医療的ケア児(者)を取り巻く環境がさらに改善することを祈念しております。

ありがとうございました。

### 第5分科会

### 【質問事項】

『看護師資格を有する教職員等』とありますが、看護師免許と教員免許を両方持っているということでしょうか。または、看護師免許のみだが、教職員として教員と共に活動しているということでしょうか。講評の高野先生からもあった正規職員かについても教えてください。

本校も看護職員(看護師資格を有する)が、医療的ケアを担当していますが、看護職員は医療的ケア対象児の医療的ケアのみを担当していて、医療的ケア以外のことに関わることはできません。青森県立八戸第一養護学校は校内の看護師が全校の児童生徒に関わることができているのでしょうか。

### <回答>青森県立八戸第一養護学校(第5分科会発表校)

青森県では、看護師は全て臨時講師として採用されています。教員免許を持たないため、助教諭免許を申請しています。臨時講師として採用されていることから、医療的ケア以外の業務も担うことができる立場ではあります。しかし、本校は医療的ケア対象児童生徒が多く在籍しているため、医療的ケアに専念せざるを得ない状況にあります。医療的ケア児以外に関わる機会はほとんどありませんが、医療的ケア自体が自立活動の範囲で行われるものも多く、授業に関わっていると言えるでしょう。

### 【第6分科会「機器」発表資料】

「 家庭と学校が連携し、楽しみながら、子どもの成長・発達を促す 」 (キーワード)楽しい 子どもの成長 人と人をつなぐ 充実した暮らし

> 学校名 栃木県立わかくさ特別支援学校 発表者 PTA会長 塩見 浩之 PTA副会長 小森谷智子

### 1 はじめに

令和2年、私たちは新型コロナウィルス感染症という地球規模の災難に見舞われた。ソーシャルディスタンスという言葉が広まったように、人と人、子どもと保護者、学校と家庭との間で一定の距離をとらなくてはならなくなった。学校の行事は中止、授業参観もなくなり保護者は学校の活動の様子を目で見ることができなくなった。施設に入所している生徒は保護者との面会が制限され、精神的に不安定な状態となることもあった。そのような状況の中、本分科会のテーマである「機器」を活用することで、いかに子どもの成長・発達を促すか、こころの安定を図るか、学校と家庭が連携できるかを考えることが今回の活動の出発点となった。

### 2 学校の概要

栃木県立わかくさ特別支援学校は、栃木県宇都宮市の「とちぎ健康の森」敷地内にある。「とちぎ健康の森」には、「栃木県立リハビリテーションセンター」をはじめとする健康や福祉、医療の関係諸団体が集結している(写真 1)。

このような環境にある本校は、小学部と中学部からなる肢体不自由の特別支援学校で、子どもの人数は小・中学部合わせて 25~30人と、とても小規模でアットホームな学校で



写真1 とちぎ健康の森

ある。在籍している子どもは、自宅から通学する通学生、医療型障害児入所施設に入所している 入所生、リハビリテーションセンターに入院している入院生に分かれている。

### 3 実践内容

### (1)活動方針

まず活動を始めるにあたり、保護者や教員が「機器」に何を求めるか、「機器」の活動によりどのような効果を期待するかについて話し合った。子どものコミュニケーション能力を高めたいなど、子どもの成長の助けとなることを期待する意見がまず挙がった。また、機器を利用する過程で子どもも保護者も教員も楽しめることが大事であるという意見も出た。コロナ禍ならではの意見として、入所生の保護者から

は、子どもとの面会が制限されており自由に会えないため、子どもとスキンシップをとるための補助ができないかという意見や、通学生の保護者からは休校時の家庭学習支援や、授業の様子を見たいという意見も出た。意見をまとめたものを図1に示す。

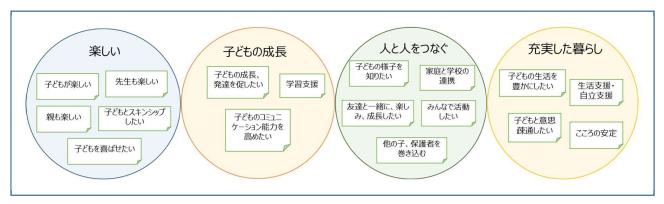


図1 機器を使って何をしたいのか(私たちの願い)

今回は、生活環境の異なる入所生と通学生の2人を対象とし、それぞれ活動を行うこととした。現在のコロナ禍という状況の中で浮き彫りになっている課題に対し「機器」を活用すべく活動を実践した。活動のメンバーは入所生の保護者、通学生の保護者、両生徒が在籍するクラスの教員2名、PTA係の教員2名。また専門的な立場から助言をいただきたく、アドバイザーとして宇都宮大学准教授の岡澤慎一先生に参加いただいた。月1回、上記のメンバーで内容を検討しながら、クラスの担任教員と保護者が協力して活動を実践した。

以下、事例1では入所生を対象に行ったスイッチ教具の取り組みを、事例2では通学生を対象に行った リモート授業の試行と動画で子どもの成長の様子を共有する取り組みを紹介する。

### (2)事例1:お父さん人形・学校との協同で取り組んだスイッチ教具による取り組み

たろうさん(仮名)は、中学部1年生の男子で、視力が弱く離れた場所の物の視認が難しい。聴覚は良く声の聴き分けができるが、言語による会話はできない。意思交換は近距離での声掛け、スキンシップにより行うことが多い。学校隣接の施設に入所し、毎日同施設から通学している。通常であれば、週末帰宅して家族と過ごし、お互い体に触れたり身近に声を聞いたりして家族との交流をしている。

しかし新型コロナ感染症予防のため、全国の病院 や入所施設で面会制限、外出禁止などの措置が取ら れた。たろうさんも帰宅ができなくなり、面会も2 メートルの距離から呼びかけのため声を聞き漏ら すことも多く、十分な交流ができず家族と離れ離れ となる状態が長く続いた(写真2)。

たろうさんに家族を身近に感じてほしいという 保護者の願いを受け、お父さんの声を聞き、顔をみ られる「お父さん人形」を作ることにした。たろう さんとの接触が可能な教員が、たろうさんとお父さ ん人形とのふれあいをサポートした。

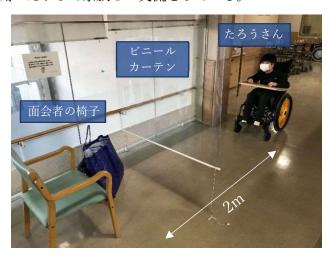


写真2 面会の様子(新型コロナ感染予防対策)

### ① お父さんの声を聞く

まず、録音したお父さんの声で「たろうくん、おとうさんだよ」(文言A)を聞かせてみた。声を聞いたとたん「あれ?」という表情をしたが、すぐにお父さんの声だと気がつき、満面の笑顔を見せた(写真3)。さらに教員からの声掛けでは見られない、穏やかなくつろいだ表情を見せるようになった。



写真3 お父さんの声を聞いた時の様子

### ② お父さん人形と対面

最初にお父さん人形と対面した時、人形の顔に転写されたお父さんの顔を目で確認するような様子が見られた。はじめは、教員が人形の手に付けたスイッチ(次ページ、図2参照)を押してお父さんの声を再生して聞かせた。徐々にスイッチを自分で押すように誘導した。毎日行う中で、自分で探ってスイッチを押し、声を聞いて楽しむようになった(写真4~6)。さらに人形を抱きながらお父さんの声を聞き、体を揺らして楽しむ姿も増えた。







写真4 お父さん人形に喜ぶ

写真5 写真6 お父さん人形のスイッチを押す

### ③ 声の出るスイッチを増設

宇都宮大学の岡澤先生の助言を受けてスイッチを増やし、お父さんの別の文言®「たろう、よーしよしよし」を録音し、もう一つスイッチを作った。今までの文言®を丸いスイッチに、新しい文言®を四角いスイッチにつなぎ、それぞれをお父さん人形の左右の手に付けた。

2つのスイッチを使ううちに好きな方を選んで聞くようになった。左手についている四角のスイッチを押すと好きな®が聞けることが分かると、四角ばかり押して丸いスイッチを押すことがほとんどなくなった。臥位だけではなく、座位でスイッチを探る、おしゃべりを聞いて体を揺らして楽しむ、また、スイッチを探っておしゃべりを聞いて楽しむ様子がみられるようになった(写真 7~9)。



写真7 臥位で楽しむ



写真8 座位で楽しむ



写真9 体を揺らして楽しむ

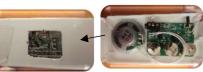
お父さんの顔写真を アイロンプリントし て頭部にかぶせる

丸いスイッチ



左右の手に形の異なるスイッチを取り付け、頭部にセットした機器とつなぐ





頭部の後ろに録音再生機器 ※同じものを左右に1つずつ セット



四角いスイッチ

録音再生装置: ネット通販 (Amazon) で入手 1000 円前後

スイッチ: ゲーム用タクトスイッチ 秋葉原電子部品会社 (千石電商) 通販サイトより入手

クッション: ネコ型、肌触りの良いものを選んだ 近くのデパートで購入 お父さん顔: Tシャツにアイロンプリント (インクジェットプリント転写式)

図2 図解お父さん人形

### ④ お父さんのチャレンジ「ぬいぐるみトランシーバ」

お父さんもたろうさんとの面会時のコミュニケーションを充実させるため、次のような取り組みを行った。ポケットの付いたぬいぐるみと、トランシーバを1セット用意し、トランシーバを一つぬいぐるみに仕込み(写真 10~11)、たろうさんに面会時に渡した。トランシーバを通じてぬいぐるみの中からお父さんの声をたろうさんに聞かせると、たろうさんはぬいぐるみに顔を近づけ、嬉しそうに笑った(写真12)。2メートルの距離から声をかけても反応が薄いたろうさんであったが、自分の腕の中にある柔らかいぬいぐるみから声が聞こえると笑顔で反応し、お父さんもたろうさんの笑顔を確かめながら声掛けすることができた。







写真 10 写真 11 トランシーバとぬいぐるみ

写真 12 お父さんの声を聞く

### ⑤ まとめ

お父さん人形の取り組みにより、スイッチを押すとお父さんの声がするという因果関係を理解し自ら

スイッチを探したり、聞きたい方の言葉のスイッチを選択したりできたことは、今後の学習に大きなヒン

トを得ることになった。複数の選択肢の中から自分の求める物を選ぶことは、たろうさんにとって大切な力である。さらに、お父さんに会えなくても身近にお父さん人形があることで写真13のように穏やかな表情がみられることが増え、たろうさんの心理的安定をもたらした。今回ツールとしてクッション(ぬいぐるみ)を用いた。見る、聞くだけでなく、ふれあう感触を加えることで、普段からふれあう、抱き合うことによりコミュニケーションを行ってきたたろうさんにとって、安心感があり効果の高い活動を楽しく行うことができた。



写真 13 穏やかに人形を抱く

### (3) 事例 2: リモート授業と動画で子どもの成長の姿を共有する取り組み

あいこさん(仮名)は、中学部1年生の女子で毎日自宅から本校に通う通学生である。今回のコロナ禍において、令和2年3月から5月までの約3か月間、休校のため自宅で過ごすことになり、同年6月までの間、学校での学習ができない状況であった。休校中でも実施可能なリモート授業の必要性を感じ、その年の夏休み期間中に学校と家庭をオンライン接続しリモート授業の試行を行った。本人は見え方に課題があるが、毎年治療を重ねて、改善が見られてきている。特にiPad などの画面に視線を向けられるようになってきたこともあり、今回の試行を実施した。

また、コロナ禍で授業参観や学校行事が中止となり、子どもの頑張る姿を直接見せられない・ 見られないという、学校と保護者、両側面の葛藤もあった。そのようなことから、学校で撮りた めた動画を可能な範囲で保護者と共有し、家庭において学校での様子を保護者が見られるように した。動画のやりとりについては、学校の iPad で撮ったものを家庭の iPad へ AirDrop を介して やりとりするという内容である。二つの取り組みを紹介したい。

### ① リモート授業の試行について

機器は授業や家庭内で普段使い慣れた iPad を使用し、アプリは Zoom を使った (写真 14)。絵本の読み聞かせも、人形や模型を使うことで、「おやっ」と目を向けたくなるような工夫をした。それによって、画像越しにあいこさんがしっかり見ていることや、内容によって表情を変えている様子が確認できた。保護者が絵本の内容に合わせて生徒をくすぐることで、リモートでありながらも一緒に学習しているといった一体感を得ることができた。

機器については、途中音声が途切れる、声が一本調子に聞こえるなどの課題があった。また、今回は、保護者が iPad に慣れており、家庭訪問を活用して Zoom にうまくつなぐことができたが、他の家庭の場合にスムーズにできるかは課題が残っ





写真 14 リモート授業の様子

### ② 動画で子どもの成長の姿を共有する取り組みについて

あいこさんのクラスでは日頃から学習の記録として子どもの授業の様子を動画に撮りためていた。この動画を家庭と共有し学校での様子を家庭でも見ることで、あいこさんの成長について共通理解をより深めたいという思いから今回の実践を試行した。

保護者がタブレット(iPad)を学校に持参し、学校の iPad との間で AirDrop というデータ共有機能を使って共有した。AirDrop を使えば、簡単な手続きで動画データを近くの iPhone や iPad にワイヤレスで送信できる。共有の方法としては、USB メモリや DVD などの記録媒体に保存して交換する方法や、インターネットを使った Google ドライブなどのクラウドサービスや、YouTube などの動画配信サービスの利用も考えられる。今回は手間が少なく簡易で、なおかつ個人情報漏洩のリスクが少ない方法として AirDrop を選択した。

取り組みの期間中、2週間に1回の頻度で動画を共有した。持久走記録会、ふれあい文化教室などの行事や、自立活動、着付け体験、光遊びなどの授業の様子を計5回共有した。動画を撮影するにあたっては、個人情報保護の観点から共有する動画にあいこさん以外の生徒が映りこまないように配慮した。

自立活動の動画では、iPad やバランスボールなどを使い 工夫しながらいろいろな姿勢保持に取り組んでいる様子な ど、学校での取り組みが詳細に理解できた(写真 15)。保護 者も動画を参考に、同様の取り組みを家庭でも実践した。

また、着付け体験の動画ではあいこさんが長時間座位を保ちながら先生に着物をきせてもらっていた(写真 16)。その後の音楽の授業では、着物で先生に体を支えてもらいながら、少しずつゆっくり自分の力で琴を弾く様子が見られた。保護者は動画を見て、あいこさんの成長に喜びを感じるとともに、家庭でも楽器を楽しむことや、座位での着替えも試してみようと考えるようになった。

動画を共有することで、学校での取り組みの様子が保護者に分かりやすく伝えることができた。言葉や文章では伝えることが難しい子どもの表情や動きなどの細かいところや、具体的な指導の方法などが確認でき、また何度も再生できるため、保護者が自宅でも学校と同様の取り組みを行



写真 15 自立活動



写真 16 着物の着付け体験

う際の参考になり、保護者もやってみたいという気持ちになった。

### ③ まとめ

リモート授業では、授業の方法を工夫することでリモートでありながら一体感のある授業を行うことができた。課題はあるものの環境さえ整えば、今後再び休校の事態が発生した場合にも、なんとか実施できる感触を得た。

動画共有の取り組みでは、保護者が学校での取り組みを確認することができ、それぞれの活動の内容について理解を深めることができた。理解が深まることで、学校での取り組みを家庭でも実施しやすくなり、学校と連携して家庭での活動を行うことができた。また、保護者は家庭では見られない子どもの成長の様子に、喜びを感じることができた。コロナ禍がきっかけではあったが、平常時でも使える、家庭と学校の連携をとるための有効な手段であると感じた。

しかし、リモート授業や動画共有を、今後広く他の家庭に対して実施していくためには課題がある。例えば、今回動画共有で利用した AirDrop は Apple 社製品限定の機能であるため、他社のスマートフォン、タブレットなどでは利用できない。家庭ごとの情報機器環境にもばらつきがあり、保護者と学校との間で機器やアプリなどプラットフォームの共通化を図る必要がある。また、すべての保護者や教員がこういった専門的な知識を持っているわけではなく、そのような人たちへのサポートも必要である。

### 4 成果と今後の取り組み

事例1では、保護者と会えない子どものこころの安定を目的に、楽しいスイッチ教具「お父さん人形」を制作した。お父さん人形とふれあう子どもと、それを見守る教員、その様子を教員から伝え聞く保護者が全員、笑顔となれる楽しい取り組みとなった。今後は、スイッチ教具制作ワークショップを開催するなど他の保護者と取り組みを共有し、他の入所生など同じ境遇の子どもたちにも笑顔が届けられるようにしたい。

事例2では、学校と家庭との間で子どもの成長を動画やオンラインで共有する取り組みを行った。動画共有は音声や文章で伝えるよりもはるかに情報量が多く、家庭と学校との間の連携が格段に取りやすいと感じた。前述の通り課題もあり、現場だけでは対応が難しい面もあるが、何とか動画共有やリモート授業を普通に活用できるような環境を作っていけたらと考えている。例えば文部科学省が進める GIGA スクール構想などの政策を利用して情報機器やアプリなどの共通化を図ることや、保護者や教員を対象にした勉強会を開催し多くの人が情報機器を活用できる環境を整える取り組みなど考えていきたい。

Wakaba-chan

わかくさ特別支援学校マスコットキャラクター わかばちゃん

令和3年6月現在、東京などはまだ緊急事態宣言下である

が、一方でワクチンの接種が急ピッチで進められコロナ禍からの脱出に向けて着実に進んでいる。 コロナ禍がきっかけで進めてきた活動であるが、今後、以前の生活に戻っても今回の取り組みを 継続し、子どもたちのために役立てていきたい。

### 第6分科会「機器」

指導助言者:独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研修事業部(研修企画担当) 上席総括研究員 吉川 知夫 氏



みなさんこんにちは。令和3年度第64回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会、PTA、校長会合同研究大会大分大会第6分科会を担当します国立特別支援教育総合研究所の吉川です。どうぞよろしくお願いいたします。今回の大分大会、とても楽しみにしておりましたけれども、現地に行けないことがとても残念です。昨年度からですね、コロナ禍によりましてテレワークとか在宅勤務、そういった新しいキーワード、新しい働き方というようなことがいわれております。更には、学校が臨時休業になるというような事態が全国的に起こりました。その中で学校としてはですね、授業を配信したり、オンラインでの授業を行ったり、様々な工夫・取組がなされてきたところです。そこで、ICTの活用ということがGIGAスクール構想の関連もありまして、かなり強く言われてきているところになりますけれども、この第6分科会の中でもそういったことも含めて考えていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

研究主題は、「肢体不自由のある子どもたち 一人一人の生きる力を育むために PTA 活動はどうある べきか | ~新しい風 新しい道 大分から広がる 夢の種~ とても素敵な主題になっていると感じま す。第6分科会の研究協議題は例年と変わりませんけれども、子どもたちの可能性を広げ、生活を豊か にするコミュニケーション支援を、どのように深めていくかということになっています。発表テーマは 「家庭と学校が連携し、楽しみながら、子どもの成長・発達を促す」、キーワードとして「楽しい 子供 の成長 人と人とをつなぐ 充実した暮らし」が挙げられています。発表校は、栃木県立わかくさ特別 支援学校、発表者は PTA 会長塩見さん、副会長の小森谷さんです。本当に発表資料もよくまとめられ ておりますし、ご準備等大変だったかなと思います。ありがとうございます。私も、おととしですね、 栃木県立わかくさ特別支援学校にお邪魔させていただきました。発表資料の中に写真がありますけれど も、本当に充実した施設の中でですね、小規模な学校ではありますけれども、特に、隣のリハセンター との連携をうまく行いながら、自立活動の指導等が充実して取り組まれているというような印象を持ち ました。まず初めに確認しておきたいこととして、機器を使用する目的の明確化ということを書かせて いただきました。この図は、発表資料の中に描かれている図になりますけれども、まずその ICT 機器と かを活用するということが目的ではありませんので、「どういうことを達成するために、機器を使うの か」ということをですね、「子どもたちにどういう力を育みたいから機器を使うのか」ということになり ますので、「何のために機器を使うか」ということを、きちんと明確にして取り組んでいく必要があると いうことが大事かなと思います。今回は、ここにキーワードとして挙げられたような内容ですね、「子ど もにこういった力をつけたい、そのために機器を使ってまあこんな活動をするんだ」ときちんと考えて 取り組まれているところが、まず素晴らしいなと感じました。

事例の1は「学校と共同で取り組んだスイッチ教具による取組」ということです。まず、お子さんの 丁寧な実態把握を行っていって、それをきちんと踏まえた目標設定がされているということが素晴らし いと感じました。更にそこでは、お子さんの今の実態だけではなくて、将来的な観点も含めてというこ とが大事になってきますけれども、生活上や学習上の課題、それから本人や保護者の願い、こういった ものをきちっと踏まえて総合的にねらいを考えていってると読み取れました。

それから2つ目に、入力装置スイッチのフィッテングと書きましたけれども、肢体不自由のあるお子さんは、個々によってですね、使いやすいスイッチが当然異なってきます。個々に合わせたスイッチをきちんと用意して、そのために、スイッチ操作のための姿勢とか、自立活動との指導の関連をきちんと踏まえながらということも大事になってますけれども、個々に合わせたスイッチを、まずきちんと検討して用意することですね、そのうえで、段階的な指導・支援を行っていくことが大事かなと思います。今回の取組でも、最初はスイッチを1つですね、それから、2つにスイッチを増やしてと段階的な指導が丁寧に行われていてたかなと思います。こういった取り組みを進めるにあたってはですけれども、まず一つ目、校内体制の整備と書きましたけれども、保護者にしても学校の先生にしても、みんながみんなこういった機器やスイッチに詳しいというわけではありません。ただ、学校の中には、こういった機器とかスイッチに詳しい先生方が必ずいるわけですね。そういった先生方にきちんと相談できるような校内の体制を整備することも大事だと思いますし、今回の事例でも外部の専門家とも連携した取り組みにもなっていますけれども、そういう外部機関や外部専門家と連携できるようなしくみを整えていくことも大事なことかなと思います。

3つ目は、評価に基づく改善と書きましたけれども、毎回の授業の評価をきちんと行って、「今日あんまりうまくいかなかったのはなんでかな。じゃあ、ちょっと教材を次は変えてみようか、こっちのスイッチ使ってみようか」とかですね、うまくいかなかった場合には、その要因をきちんと検討して次の授業の改善につなげていくことがとっても大事だと思いますし、うまくいったら、「じゃあ次はどういう風な目標でどういう活動にしようか」ということを、きちんとチームで考えていくことが大事かなと思います。なにより今回の発表資料を見ていて、きちんと保護者も子どもの成長や発達を感じ取れているというところが、素晴らしいなと思いました。そういったことをきちんと学校と家庭、保護者とで共有しながら、進めていくことが大事かなと思いました。

事例 2 は、「リモート授業と動画による取組」ということですけれども、ここでは、使用するシステムとか機器の選定といったことも基本的なこととして大事になってきますけれども、学習内容の工夫ですね、これも当然その学校の教室の中で、その場で共有しながら行う授業とはやっぱり違ってきますので、学習内容を工夫していくことが大事ということがいえるかなと思います。今回のリモート授業についてはですね、双方向型の交流型オンライン授業という位置づけになろうかと思いますけれども、これは田村先生がまとめていたものになります。特に、障害の重いお子さんになりますと、例えば、今回活用しているあの ZOOM であったり、iPad であったり、そういった機器の準備とか操作がひとりではできない子どもたちもたくさんいるわけですね。そうすると、やはり保護者との連携をきちんとしながら、進めていく必要があるということになろうかと思います。この遠隔学習につきましては、これはご存じの方多いかと思いますが、校長会が編集している授業力向上シリーズです。昨年度、遠隔教育・オンライン学習の実践と工夫ということで出版されています。ここでは学びを止めないということですね、各校がこれまで積み重ねてきた遠隔教育の実践、コロナ禍におけるオンライン授業の工夫などを特集したものとなっています。教育の ICT 化、GIGA スクール構想を解説するほか、学校経営の視点での遠隔学習システムの活用の実際なども紹介されています。たくさんの実践のヒントが詰まった一冊となっておりますので、是非参考にしていただければと思います。

GIGA スクール構想の実現と書きましたけれども、これは文科省の資料になりますが、研究所でも様々な研修を行っているんですけれども、今年度ですね、もっとも外部からの申し込みの多かった研究協議会は、やっぱり ICT の研究協議会だったんですね。例年ですと、高校通級の協議会が一番多い状況だっ

たんですが、今年度につきましては、ICT の協議会がダントツに多い人数でした。 やっぱり、その GIGA スクール構想のこともありますし、ICT 機器の活用ってことは、各学校でも課題になっていて、しっか り今準備をしながら取り組んでいるところかなと思います。ICT の活用っていうのは、これからの学校 教育の中でも欠かせないものになってきますけれども、これまでの伝統的なよい教育実践ですね、それ からまあ最先端の ICT、このベストミックスをはかるという表現となっています。このことによって、 先生もそうなんですけれども、子どもたちの力を最大限に引き出していくというようなことになります。 GIGA スクール構想の実現につきましては、かなり予算もついてきているというところなんですけれ ども、この一人一台端末の実現ということですね、その下にあるんですが、障害のある児童・生徒のた めの入出力支援装置設備としても 11 億円の予算がついています。なお、先程お話したように、肢体不 自由のある子どもたちには、端末だけもらっても、それを充分活用できるという子はそんなに多くない んですね。併せて、その端末を使うためにはスイッチ等の入力機器、入力装置が個々に合わせて必要に なってきますので、そういったものをきちんと合わせて整備をしていくということになります。一人一 台端末の整備にあたっての基本モデル例ということで、3 つ出ていますけど、ウインドウズの端末、そ れからクロム OS の端末、それから iPad OS の端末とかあります。研究所のある横須賀市も、横須賀 市としてはクロムブックを導入をということになっているのですけれども、横須賀市は市立で、肢体不 自由の特別支援学校があるんですが、肢体不自由の子どもたちにクロムブックをもらっても、なかなか ちょっと活用が難しいということがありまして、特別支援学校だけは iPad を導入してもらうことにな っています。 更には、 その iPad を活用するための周辺機器も併せてですね、 どんなアプリがいいかとい うようなことも含めてですけれども、整備を進めていくことになっています。この入出力支援装置につ きましては、真ん中のところに例がありますけれども、一番右に視線入力装置があります。この視線入 力装置は最近、本当に肢体不自由の特別支援学校では、かなり導入・活用が進んでいるかなと感じてい ます。これは知的に遅れのない、いわゆる準ずる教育課程で教科学習を中心に学ぶような子どもたちも そうですし、障害の重い子どもへの活用もかなり実践が進んできているかなと思います。いずれにして も、初めにお話ししたようにですね、「どういう目的で、これを使うのか | というようなところを、視線 入力装置に限りませんけれども、明確にして取り組んでいく必要があると思います。この GIGA スクー ル構想の一人一台端末の重要性ということなんですけれども、やっぱり十分に活用するためには、一人 一台の端末が必要だと考えます。そのうえで、こういった ICT 機器の活用はですね、個々の子どもの指 導目標・指導内容を記した個別の指導計画に沿って活用されるものときちんと押さえておきたいと思い ます。日本のインクルーシブ教育システムというのは、多様な学びの場を用意して、その時々に最も適 した場で学ぶということですね、特別支援学校があって、特別支援学級があって、通級による指導もあ って、もちろん通常の学級の中で学ぶということもあります。そういう風に学びの場が変わることを前 提としたシステムになっているわけです。学びの場が変わったときに、子どもたちに必要な学びはきち んと継続される必要があるわけですけれども、そのためにはですね、個別の指導計画をきちんと引き継 いでいくことが大事と言われています。このお子さんにはどういう目的で、どういう機器を使っている のか、そういった使用する機器まで個別の指導計画にきちんと明記をしておく必要があるといえるかと 思います。3つ目、今後再び、コロナウイルス感染予防のための休校措置のような事態が発生した時に も、学びを止めないためにも重要なツールになるということですね。そういう風に考えていきますと、 一人一台の端末が必要だということの背景としては、個々にアクセシビリティの設定が必要であったり とか、必要なアプリ、周辺機器これも個々で違ってきたりします。そういったものの組み合わせが必要 になりますし、個々の特性に合わせたカスタマイズをしていく必要がありますので、一人一台というこ

とがやっぱり大事だということがいえるかなと思います。そのうえでそういった ICT 機器の特性を踏まえてですね、活かしてといいますか、個別のデータを蓄積し、家庭や進路先と情報を共有するということ、併せて家庭や社会での活用につなげるという視点も大事かなと思います。学校を卒業してからの人生の方が、本当に長いわけですから、学校で活用していたものを卒業した後もしっかり使ってもらいたいということがいえるかなと思います。一生懸命学校にいる間に iPad でいろんなことをやっても、卒業したらその進路先で、iPad を使う機会がないというようなことでは、なかなかその後の生活が豊かになるとかいうことも難しいかなと思います。趣味的な活用とか、そういったことも含めてですね、卒業後の生活を見据えて必要な力を学校教育の中で育んでいくことが大事かなと思います。

ICT 等を活用した指導で大事なこととして、まず指導方針に関する共通理解と書きましたけれども、まずは、子どもの的確な実態把握からスタートをするということかなと思います。学校では、その個に関わる先生方での話し合い、ケース会をきちんと行うことであったりとか、学習場面だけの取組ではなくて、それを日常の生活場面に範化させることであったりとか、こういった視点も大事かなと思います。一方で、保護者とはお子さんに関する情報収集とか、指導場面の参観ということも大事かなと思います。今回の事例で取り組まれているような内容ということになろうかと思いますけども、学校の授業の様子であったり、子どもの様子であったりですね、そういったことを、今後、ICT機器を活用しながら、家庭、保護者ともしっかりと共有していくということが更に進んでいくかなという風に思います。あの先程お話ししたように、こういった ICT機器の活用については、個別の指導計画にきちんと記載をして個別の指導計画を活用していくということが大事になってくるかなと思います。

最後のスライドになりますけれども、これは研究所のホームページになりますけれども、特別支援教育教材ポータルサイトというものがあります。この中でですね、特別支援教育の教材や支援機器、学校での実践事例が紹介されているサイトになりますので、ちょっとのぞいていただいてですね、なにか参考になるものがあれば幸いです。

それでは、短いコメントになりましたけれども、以上で第6分科会についてのコメントを終わらせていただきます。発表者の二人、本当にご苦労様でした。ありがとうございました。

### 第64回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会 PTA.校長会合同研究大会「大分大会」 令和3年度

# 部6分科小 練器

ニケーション支援をどのように深めていくか」 生活を豊かにする 「子どもたちの可能性を広げ、 



独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

National Institute of Special Needs Education

吉川知夫

yoshikawa@nise.go.jp

### (研究主題)

肢体不自由のある子どもたち一人一人の生きる力を育むために PTA活動はどうあるべきか 夢の種 大分から広がる 新しい道 ~ 幣つい風

### 【第6分科会研究協議題】

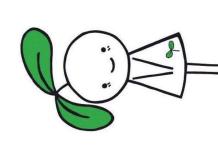
コミュニケーション支援をどのように深めていくか」 生活を豊かにする 「子どもたちの可能性を広げ、

○コミュニケーション能力を高める効果的な機器利用のあり方 〇機器を活用した自立支援(生活支援・就労支援)のあり方 ○機器を取り巻く、多様なコミュニケーション手段のあり方 ○課程における機器の活用法と学校との連携

### 【発表テーマ・発表者】

# 「家庭と学校が連携し、楽しみながら、子どもの成長・発達を促す」

充実した暮らし 人と人をしなぐ 子どもの成長 (キーワード) 楽しい

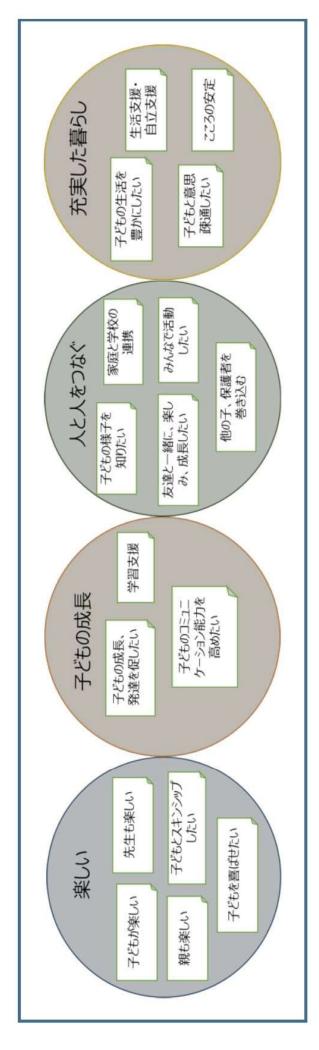


Vakaba-chan

学校名:栃木県立わかくさ特別支援学校 部之 斯 加 発表者:PTA会長

PTA副会長 小森谷智子

# 機器を使用する目的の明確化



どのような効果を期待するかについての話し合い →「何のために」ICT(機器)を使用するか 実践内容(1)活動方針 . ന

### 事例 1

▶学校と協同で取り組んだスイッチ教具による取組

子供の実態把握を踏まえた目標設定

→生活上の課題、保護者の願い

入力装置(スイッチ)のフィッテング

→段階的な指導・支援

・校内体制の整備

・外部機関、外部専門家との連携

評価に基づき改善

### [事例2]

# ▶リモート授業と動画による取組

- 使用するシステム、機器の選定
- 学習内容の工夫

### →保護者との連携

### 遠隔学習例

教材送付型遠隔学習支援

TV番組配信型オンライン学習

双方向の交流型オンライン授業

教科学習等のオンライン授業

(田村, 2020)

### G I G A スクール構想

- を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化さ ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援 れ、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、<mark>教師・児童生</mark> 徒の力を最大限に引き出す

これまでの 教育実践の蓄積 x ICT

学習活動の一層の充実 主体的・対話的で深い学びの視点からの 授業改善 (出典:文部科学省)

### GIGAスクール構想の実現

4,610億円(文部科学省所管)

令和元年度補正予算額 2,318億円 令和2年度1次補正予算額 2,292億円

### Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実 現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

### 欠世代の

教育現場

- 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う~遠隔・オンライン教育の実施~
- 個別に最適で効果的な学びや支援 ~個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有~
- プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ~文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現~
  - 学びの知見の共有や生成 ~教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)~ 校務の効率化 ~学校における事務を迅速かつ便利、効率的に~

### 安価なネットワー **熱密性の高い** 高速大容量

クラウド



### 児童生徒の端末整備支援

国公私立の小・中・特支等義務教育段階の**児童生徒が使用するPC端末**整 ○ 「1人1台端末」の実現

2,973億円

対象:国・公・私立の小・中・特支等 国公立:定額(上限4.5万円) 私立:1/2(上限4.5万円) 備を支援

1,022億円 1,951億円 令和2年度1次 令和元年度

11億円 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要とな る障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

対象:国・公・私立の小・中・特支等 国立、公立:定額、私立:1/2

### 学校ネットワーク環境の全校整

1,367億円

1,296億円 令和2年度1次 71億 小・中・特別支援・高等学校における<mark>校内LAN環境の整備を支援</mark> 令和元年度 対象:国・公・私立の小・中・特支、高等学校等 加えて電源キャビネット整備の支援

G I G A スクールサポーターの配置

公立、私立:1/2、国立:定額

105億田

急速な学校ICT化を進める自治体等の**ICT技術者の配置経費を支援** 

対象:国・公・私立の小・中・高校・特支等 国立:定額、公私立:1/2

105億円 令和2年度1次

### 緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

1人1台端末

147億円

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE 通信環境(モバイルルータ)の整備を支援

○ 家庭学習のための通信機器整備支援

国公立:定額(上限1万円)、私立:1/2(上限1万円) 対象:国・公・私立の小・中・特支等

6億円 臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、 学校側 学校からの遠隔学習機能の強化

対象:国・公・私立の小・中・高校・特支等 公私立:1/2(上限3.5万円)、国立:定額(上限3.5万円) が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

○ 「学びの保障」オンライン学習システムの導入

1億田

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラッ

トフォームの導入に向けた調査研究

### 基本モデル例 GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末整備



「「GIGAスケール構想の実現」に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業」において、高速大容量の通信ネットワークを前提とした、端末1台あた94.5 万円の補助金を交付します。本資料では、現在教育用に無償で提供されている学習用ツールのライセンスを利用しながら4.5万円で端末を整備するモ

# モデル例 1. Windows OS端末 × 教育機関向けOffice 365 A1ライセンス(無償)

デル例を提示します。



ブラウザ版の Word、Excel、PowerPoint といったオフィス機能や Forms (アンケート・小テスト機能) や Sway と OneNoteでクラス全員のノートの管理も行え、これらは全て無償で利用が可能です。また、既にご利用の周辺機器や カリンタへの接続も円滑に行えたり、Scratchをはじめ、多くのプログラミング教材(アプリケーション)をローカルディスクに Word、Excel、PowerPointなどのファイルを同時に協働編集が行えます。併せて遠隔授業のためのWeb会議、 いった発表ツールが利用可能です。さらに Teams(右図)を使えば、クラスごとに課題を配布・回収・採点したり、 インストールすることができます。Office365 A1については、Chromebook、iPadでもブラウザから利用可能です。

課題の作成、配布、回収、採点、評価 w x 同時協働編集 ■ クラス全員のノート管理 アンケート・小テスト 発表ツール ▲ 遠隔授業 Teams

## モデル例2. Chrome OS端末 × G Suite for Education ライセンス(無償)





7-46





ファイルもすべてクラウド上に保存され、児童生徒同士で同時に共同編集することができます。また、 、キュメント(ワープロ)、スプレッドシート(表計算)、スライド(プレゼンテーション)、フォーム 教育向けの無償協働学習支援ツール「Classroom」を利用することで、児童生徒に教材を配 布したり、配布した課題の進捗管理を行うことも可能です。また、G Suite for Educationは (アンケート)、Meet (テレビ会議)といったアプリをすべて無償でブラウザ上で利用可能です。 Windows端末、iPadでも利用可能です。

## モデル例3. iPadOS端末 × Apple社が提供する無償の教育用App (無償)





iPad第7世代 ナキーボード



教材)やFaceTime(ビデオ会議)などが無償で提供されており、端末内のローカルでも利用可能です。さ らに、教育向けに無償で提供されている協働学習ツール「クラスルーム(右図) 1を利用すると、教員用端末か Keynote(プレゼンテーション)、Numbers (表計算)、Pages (ワープロ)といったオフィス機能を持ったア プリやiMovie、GarageBand&Clipsといった動画・音楽編集アプリ、Swift Playgrounds(プログラミング



(出典:文部科学省)

備するものとする。 ※上記 3 OSが提供するもの以外にも教育利用可能なクラウドサービスは存在するため、選択肢の 1 つとして検討すること。

138

# 障害のある児童生徒のための入出力支援装置の整備



令和2年度補正予算額 1070百万円

消累

別性の高い特別な入出力支援装置が必要な場合がある。障害のある児童生徒が1人1台端末を効果的に活 文書科学皆 **障害のある児童生徒においては、**情報機器端末を活用するために、児童生徒の利便性向上の観点から、より個 用できるよう、一人一人に応じた入出力支援装置の整備をあわせて支援する。 ※令和元年度補正予算でも、GIGAスクール構想の実現における端末機器の補助額(上限4万5千円)の範囲において、基盤的な入出力支援装置は補助対象となっている。

▶ 視覚情報を点字化

く点字ディスプァイン パソコン上の文字を点 の情報も教材として活 材だけなく、パソコン上 授業において、あらか じめ点字化された数 字で出力する装置。 用することができる。

<音声文字変換システム> 音声を文字化

音声を文字化し、手元のパ ソコンに表示するシステム。 授業中の教師の説明を文 字として受けとることにより、 理解が容易になる。

▼表現方法の広がり

可能となる。 〈視線入力装置〉

置。パソコンを通じて、 絵等の様々な表現も 視線の動きにより、パ 入力を可能にする装 ソコン上の文字等の

く支援スキーム>障害のある児童生徒数(特別支援学校、小中学校等)に応じて算定される金 自治体、国立大学法人、学校法人に対して補助。 額を上限に、

囲

補助率1/2 定額補助 定額補助

都道府県·市区町村(特別支援 学校·小中学校等)

国立大学法人(附属学校)

学校法人(私立学校)

支援装置の例

- 音声読み上げソフト 点字ディスプレー
- 音声文字変換システム 視線入力装置
  - 視線入力装置ソフト
- ボタンマウス
- ブレススイッチ

(出典:文部科学省)

# 特別支援教育における「1人1台」の重要性

- ・ICT(=個々の特性に応じた支援機器)を十分に活用するためには、 1人1台の端末が必要
- 「ICT機器等の活用は、個々の児童生徒の指導目標や指導内容を記し た個別の指導計画に沿って活用される」
- 今後再び、コロナウィルス感染予防のための休校措置のような事態が 発生した時にも、**学びを止めないための重要なツール**になる



- 個別のアクセシビリティ設定を行ったり、必要なアプリや周辺機器を 組み合わせたりして、 個々の特性に合わせてカスタマイズする
- 個別のデータを蓄積し、家庭や進路先と情報を共有す

M

・家庭や社会での活用につなげる

# ICT等を活用した指導で大事なこと

## ●指導方針に関する共通理解

的確な実態把握に基づき、

学 校 で:ケース会の確保

日常場面への般化

: 児童生徒に関する情報収集 指導場面の参観 保護者と



### 個別の指導計画の活用

### NISE 支援教材ポータル



NISE

### 支援教材ポータル

特別支援教育教材ポータルサイト



























表示色の変更



研修·展示会情報

教材・支援機器に 関する情報

実践事例を 探す

教材・支援機器を 探す

本サイトについて

ホーム



り本サイトについて

このサイトでは、特別支援教育の教材や支援機器、

学校での実践事例をご紹介しています。

◇教材・支援機器を探す

> 実践事例を探す









96





























































































教材・支援機器に

関する情報















教材・支援機器

実践事例

※検索文字をスペースで区切って指定してください。

### 【会員研修】

### 「共生の時代

~No Charity,but a Chance!~」

### 社会福祉法人太陽の家理事長 山下 達夫 氏



こんにちは。社会福祉法人太陽の家理事長の山下達夫と申します。本日は「共生の時代~No Charity,but a Chance!~保護より機会を」と題しまして、私の歩んできた道を通して障がいのある人たちが「働くこと、自立の意義そして今後共生社会がどうあるべきか」と言うことをお話しさせて頂き、みなさんに考えていただきたいと思います。

私は 1959 年山口県下関市で生まれました。 1 歳と 2 ヶ月で高熱が続き、脊髄性小児麻痺、ポリオという障がいを持った人生を歩むこととなりました。幼少の頃は、食事は一人ではできない、衣服の着脱はできないと、家族の手助けがないと生活できない状態ではありましたが、リハビリの甲斐があり、今では自立ができるようになりました。今の私の障がいは四肢麻痺です。右手右足は知覚はありますが、生活では全く役に立ちません。左手は肩に障がいがありますので、左の手首だけ、そして左足は足首だけという障がいで車椅子を漕ぐのも左の手と左の足で車椅子を漕いでいます。

就学になった時に私の両親は、山口県内にあります施設に入所させようと県内の施設を回ったんですが、私があまりにも重度であるということで、施設にも断られました。そんな折、両親は近くにあります普通の小学校に入学させようと学校を訪れたんですが、偶然にもその時の校長先生が、今でも忘れませんが、かねだ校長先生という方だったんですが、非常に理解のある方で、まず読むこと、そして書くことの試験をしようと言うことでテストをし、そして普通学級、特別学級でなくて普通学級で学ぶことができました。

ただ1つ条件があって、私の母親は就学開始と就学の終了時まで側で付き添うと言うことが条件で入 学することができました。小学校、中学校と一般の学校で学びました。そして高校生活も、地元にあ る高校に入学する予定でしたが、私の父が非常に厳しい父親で「とにかく親から離れなさい」と「自 立することをまず考えるんだよ」と言うことで、同じ山口県内にあります支援学校、この支援学校は 寮生活でありましたが、支援学校に入学することになりました。

私は小学校、中学校まで車椅子に乗ることなく、全て母親がおぶって通学。そして学校内での移動は級友がおぶって移動していましたので、高校も支援学校に行った際は、寮生活ですので車椅子が必要になります。ですから2週間の春休み間で、車椅子に乗る練習をしました。高校3年間この支援学校で学びましたが、私は将来の夢をこの支援学校で学ぶことができました。それは税理士になること。税理士になり、家族を持つこと。その夢を持って3年間学びました。そして、高校を卒業して地元に就職する予定でしたが、ここでも私の父親が「親から離れてくれ」と言うことで、自立のためにもなりますし、私の夢が叶うためにも親から離れ1977年に、太陽の家に入所することになりました。太陽の家は手組み工程、物づくりが中心ですので、私のような片腕の人はなかなか社会復帰することができませんでした。しかし、1983年、中村 裕先生が、手足にハンディはあっても、頭脳労働においては、何らハンディとならない職域として IT 関連企業、三菱商事と太陽の家の共同出資会社(三菱商事太陽の共同出資会社)を設立し、そして、私がその三菱商事太陽に入社することになりま

した。

私は、太陽に入社した時には、「入所した時に家族を持つことが夢」ということで入所しましたが、 三菱商事太陽に入社する3年前に、太陽の家の職員であった妻と結婚することになりました。2人の 娘にも恵まれ、今は孫5人です。私が幸せな生活を送っているのは、やはり今まで出会った人たちの 支援などがあったからだというふうに私は思っています。そして、今でも忘れられないことが一つあ ります。それは、支援学校の時に恩師がよく言っていたことです。「人は生きるためには何をしない といけないのか。」当然一人一人考えに違いがあると思いますが、第一に食べること(=)食事をす ることです。第二に食べるためには、お金が必要である(=)収入を得ること。そして、第3に収入 を得るためには何が必要なのか、それは、働かないといけないということです。私は、手にも足にも 障がいがあり、肉体労働ができません。残された機能、頭脳労働で勝負しないといけないということ です。恩師がよく言っていた言葉に、こういう言葉があります。「君たちはとにかく勉強し、頭脳労 働で社会に出て勝負しなさい。当たり前のことをしても社会は障がいのある君たちを認めてくれない。 普通の人以上に頭脳を持て」と言うことを常々おっしゃっていました。三菱商事太陽に入って、私は システム開発を中心に業務に遂行していきましたが、10年後、別の部署で私の人生も変わってきま した。34年間三菱商事太陽に経営者として携わってきました。2014年からは、代表取締役社長、 そして2016年には会長、そして2018年からは太陽での理事長、ということで現在に至ってい るのであります。

人は誰もが一時的な、健康者にすぎません。常に健康な人などいません。人生の中で短期間かもしれませんが、どこかで障がいのある人になっている時期があるのです。例えば近視や老眼で眼鏡をかけている方も、目に障がいがあるから眼鏡をかけている訳であります。それは不思議なことではなく、当たり前なことになっています。私も手や足が不自由だから、車椅子に乗っています。それも当たり前な光景になって欲しいと思っています。

今の社会はうわべだけで判断してしまうことが多いのではないでしょうか。性格や性別、容姿、学歴、資産、出身地などなど表面的属性だけではなく、その人個人の本質がどうなのかを見て欲しい。目に見える障がいがあるから可哀想ではないし、保護してあげるということも的はずれです。可哀想という気持ちがある限り、共生社会は生まれないでしょう。お互いに助けが必要な時に手助けをする。障がいがないつもりの人でもどこかで誰かに助けられています。障がいがある人は障がいがないつもりの人より、少しだけ助けられることが多いだけなのです。世の中はまだまだ障がいのある人たちを弱者と見ています。様々な考え方があるので一概には言えませんが、例えば、公共の交通機関や公共施設などで障害者割引というものがあります。もちろん、この制度が社会参加を推進する上で有効な人たちもいます。しかし、雇用され、収入を得て、税を納め、当たり前の生活を維持している人に、何らかの障がいがあるからと言って、割引が必要なのか甚だ疑問に思います。障がいで一律に割引制度を適用し、納税者であることを見ようとしないようでは、差別の是正はできないでしょう。これまでの福祉は障がいがある人の家族やその周囲が中心となって形作られてきましたが、最近ようやく障がいのある人、本人が主体となりつつあります。障がいがある人たちは失われた機能を数えるのではなく、残された機能を数え、それをいかに活用するかが大切です。甘えることなく、できないではなく、できるためには何が必要なのかを考えて欲しいです。

21世紀は、福祉と関わりのなかった人たちが、互いに助け合って生きるという意識を高めていく時代になると思います。またそうなって欲しいと願っています。「No Charity,but a Chance!」行き詰まった時に重要なのは保護ではありません。再挑戦の機会です。この思いが社会に広がり、障がい

のある人自身が積極的に社会参加することで、声高に理解を求めなくて済む。自然に互いを分かり合 える社会を作っていきたい。それが未来に対する我々の責任であり、共生社会に必要なことではない でしょうか。

## 【会員研修】

「人の役に立ちたい、スポーツとの出会いが人生を変えた」

### 社会福祉法人太陽の家 職業指導委員 折林 恭一 氏

太陽の家の就労支援課の折林と言います。電機科を担当しています。

私30数年前に病気になって、気がついたら目しか動かない状況になっていました。もともと私の実家は、広島で(家が自営業で)豆腐屋をしていました。入院して10か月ぐらいしてから、リハビリができるようになって、リハビリをした時に、たまたまそこでビデオを見せてもらったのが、脳性まひの方が車いすマラソンをするビデオでした。自分も中学校から大学卒業するまで、サッカーをしていました。自分が決めたのは、実際に両親に迷惑をかけたくないということで、広島の県立病院から、直接別府リハビリテーションセンターに入りました。そこで、自分も車いすマラソンとか、初めて見たのが、車いすバスケ。太陽の家から別府リハに体育館を借りて練習をする風景を見て、話を聞いたら、「ツインバスケ」というもっと重度の方ができるバスケットがあるということでした。別府リハでチームを立ち上げて、月1回ぐらい太陽の家の体育館で練習試合などをしてきました。実際、そういうスポーツをしている中で、自分もいろいろな人のためになりたいということで、ツインバスケの普及、バスケットの普及ということで、たまたま私、ツインバスケなんですけど、大分県の車いすバスケット協会の会長をしたりとか、ツインバスケの九州連盟の役員などをしたりして、バスケットの普及のために頑張ってきました。

それから、太陽の家に入り、スポーツをしていく中で、だんだん自分も一般就労という形を考えて、今では職員の立場にあります。でも、職員と言っても自分は、職員とは思いたくないです。今まで別府リハや太陽の家でいろいろな人と関わってきたことで、(自分自身を今までは自分のことしか考えてなかったんですけど、)今は自分のことより人のために何かをしてあげたいという気持ちが多くて、活動しています。(太陽の家には)以前は身体障がいの方が多かったのですが、現在は知的障がい・発達障がい・精神障がいの方が増えてきています。そこの中でも、自分の担当の利用者の方とか実習に来る方に対しては、何々の特性から障がいと言われているようですが、そうではなくて、それぞれの性格なんだと感じて欲しいと伝えています。人間って、健常者などいろいろな人を含めて、性格はさまざまな人がいます。だから、特性・障がいではなくて、それを自分の性格と考えて、いろいろなことを経験することで、少しずつ変えていくという気持ちが一番大事だと思います。それと今、支援学校から来られた方で最後の実習報告会の時に、本人さんが発表した内容に対して、ご家族が、「あ、変わった!」ということが数件ありました。やっぱり、そういう体験(実習)をすることで、その方も変わっていくんだなっていうことが、やっぱりいいことだと(感じました。)これからは自分のためもそうですし、人のために自分も頑張っていこうと思ってます。

## 【全体講評】

#### 全国特別支援教育推進連盟理事長

### 宮崎 英憲 氏



全国特別支援教育推進連盟の宮崎と申します。令和3年度第64回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会、校長会合同研究大会の講評にあたりまして、一言お礼とご挨拶を申し上げます。大会実行委員長さんをはじめ、本大会に関わられましたすべての皆様に並々ならないご苦労がおありだったと思います。深く敬意を表しますとともに、心からお礼を申し上げます。昨年度大会は、新型コロナ感染症の拡大に伴い、中止のやむなきに至りました。その後、本年度大会をどのようにしたら実施できるのかについて、様々とご検討されたとお伺いしております。そして、このようなWebによる大会開催にこぎつけられました。初めて尽くしの大会でしたが、大会に向けた準備、大会運営等、細やかなお心遣いが尽くされた大会運営になっていると感じました。特に、大分大会実行委員会による大分県紹介コーナーでは、実行委員会の企画力、底力を見せていただきました。全国の皆様には、このWeb開催の11日間が多くの学びをもたらしてくれることを期待したいと思います。素晴らしい大会運営、本当にありがとうございました。今大会では、まずは、文部科学省の特別支援教育調査官の菅野和彦先生から、「新しい時代の特別支援教育と肢体不自由児教育の充実に向けて」と題した講演をいただきました。先生には特別支援教育の新しい情報を届けていただいてることに、日頃からも感謝を致しております。私が、先生の講演の中で、強く印象に残ったことの二点についてお話を申し上げたいと思います。

一つ目は、特別支援学校あるいは幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する医療的ケア児の数、それから 医療的ケアの項目、数の推移といったようなお話がございました。この件に関わって少しお話を申し上げます。 二点目は、「令和の日本型学校教育の構築に向けて」という中教審の答申がありました。その中で、「新しい時 代の特別支援教育の在り方について」という項目が載っているんですけど、このことに関わってお話をさせてい ただきます。

菅野先生には、従来から一人一人の能力や可能性を伸ばすことについて、肢体不自由教育のこれが原点であると述べられていることを思い起こしながら、拝聴させていただきました。いくつか先生のスライドをお借りしながら、お話を申し上げたいと存じます。

特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数、医療的ケアの項目別の中身が載っております。医療的ケア児の全体数が約30%になろうかとしているという状況があるということがわかってることと、もう一つは、喀痰吸引の様々な対応が非常に多くなってるということと同時に、人工呼吸器の管理等が増えつつあるというようなことがわかりました。同時に幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する医療的ケア児の数も増加しているということです。昨年度に引き続き、通常の学校においては導尿あるいは喀痰吸引といったようなところが多くを占めているというような状況で、多くのいろんな動きが始まっているということがわかってきているというお話がございました。特に、先生から最後にご指摘をいただいたんですが、医療的ケア児等の医療情報共有システムがすでに可能な範囲で、対応の修正が加えられながら、昨年の4月末くらいから本格的に運用が開始をされているという新しい動きがあったということをお伺いしました。私が、このことについて考えたことですが、実はこれに伴うところでは、今年の4月に医療的ケア児支援法が成立をいたしました。これについては、学校が本当にこれからご苦労をされると思いますが、同時に、これは各自治体がきちんと各学校と連携をして対応していくというような仕組みを、作っていただかなければいけないのではないかと、この点が大きな課題であると思います。是非ご家庭でも、こういった体制を見ながら、支援をしていただければというふうに思った次第です。

二点目のところについてですが、先生から、まず「令和の日本型教育の構築を目指して」ということで、スライドを見せていただきました。このスライドの中で出ていることですが、先生から特に右下の GIGA スクール構想の実現と新学習指導要領の着実な実施についてのお話をいただいたところです。 GIGA スクールについては、実は、文部科学省が非常に力を入れて、充実の方向で努力をしておられるということがお話の中から伺い知ることが出来たわけですが、特別支援学校においても、同じような対応をしていかなければいけないということです。新学習指導要領に関しましては、昨年も取り上げていただいたことでございます。この点については、少し省かせていただきたいと思います。

次に、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議の報告に関してのお話がございました。これに関しては、私も関わらせていただいた一員でございましたので、少しこのことについて私の考え方も含めてお話をさせていただこうと思います。

まず、障害のある子どもの学びの場の整備・連携の強化ということで、最初に就学前における早期からの相談・支援の充実というようなことに関わって、文部科学省に新たな動きをしてもらっているところでございます。これに関しては、資料として「障害のある子供の教育支援の手引」を6月に文部科学省が公表をいたしております。早い段階での教育の充実支援の在り方が、非常に重要になるということで、平成24年にこの手引を作って以降、改定が出来ていなかったものを改定したわけですが、この点は、私どもも各自治体とともに学校も連携した対応をしていく必要があると同時に、幼稚園、保育園、それから療育センターとの連携等が求められていくことになると、就学時にあたって、保護者の意向を尊重しながら、どの場で指導をしていくことがそのお子さんにとって自立に向けた支援ができるかというようなことについて、考えていかなければいけないかなと思っているところです。

二点目がですね、教科書に関することについてでございます。それから、ICT のことなどもありますので、まとめてこのことについてお話をいたします。

まず、教科書のことでございます。学校教育法第 34 条に、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教 科書、または文部科学省の著作の名義を有する教科用図書、文科省著作本と言っていますが、このどちらかを利 用しなければいけないことになっておりまして、特別支援学校では、通常の教科が出来るお子さんについては検 定本、そして、そうでない場合、特に知的障害を有するお子さんについては、文部科学省の著作教科書を使うと いう、そうでない場合には、適当な教科用図書・一般図書が使われているということですよね。これに関して、 著作教科書にはこのようなものがございます。視覚障害者用教科書、それから聴覚障害者用教科書、そして知的 障害者用教科書。これまで、知的障害用教科書が非常に教科に関しても少なく、なおかつ十分ではなかったとい うことで、このあり方が検討委員会では、このことについてかなり検討がされたわけですが、昨年、知的障害者 用の教科書の改訂が、全面改訂されました。国語についても整備をされ、それから、算数については新たに対応 を加えたもの、そして、音楽というふうに、☆本(ほしぼん)といっておりますが、大きく改訂がされました。 あわせて、教師用の図書も付け加えて整備がされているんですが、あわせてですね、今後、生活それから社会、 理科といったような教科書が順次整備をされると伺っているところです。お子さんたちの学びが充実していくこ とを期待したいと思っております。今後ですね、実はあの検定教科書の中でデジタル教科書についての検討が行 われておりまして、平成 26 年から委託事業が開始をされたものですが、拡大教科書とか音声教材等の普及促進 のプロジェクトとして文部科学省が委嘱事業を展開しているものですが、特に、音声教科書に関しては、6つの 組織体が今、調査研究を行っております。東大の先端研あるいは日本肢体不自由者リハビリテーション協会など の教科書が一歩進んでて、いくつかの教科書会社の教科書をデジタル化することが進んでいるところのようでご ざいますが、これに関しでも、早い段階で是非、通常の学級にいるお子さんたちの支援ができる仕組みが出来て いければいいなと考えております。また、著作教科書、先ほど申し上げました星本に関しましても、デジタル化 を試行していくというようなことが、今後進められると伺っておりますので、この点でも、お子さんたちの学び が充実する視点で教科用図書が充実していくことを期待したいと思っております。ICT を活用した、障害のある

児童・生徒の支援・指導の充実に関しても、文部科学省が意欲的な動きをしているわけで、これらの説明もございました。是非とも、この分野も取組が加速していけばいいなと思っているところです。特に、肢体不自由者である児童・生徒さんの教育に関しては、これまでも補助具や補助手段の工夫が重ねられてきておりまして、情報機器が有効に活用されてまいりましたけれども、最近では、視線入力等の動きが加速しておりますし、遠隔地での合同の授業といったことなども整備されていくと、今後、交流及び共同学習等が進んでいく中では、この点についても大きな期待が寄せられているところでございますので、是非、併せて整備が進んでいけばいいなと思っているところでございます。

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議の報告の中で、特別支援学校における教育環境の整備の中で、今申し上げた著作教科書の件、ICTを活用した支援の仕組み、それから、特別支援学校の施設・設備の設置基準の策定等について言及されたわけです。設置基準については、すでに整備が進んできておりますので、こうした点で、非常に動きが速くて、頼もしい限りというと、やや上から目線で申し訳ないんですが、本当に期待をしたいと思っています。同時に今後、特別支援学校の教員の資質の向上という観点で、例えば免許状のことなどに関しては、今後検討をされるやに聞いているところでございます。特別支援学校の教員に必要な資質とは何か、といったようなことについても検討が、今後加えられていくということもあるようでございますので、是非私どもは応援しながら、さらに、注目してまいりたいと感じているところでございます。

さて、今回会員研修という項目がございまして、講師に太陽の家の理事長の山下達夫様にもご出席いただいて 講義をいただいたところで、タイトルに「共生の時代~No Charity, but a Chance!」というタイトルがつけてご ざいました。私は、この太陽の家の動きに深く学ばせていただきました。第 16 回の夏季パラリンピック東京大 会が 8 月の 24 日に開幕をいたしました。障害のあるアスリートが世界から集い、集い競い合う姿は、多様性、 ダイバーシティへの理解を促す契機になると考えております。日本が共生社会の実現に向けた動きを加速する、 あるいは、飛躍する大きな試金石になることが期待される大会となっているかなあと思っているところです。と ころで、1964年11月の8日に東京パラリンピック大会が開幕をいたしました。この大会開催にあたって尽力さ れたのが、この太陽の家の創設者である中村先生です。今日でも、パラ 1964 年はなぜ画期的だったのか、これ は8月26日の日経新聞に出ていたものですが、非常に高く評価されています。しかし、中村先生の思いは全く 別のところにあったということを、改めて知ることが出来ました。それ故、先生はその後、アジアパラ競技大会、 大分の国際車いすマラソンなど障害者スポーツの発展にも多大の貢献をされています。日本の障害者スポーツの 生みの親でもあります。私は、今回のパラリンピックを見せていただいて、まずあの競技初日の水泳で金メダル を取った女子中学生、山田美幸選手の泳ぎを見て、本当にびっくりしました。そして、感動もしました。彼女は 両腕がなく、両足も長さが違う。それでも、沈まないどころか力強く進んでいくんですね。あんな風に泳げるん だ、と驚きました。そこに、パラリンピックの価値の一端があると思いました。山田選手のすごさは、このすご さ、すごいということと同時に、人間の体の中にある無限の可能性と、そして、様々な固定観念を打ち破って、 人間の可能性をスポーツで表現するのがパラリンピックだと感じました。中村先生が、今大会をご覧になったら 「なんとおっしゃるだろうか」、「私どもに何をお話になるだろうか」と改めて感じながら、この大会を見たとこ ろです。1965年に10月に開所された太陽の家は、大分・別府市を福祉の町に変身させました。障害者の暮らし や仕事がごく当たり前に存在する町になってる、まさに、共生社会の実現を見る思いで動画を拝見させていただ きました。本当にすごい町になっているんだなと思った次第です。太陽の家の創設者である中村先生の薫陶を受 けられて、太陽の家の初の障害当事者の理事長・山下様からの講話を拝聴することが出来ました。「No Charity, but a Chance」という理念の重みを感じさせる中身でございました。太陽の家の皆さん、本当にありがとうござ いました。私も障害福祉に携わる者として、改めて自分の進むべき道を学ばせていただいた思いがしました。

さて、令和3年度の分科会・研究協議会、例年に倣って、第1分科会から第6分科会まで「学校」「地域」「福祉」「進路」「医療」「機器」に分けて、ご発表いただきました。静岡県立西部特別支援学校、兵庫県立和田山特別支援学校、高知県立高知若草特別支援学校、長崎県立佐世保特別支援学校、青森県立八戸第一養護学校、栃木県

立わかくさ特別支援学校の PTA の皆様、本当にありがとうございました。分科会発表、および全国の会員の皆様が発表・視聴にあたって、是非とも各学校で豊かな学びをしていただきたいとの願いで、私の方はコメントをさせていただきます。私も発表の動画を見せていただきました。今回は分科会発表に対して、それぞれ、指導・助言の先生方の動画と資料がついておりますので、各分科会のテーマに基づいた講評ということについては、それぞれの先生方にしていただいておりますので、私は全体的な観点から、まとめて三点のことについて、お話をさせていただきます。

一点目です。大会要項に記載された発表要旨が大変分かりやすく、よく整理された発表となってると改めて感じました。これは、すべての学校で基本情報をきちんと整備して要項に載せていただいているということとあわせて、周到な発表準備がされているということだろうと思っております。わかりやすく伝えてくださっていることに改めて感謝をしております。この点は、私どもが今後、我々の学校の発表をする場合に学んでおきたいことだと思います。

二点目です。分科会での発表に関して、チームワークの良さを感じました。各学校が、コロナ禍にありましても、大変努力されて PTA 活動を推進されている、そこには、チームプレイや連携の大切さ、そして日頃からの活動が連携されて、活動されているんだなあということの表れではないかなと思いました。着実な活動をしていくことで、こうした発表に繋がってるということを改めて感じた次第です。

三点目です。今回は分科会が皆さん、全国の方々が集まって協議が出来ませんでした。従いまして、分科会発表を視聴されたのちに、各学校で是非ワークショップの手法を取り入れて、各分科会のテーマ・内容に沿った協議が行われることを私は期待したいと思っております。他校の実践に学ぶことは非常に大事なことですし、その必要性、あるいは、それをうけて主体的・対話的な深い学びが各 PTA でできることを期待申し上げたいと思っております。

最後に、改めて、適切かつ最新情報に基づく指導・助言をいただいた講師の先生方に心からお礼を申し上げます。年々、分科会の発表・運営が充実していることを感じております。ひとえに講師の先生方の指導・助言の賜物と心から感謝をいたします。今後とも、どうぞ是非全肢 P連の発展にお力添えをいただければありがたいと思っております。

さて、私からも、少しだけ感想を述べさせていただいたんですが、PTA活動がどうあるべきかということに関わって、学習指導要領との関わりでお話をさせていただこうと思います。学習指導要領の総則の第5の学校運営上の留意事項として「家庭や地域社会との連携及び協働」の重要性が書き込まれています。6つの分科会の活動発表も、この点に関わっていると解釈できます。学校教育法第43条にはこんなことが書いてあります。「学校は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するために、当該学校の教育活動、その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」となっております。つまり、学校運営情報提供義務ということが規定されております。PTAと学校は極めて緊密な関係でなければこの規定を履行することはできないと思われます。つまり、PTAと学校との連携が一段と重要性を増していくものと思われます。学校、保護者との連携・協力による学校づくりが図られることが強く求められる時代になったと思います。先ほど申し上げました医療的ケアの充実などは、まさにこのことがなければできないと思います。今後こうした観点からのPTA活動が語られることが期待されます。

研究主題に関わって、来年度以降に向けて二点提案をしたいと思います。

一点目は、学校と一体になって子供を育てていく PTA 活動であるということです。この点については、少し今までも話してまいりました。

二点目が、チームワークを大切にして地域・社会と連携し、共生社会を目指した PTA 活動ということです。 今回、太陽の家の研修をさせていただいたわけですが、この活動に学びたいと思ってます。地域・社会を共生社 会に導くということが PTA 活動の中でも大きなこれからの役割を担うと思います。

この二つの観点をより意識した発表を期待したいと思います。研究主題の大分大会のテーマに「~新しい風

新しい道 大分から広がる 夢の種~」というのがございました。これを受けて、次年度は北の大地・北海道に受け継がれていくことを、是非ご期待申し上げたいと思います。大変印象に残る、実り多い研究大会であったことを感謝申し上げます。全国各地での皆様のご活躍とご健勝をお祈り申し上げ、講評にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

## 【全体講評】

#### 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会会長

### 東京都立志村学園校長 諏訪 肇 氏



こんにちは。全国特別支援学校肢体不自由教育校長会会長で、東京都立志村学園校長の諏訪と申します。本日は講評ということで、ニューノーマル医療的ケア児の支援、そして、サスティナブル・リカバリーについて、皆さんの発表に触れながらお話をしたいと思います。いきなりなんですが、こちら本校の生徒が、風景画というお題で描いてきたものです。なんと、別府の血の池地獄だそうです。なんかおどろおどろしいあの雰囲気に憧れて描いたとのことです。話はさておき、本題に移りたいと思います。

今回、大分大会関係者の皆様、そして、全肢 P 連事務局の皆様、そして、大分大会にしっかりと引き継いでいただいた島根大会の皆様の多大なるご努力に感謝申し上げます。とても、素敵なホームページができあがっていて、いい研究大会になられたと思っております。本当にありがとうございました。私としては、もともと肢体不自由校で進路指導を担当していたので、太陽の家を一度見学してみたいと思っていました。

今回、Web見学ということで、念願が叶ったかなと思っています。その中で、無理なところは、科学の力でという言葉がありました。これは今日お話しする「サスティナブル・リカバリー」にも通じる言葉かなと思っています。それから太陽の家が、日本の障害者の社会参加に、これまで大きく寄与なされてきたことを痛感いたしました。本当に皆様のご努力、頭が下がる思いです。さすが太陽の家、そして、さすが別府、さすが大分県と感じました。

それでは、今年大きな変化の年を迎えました。GIGA スクール構想の前倒し実施で、小学部・中学部の全児童生徒には、GIGA 端末が配られました。それから、6 月には医療的ケア児支援法が成立し、医療的ケア児とその家族のシームレスな支援ということが、打ち出されました。実は今、教育における大きな流れとなっていることが、二つ影響していると思っています。今、教育に大きな影響を与えているものは、皆さん分かりますよね、当然新型コロナです。そして、もう一つ、私は SDGs が、大きな関わりを持っていると思っています。当然新型コロナが、感染拡大したために、GIGA スクール構想、これは3年間でやる構想でしたけれども、1年間で文部科学省の皆様がご努力をして、実施することができました。そして、かねてから課題であった医療的ケア児への支援ということも、SDGs の考え方からも、それは当然のことかなと思っております。

まず、コロナについて、ちょっとお話をします。学校のコロナ対策、新学期が始まるにあたって、どの学校も大変な注意をしながら、学校を再開させたと思っています。ちなみに、志村学園では、不織布マスクを推奨したり、手洗い・消毒の徹底、検温や呼吸器状態などのバイタルチェックを定時に行う、それから、放課後デイサービスへの健康情報を、健康状況の表を使いながら提供したりとか、あるいは、PCR 検査、いざ陽性者が出た時に、すぐに検査ができるように、それの確保をしたりとか、各教室に CO2 センサーやサーキュレーターを整備したりとか、アクリル板の増設、エアロゾル対策、そして、黙食の徹底、それから、ソーシャルディスタンスの指導、歌・管楽器の中止とか、部活動の管理とか、様々なことをしながら、今、対策を進めています。これは、第5分科会、青森県立八戸第一養護学校の発表にもありました、食事場面等のコロナ対策、それから、リスク回避、これらにも通じることかと思っています。では、新型コロナ、今、デルタ株の感染が、とても深刻な状況です。インドで一日40万人が感染したといわれています。東京でも一番多い時には、一日5770人の人らが感染しました。でも、インドの人口は、東京の東京都の人口の97倍あるんです。そうしますと、この5770人、97倍しますと、何と一日に56万人、インドにあてはめてみると、あのインドが一番感染のひどかった時よりも、

今東京の方が厳しいんです。ちなみに、本校があります志村学園、東京の板橋区にありますが、自宅待機者、今 1600人と言われています。それから、うち本当に入院が必要な人たちは、250人いるって言われています。 とても深刻な状況です。これは、無症状でも、そして発症する前でも人にうつしてしまう。そして残念ながら、ワクチンを打っても、うつしてしまう、うつってしまう、そういったことがあるかと思います。

また、肢体不自由校っていうことに、限定して考えてみると、児童生徒の多くは、基礎疾患がある子どもたちです。そして、何よりも12歳以下の、ごめんなさい、12歳未満の児童生徒には、ワクチンを接種することができません。今回大分大会を Web 開催としたことは、振り返ってみると、正解だったかなと思っています。今後、新型コロナはどうなるのか、考えてみました。ワクチン接種を7割接種しても収まらない、先日尾身会長がある番組の中で、こうおっしゃいました。ブースター接種、まあ3回目の接種ですけれども、これは冬から春にかけてやろうという話が出ています。つまり、今2回の接種でも収まらないということを裏付けています。海外イギリスでは、サッカーの EURO のサッカーの決勝でしょうか、全員陰性の人たちをサッカースタジアムに集めて、マスクなしで観戦をしました。その実証実験で、感染者は6400人出たといわれています。先程、申し上げました無症状、発症前、そして、ワクチンを打ってもうつすということ、これらのことを考えてみますと、「ゼロコロナ」はありえない、そして、当分「after コロナ」はこない、残念なことですが、そういうふうに推測しています。であるならば、「with コロナ」で計画を、準備をしていく、これが大切なのかと思います。

「with コロナ」ってどういうことなのでしょうか。これは、新型コロナを無視するとか、軽視するということではありません。また、うつってもしかたないということでもありません。また逆に、元の、元に戻るんだ、以前に戻すんだっていうこととも違います。新型コロナを理解して、そして、新型コロナのいる世界で、その中での活動を創造していく、それが「with コロナ」です。そのためにも、教育の DX が必要といわれています。"教育の DX"、DX とは、「トランスフォーメーション」の略だそうです。デジタルトランスフォーメーション、こちらを直訳すると、デジタル変革になります。解説などを読んでみますと、「進化したデジタル技術を浸透させていくことで、人々の生活をより良いものに変革すること」と出ています。デジタル技術を活用して、よりよい教育をしていかなければならない、学校もそれに向けて変化して、しなくてはならないということかと思います。幸い現代ですね、GIGA スクール構想、それに伴う端末が揃いました。

二つ目に肢体不自由校では、今まで ICT、ICT 機器など早期から取り揃え、教育に活かしてきました。また、遠隔教育なども率先して行ってきた文化があります。そして三番目に、デジタルに強い若手の教員たちがたくさんいます。第1分科会の静岡県立西部特別支援学校が、ラインワークス (line Works) を使って、保護者とつながりを作っていったという話がありました。まさに、PTA としての DX だったのではないでしょうか。

これは、DX の例をいくつかご紹介いたします。これは、うちの学校の例なんですが、小学部がコロナで動物園にも行けないので、オンラインで動物園見学をしました。このように実際に動物園から、ぬいぐるみとかエサを送っていただいて、それで授業を行いました。これは、高等部なんですが、今度は水族館、マグロの水槽の動画、動画というかオンラインですので、生の映像を見たんですけれども、実際に大きさが分からないということで、先生たちがいろいろと考えてくれて、こういったような実際のマグロの大きさのコピーを作ってくれました。やっぱりどうしても、デジタルだけでは分からない所をアナログで補強する、そのような授業が行われていたかと思います。これは、小学部の理科の授業なんですが、青虫を育ててアゲハにすることができました。子どもはですね、毎日写真を撮ったり、動画を撮ったり、そして、成虫になったこのアゲハを放して、外に放していました。GIGA端末を持ってきて、その成長の記録を持ってきて、私に教えてくれました。これは高等部の授業なんですが、画像をコマ送りで撮って、それを発表するというような授業を行っていました。皆さんこのiPadで写真を撮って、それを発表するというような授業を行っていました。皆さんこのiPadで写真を撮って、それを発表するんですけれども、これはエアードロップ機能を使って、次々と発表していました。私みたいに、もう歳をとってくると、なかなかこういうような技術についていくのも難しいです。でも若い教員ですので、それをすんなりとやっていました。これは、小学部のボッチャ交流の様子です。相手はせんだ市の小学校でした。ボッチャ、これはいろいろなやり方があるんですけれども、小学校の生徒たちは投球台の位置とか

角度とかいろいろと決めて、それで、ボッチャの試合を本校の児童とするというようなこともやっていました。これは、高等部の企業就労を目指す生徒の、オンラインでの企業実習です。オンラインで企業さんから仕事を受けて、それで実習をしてみました。このように、なかなか動いたり会ったりすることが難しい場面ですが、いろいろと工夫して、この教育の DX を進めると、授業は無限に広がってくると思っています。

「with コロナ」では、「集まって」「顔を合わせて」ということは、できなくなってしまうのかっていうことです。「集まって」「顔を合わせて」ということは、有効な手段です。教育においても、そして、このような研究大会においても、とても有効です。でも、やっぱり感染症対策ということでは、その機会を限定して、あるいは減らしていかないといけないことかと思っています。「集まって」「顔を合わせて」は、まず、授業を優先させてあげてください。第6分科会の栃木県立わかくさ特別支援学校の発表の中で、「お父さん人形」という話があります。施設入所の児童生徒が、親に会える機会がなくて、何とか会える代替手段はないかということで、「お父さん人形」を作ってくれたそうです。こういった子どもたち、施設入所の子どもたちが、お父さんお母さんに会える、やっぱり私たちは最優先にしていく、そういった姿勢が必要なんじゃないでしょうか。よく「感染症対策を整えて伺います」、ということを、よく聞くんですけれども、やっぱりまずは授業であるとか、こういった子どもたちであるとか、優先させてあげてください。

我々の全肢 P 連、これからの活動はどうしていくべきなのか。ワクチン接種が行き渡たり、そして、治療薬・治療方法が確立するまで、やっぱり大会はデジタルをできるだけ活用して行っていくべきだろうと思っています。集まるにしても、感染状況によりますけれども、県、県内限定とか、そういった形にしていくべきなのかなと思っています。それから、デジタル技術は日々進歩しています。これまでとは同じではなく、やっぱり少しでも前に進んでいきましょう。"with コロナ"に対応した"ニューノーマルな学校"、そして PTA を作っていきましょう。

もう一つ、SDGs、こちらについても触れたいと思います。サスティナブル・ディベロプメント・ゴールズ、世界を変えるための17の目標となっています。持続可能な開発目標だとか、誰一人取り残さない社会の実現だとか言われています。こちらの方は、教科書にもしっかりと載っているんですね。私は、人に優しく、地球にやさしく、そうすることが人類の生き残る道だと思っています。この SDGs の中で、よく出てくる言葉が二つあります。それは、「多様性」という言葉と「レジリエンス」っていう言葉です。

医ケア児支援法、これは当然のことながら、医ケア児とその家族の権利を守るっていうことが、やはり大事だと思います。これを SDGs の視点から見てみると、例えば、医ケアが必要なA さんがいたから、重要な医学の進歩があった、それで人類が救われるかもしれない。そして、医ケア児のいるお母さんが社会で活躍できたからこそ、人類を救う発明をするかもしれない。SDGs がいう多様性の維持っていうのは、こういうことなんだろうと思います。持続可能な社会には、医療的ケアの必要な子どもたちも、そのご家族も、とっても必要な人材だと思っています。人工呼吸器、初期食のショット注入、通学車両、保護者付きの、保護者付き添いの短縮化、いろいろな新しい課題がありますが、それらなどに、迅速に対応していくことが、今、学校には求められています。

第3分科会の高知若草特別支援学校が、福祉サービスの地域差について問題提起をしてくれました。これは、 医療的ケアにとっても、大きな課題です。そして、第4分科会の佐世保特別支援学校さん、進路の誠実な取り組 みが、報告されていました。誠実にコツコツと積み上げる、それは、医ケア児支援も同じだと思います。とても 参考になる発表でした。

「多様性」ともう一つ、「レジリエンス」について、ちょっとご説明します。「レジリエンス」っていうのは、もともと「弾力性」とか「しなやかさ」を意味する言葉でした。それが、近年心理学等で、心の弾力とか回復力を意味する言葉に使われるようになりました。「レジリエンス」、「しなやかさ」、例えば、大きな台風が来た時、その危機を受け流して、ダメージを引きずらない、木とか竹のように、たとえ葉っぱを落としてでも、枝を落としてでも、台風が通り過ぎた時には、すっくりと立ち上がる。そんなようなことが、レジリエンスです。これは、タフト、タフネスとは違って、危機に頑固に立ち向かって、それで大きなダメージをおってしまう、そうすると限界がきてしまう。そうじゃなくて、受け流したり、そして危機が去ったときに、しっかりと立ち直ったり。そ

ういったしなやかな、経営というか運営ということが、大切なんではないでしょうか。

これは、法隆寺五重の塔です。心柱が真ん中に通っています。でも心柱と、このまわりにある建物、実は梁が、梁と心柱は、止められていないんです。非常にしなやかな設計になっていて、地震が起きても、1300年以上、この五重の塔は立ち続けています。変化の激しい、激しい社会の変化に対応してしなやかに立ち上げっていきましょう。サスティナブル・リカバリー、これはもとに戻るのではなく、ニューノーマルに対応した新しい社会を創造するっていうことです。第2分科会の兵庫県立和田山特別支援学校の発表の中にも、知恵を絞れば、できることは無限にある、まさにこういうことだと思います。新型コロナとの闘いは、長期戦です。長期戦で大切なのは、内部対立を生まないこと、これは、歴史でも証明されています。人にやさしく、お互いを尊重していきましょう。そして優しく、仲良く、しなやかに協力しあって、これからの全肢 P連が創造、全肢 P連の活動を創造していければと思っています。

ありがとうございました。よろしければ、志村学園のホームページでも、いろいろなことを書いていますので、 見ていただければと思っています。ご清聴ありがとうございました。今後ともよろしくお願い致します。

# 【大会宣言文】

### 全肢 P 連「大分大会」実行委員長 舩石 えつ子 氏



「わが子の障害がどんなに重くても学校生活を送ることができる。」このことは今では疑う余地のないほど普通のものとなっています。しかし42年前養護学校が義務教育となる前までは、私たち保護者の悲願でありました。64年前産声を上げた本連合会は全肢長会とともに心を一つにして、時代時代の課題に向き合い、学び、考え行動してきました。「学校に通えるようになったなら、次は環境を良くしたい。環境が整ったら充実した教育を受けさせたい。教育でつけた力を生かして障害があっても地域で豊かに生活させたい。」と私たち保護者のあたりまえの思いや願いを絶やすことなく脈々とつなぎ、その輪を大きくして今日に至っています。

平成23年に改正障害者基本法が制定され、特に第16条の教育に関する基本的施策については、 学齢期の子どもたちに直接かかわる条文で、障害者の教育に対する環境整備や支援制度等は今後加速 化されていくものと期待をしております。そして私たち関わるものが具体的に声を上げていくこと が、本当に必要な支援にたどり着く近道だと考えます。

共生社会の実現のためには、さらに国民一人一人への特別支援教育理解推進が必要であり、その貢献に特別支援学校の果たす役割は極めて大きいと考えます。そして学校教育の一端を担う私たち保護者の果たす役割も重要です。可能な限り障害のない児童生徒とともに、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができるインクルーシブ教育システムが充実ししっかりと機能することを期待します。

さらに、今年度から小学校の新学習指導要領が完全実施となり、中学校、高等学校と実施されていきます。交流教育及び共同学習もひきつづき大きな柱となっており、GIGAスクール構想やこのコロナ禍で一気に進んだリモート学習等、IT社会を効果的に活用して特別支援学校が地域社会の中に融合し、様々な教育の形が生まれ発展することを切に願うものであります。

いまだ新型コロナウイルスの感染拡大の猛威は続いており、とうとう昨年度の島根大会は中止となってしまいました。そして今もその脅威は収まっていません。しかし、私たちは立ち止まってはいられません。子どもたちの日常は続いているのです。これからもあろう様々な脅威から子どもたちを守り、子どもたちの学びを守り、子どもたちの未来が豊かなものとなるよう、私たちはこの脅威からさえもこれからの活動につながる糧を見いだし、これまで64年間繋げてきた絆を絶やすことなく繋げていきます。子どもたちには、これからの変化の激しい社会を生き抜いていくために、力強くそしてしなやかに生きていく力が必要となります。

本年、全国肢体不自由特別支援学校 P T A 連合会ならびに全国特別支援学校肢体不自由教育校長会は、9月14日から24日の11日間、特設ホームページにて、第64回 P T A・校長会合同研究大会『大分大会』を開催し、「肢体不自由のある子どもたち一人一人の生きる力を育むために、P T A 活動はどうあるべきか ~新しい風 新しい道 大分から広がる夢の種~」を主題に研究協議を重ねました。

新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、今まで行ってきたことができなくなり、本年は約60年の歴史上、初めてのWEB開催となりました。コロナ禍でも子どもたちの成長や学びを押しとど

めることはできません。集まってつながり、絆を確かめ合ってきた本大会のこの決断は、なにより子どもたちの命を守るためになされたものです。私たち保護者が決して見失ってはいけない、第一にすべきものです。しかしながら、不安定な日々だからこそ、有益で信頼できる情報や励ましもいつも以上に必要になってきます。既存の形に捕らわれないWEB開催という「新しい風、新しい道」の中で、離れていても支えあい、子どもたちにとって安全でよりよい学びの環境をつくりあげる必要性を大会参加者全員が再確認することができました。

私たち全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会は教育、医療、福祉との連携を図り、子どもたちが健やかに学び、社会に安心して巣立っていく環境と支援の輪を充実させるために、以下14の具体的取組をここに宣言します。

- 一、乳幼児期から生涯に亘り、教育・福祉・医療・労働等の各関係機関が協力しながら、子どもたちー人一人のライフステージごとのニーズを踏まえた「個別の支援計画」を作成し、計画の実施、評価を一貫して行う中で、障害の重度・重複化、多様化に対応する特別支援教育の充実を求めていきます。
- 一、特別支援学校で作成される「個別の教育支援計画」を活用するとともに、福祉等の関係機関との連携に努め、子どもたちの自立と社会参加のために、地域への橋渡しや卒業後への移行支援が充実するように求めていきます。
- 一、共生社会実現のために、障害のある子どもと障害のない子どもがともに活動する交流及び共同学習 の場を増やし、近い将来社会を担う子どもたちの「心のバリアフリー」を育み、多様性を尊重しあ う社会に向けて社会全体の意識を変えていく教育の充実を求めていきます。
- 一、多様化する医療的ケア児の学校における安全を確保するため、看護師の適切な配置を更に進めると ともに、認定特定行為業務従事者である教職員等の活用を図り、教育・医療・福祉の関係者が連携 した医療的ケアの更なる充実を求めていきます。
- 一、生活様式や物の価値観が急速に変わりつつあるこの社会において 、障害のある子どもが等しく教育を受ける権利を確立するために、義務教育国庫負担制度及び特別支援教育就学奨励費制度の堅持・充実とその財源の確保を求めていきます。
- 一、特別支援学校が、その専門性を活かし、近隣の幼稚園や小・中・高等学校への相談支援や巡回指導などのセンター的機能を発揮することがひいては地域全体の特別支援教育の充実に繋がるため、センター的機能を十分発揮できるよう人的制度面での充実を求めていきます。
- 一、特別支援教育の一層の充実を図るには、インクルーシブ教育システムの理念を浸透させるとともに、 特別支援学校等の教職員の専門性の向上が必要不可欠です。このため、独立行政法人国立特別支援 教育総合研究所との連携を推進するとともに、OT・PT・ST等の外部専門家を活用していくこ

とを求めていきます。

- 一、特別支援教育において、ICTを活用することにより、表現活動の広がりや遠隔授業での他者との ふれあう機会が増えるよう、またテレワークでの職場実習等が可能となり子どもたちの将来の可能 性が広がるよう、ICT支援員と教職員との連携や、適切な補助具の選択、補助的手段の工夫が促 進されることを求めていきます。
- 一、地域で安心して生活ができるよう、肢体不自由児(者)や医療的ケア児(者)が利用できる、短期入所、 放課後等デイサービス、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や通園、通所施設の整備と事 業の拡充を求めていきます。
- 一、障害児を育てる家族の為の「家庭支援」「兄弟姉妹支援」の制度の充実を求めていきます。
- 一、卒業後の自立や社会参加に向けて、自立支援協議会が十分に機能し、相談支援事業が充実していく ことにより、希望する日中活動先や就業先へ通うことや、障害者のグループホーム等の生活の場が 確保されることを求めていきます。また、労働関係各機関等と連携を図り、生徒の就業促進を働き かけていきます。
- 一、公共・民間の施設・交通機関のバリアフリー、ユニバーサルデザインを活用した建物や設備の整備 が進むよう働きかけていきます。
- 一、自然災害等に備えて、学校、家庭、関係機関と連携・協力し、総合防災マニュアルの策定をはじめ として、地域社会において障害のある子どもがいついかなる時も安心して、安全な生活ができるよ う必要な施策の実現を働きかけていきます。
- 一、感染症流行時に、障害のある子どもの学びと命が守られる安心感のある社会の仕組みを、早急に構築するよう働きかけていきます。

令和3年9月 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

### 【開催地 校長あいさつ】

#### 大分県立別府支援学校長 小林 京子氏



「大分大会」の大会事務局として、一言お礼を申し上げます。

今大会は、全肢P連初めての特設ホームページを設けてのWEB開催となりました。この開催に向けては、澤村前PTA会長のご判断と本部事務局、諏訪校長会長、島根の事務局の皆様の支えから実現しました。

新型コロナウイルスの感染予防のため昨年度中止になった「島根大会」からバトンを受け取り、今まで育んでこられた全肢P連の絆をWEB開催でどういう形で繋いでいけばよいのか、迷いながらの1からのスタートでした。

初のWEB開催ということで、発表原稿や動画の作成など、これまで関係の皆様には多大なるご理解・ ご協力をいただきありがとうございました。

コロナ禍のため直接お会いすることができませんでしたが、たくさんの人に支えられ、思いをいただき実現することができました。改めて人を思うこと、会えない人を想うこと、の大切さを考えました。コロナ禍でできないこと、諦めることもありましたが、変わることで可能なることもあり、そして、会えない人を想う気持ちを諦めてはいけないことを感じています。

今年は、オリンピック・パラリンピック開催の年です。パラリンピックの普及に貢献された中村裕氏は、大分県の太陽の家の創設者でもあります。パラリンピックの開催の年に大分で全肢 P連の大会が開催されることに縁を感じています。現理事長の山下達夫氏の会員研修の中にも創設者の中村裕氏の話がありましたが、理念にされている「No Charity, but a Chance !」の言葉から中村裕氏の理念に触れ、そしてその理念を繋いでいる山下氏の言葉をお聞きし、守っていくことではなく、より良くなるためにはチャレンジする機会が大切であることを改めて感じました。そして、このWeb開催もコロナ禍の中より良くなるために変わっていくための機会 (Chance) だったと思います。変えていくこと、そして変えてはいけない想いを考える契機となりました。

大分大会のテーマは、肢体不自由のある子どもたち一人一人の生きる力を育むために、PTA活動はどうあるべきか「~新しい風 新しい道 大分から広がる 夢の種~」です。Web開催で全国の仲間と繋がり、結ばれた絆(種)を新しい風に乗せて大分からチャレンジの輪を広げていくことで子どもたちの未来(夢)がより豊かに育っていくことを大分関係者一同心より願っています。

今回の大会で、まかれた種を北海道へとしっかり引き継いでいきたいと思います。北海道の皆様よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本大会の開催にあたり、動画のご祝辞を賜りましたご来賓の皆様、基調講演をいただきました菅野和彦様、会員研修をいただきました山下達夫様、分科会のご指導ご助言の講師の皆様、発表者の皆様、温かいご支援をいただきました九肢長会の皆様、そして何より全国各地からご参加くださった会員の皆様に心より感謝申し上げます。

大分から何か一つでもお届けできたならば幸いです。

ご協力いただいたすべての方に感謝申し上げ、お礼の言葉といたします。

### 【次年度開催地 校長あいさつ】

#### 北海道立手稲養護学校長 鎌田 典子 氏



みなさん、こんにちは。

次年度全肢 P連を開催させていただきます北海道手稲養護学校長の鎌田 典子と申します。どうぞよろしくお願い致します。

まずは、全肢P連大分大会の成功おめでとうございます。

大分大会は、コロナの影響もあり、初めてのオンデマンドでの開催となりました。内容はいろいろと縮小された部分もあり、しかし、出来る限り従来と同じ形で実施されたものと思います。オンデマンドでの初めての開催ということもあり、ご苦労された部分も多かったのではないかとご推察致します。大分県立別府支援学校の皆様をはじめ、関係する全ての方々に感謝申し上げます。本当にお疲れ様でした。

さて、来年度、いよいよ北海道大会となります。北海道10校で力を合わせて準備をしてまいります。 来年度もコロナがどうなるかわかりません。わからない中でどうしようかと検討しましたが、来年度は オンラインでの開催、または、一部オンデマンドも合わせたハイブリッドでの開催を目指していこうと 考えております。ICTの活用がこの肢体不自由教育の中でも重要な課題です。子供たちの将来に必ず 何かしらの形で関わってきますし、近い将来にはこのオンラインでの会合も必要な世界になると思われ ます。そんな中で、子供たちを取り巻く私達大人も可能な限りICTを活用し、その足跡を残していけ たらというふうに思います。オンラインでのよさを十分に発揮できるように、そして、子供たちにも伝 えていけるように考えていきたいと思います。

来年度の夏は、ちょっとだけ涼しい北海道と考えておりました。大変残念でございますがオンラインで可能な限り、おもてなしができるようにと考えております。

「過去からつながる明日へ広げる 北海道から目指す 未来のかたち」 来年度、北海道から発信していきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。